

海面区画漁業権漁場計画

備前市～玉野市

(免許番号 1 ～ 7 4 号)

存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

申請期間 公示の日から120日間

免許予定日 令和6年4月1日

岡山県農林水産部水産課

- 1

免許番号

岡区第1号
- 2

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種区画漁業 のり養殖業

9月20日から翌年3月31日まで
- 3

漁場の位置

備前市日生町取揚島地先
- 4

漁場の区域

基点第16号、点ア、点イ及び基点第18号の各点

を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲

まれた区域
- 5

制限又は条件

漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権
- 7

関係地区

備前市日生（頭島を除く。）

点の位置

- 基点第1号

兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱
- 基点第16号

備前市日生町取揚島北端に設置した標識
- 基点第18号

備前市日生町取揚島南端に設置した標識
- 点ア

基点第1号から基点第16号見通し線上基点

第16号から2, 110メートルの点
- 点イ

基点第18号から備前市日生町鹿久居島西オーコ鼻見

通し線と、点アから真方位180度03分48秒見通し

線との交差点
- 点A

基点第1号から基点第16号見通し線と、点Cと点D

とを結んだ線に平行に赤穂市松ノ鼻から引いた線との交

差点
- 点B

点アと点イを結んだ線と、点Cと点Dを結んだ線に平

行に赤穂市松ノ鼻から引いた線との交差点
- 点C

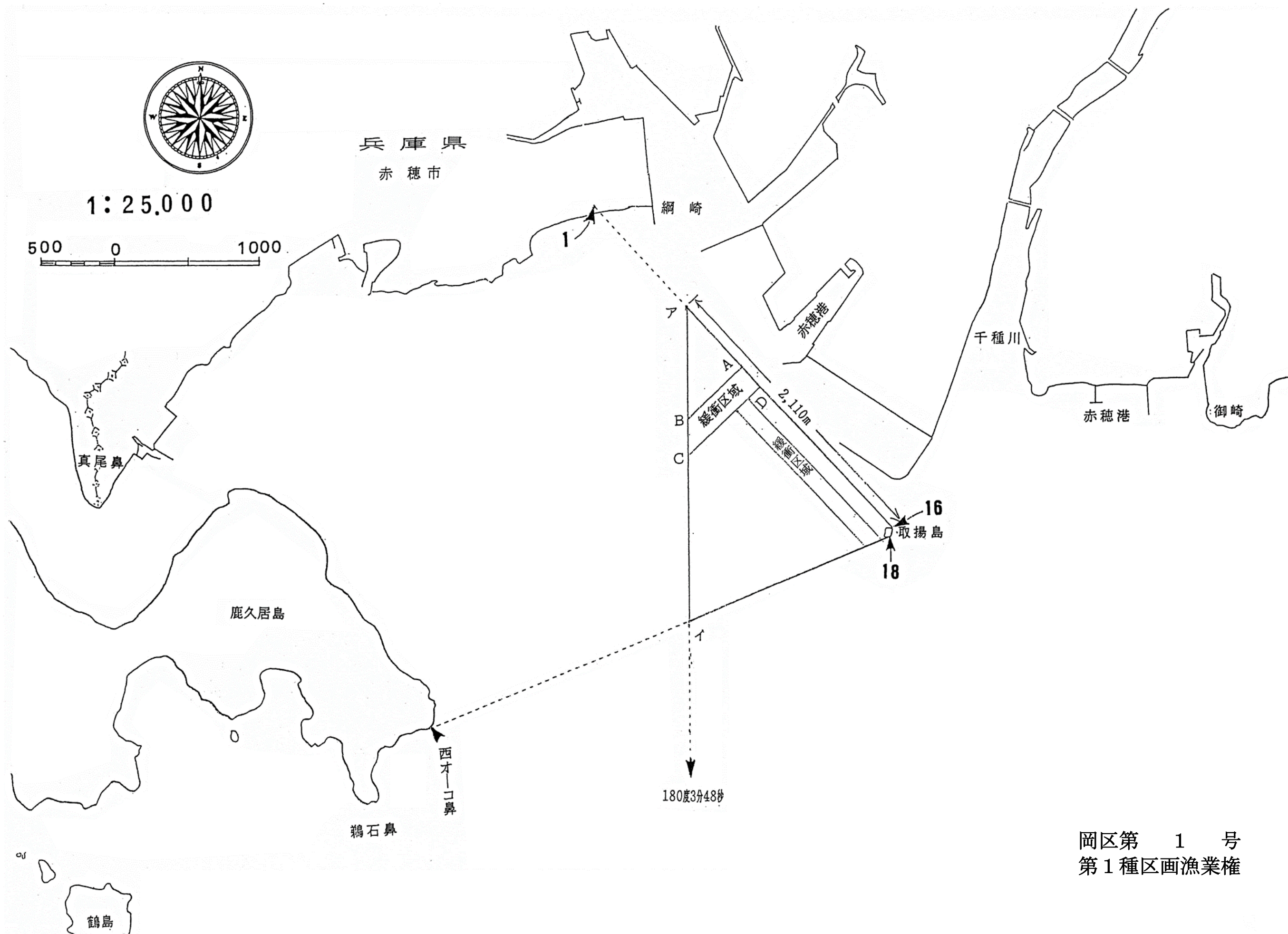
点Dから227度03分48秒見通し線と、点アから

点イ見通し線との交差点
- 点D

基点第1号から基点第16号見通し線と、赤穂市千鳥

町北西防波堤突端から227度03分48秒見通し線と

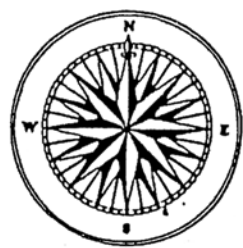
の交差点



岡区第 1 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 2 号

7 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 のり養殖業
9 月 2 0 日から翌年 3 月 3 1 日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町取揚島南西地先
- 4 漁場の区域 基点第 1 8 号、点ア、点イ、点ウ及び基点第 1 8 号の各点
を順次結んだ 4 直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱
基点第 1 6 号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識
基点第 1 8 号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識
基点第 2 7 号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台
点ア 基点第 1 8 号から真方位 1 8 0 度見通し線上基点第 1
8 号から 1, 4 0 0 メートルの点
点イ 点アから基点第 2 7 号見通し線と、点エから真方位 1
8 0 度見通し線との交差点
点ウ 基点第 1 8 号から基点第 2 7 号見通し線と、点エから
真方位 1 8 0 度見通し線との交差点
点エ 基点第 1 6 号から基点第 1 号見通し線上基点第 1 6 号
から 2, 1 1 0 メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



1:25,000

500 0 1000

兵庫県
赤穂市

網崎

赤穂港

千種川

赤穂港

御崎

真尾鼻

鹿久居島

27

鵜石鼻

鶴島

エ

2,110m

16

取揚島

18

1400m

ウ

イ

ア

180°

180°

岡区第 2 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 3 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 のり養殖業
9 月 2 0 日から翌年 3 月 3 1 日まで

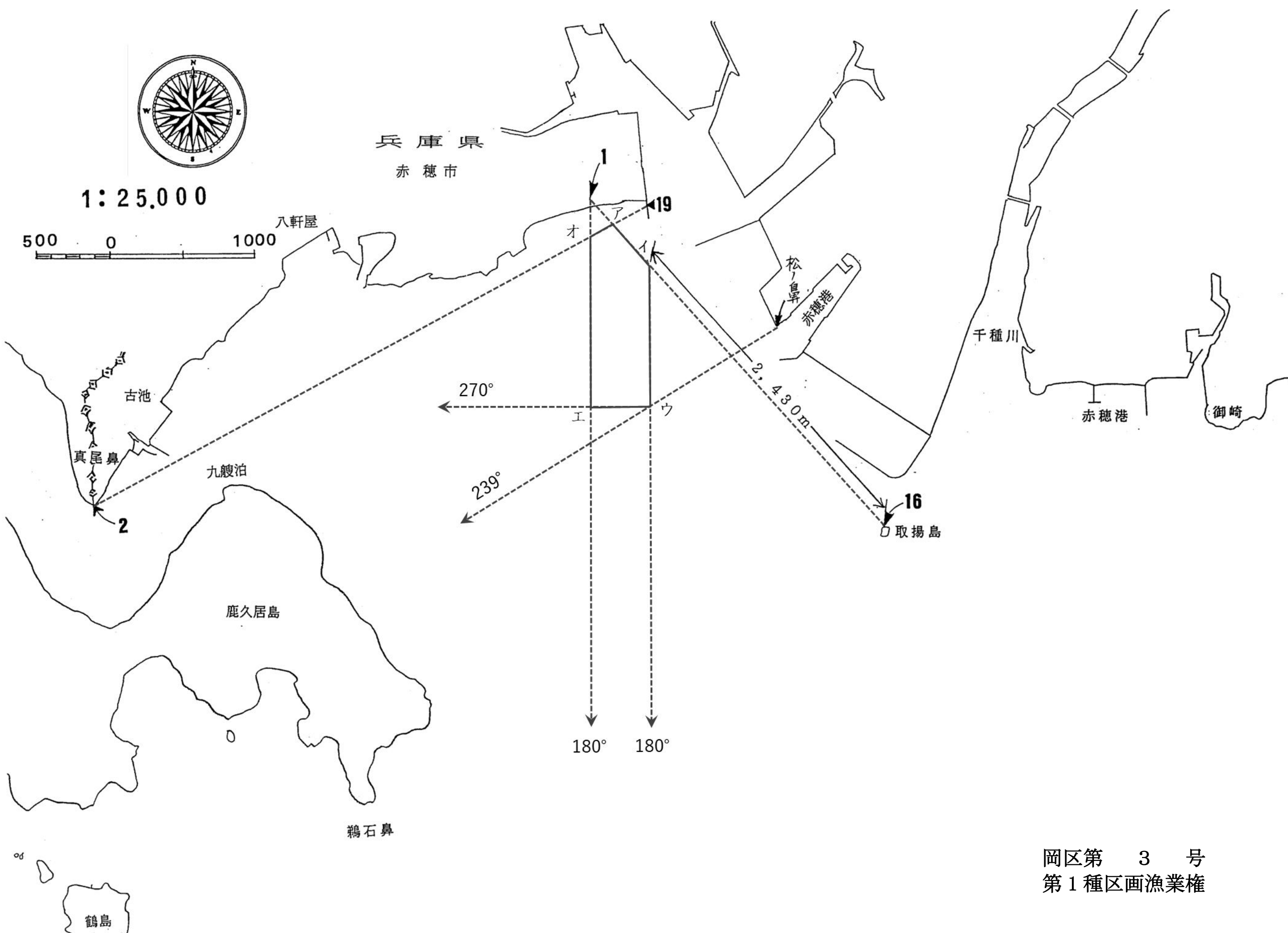
3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アの各点を順次結んだ 5 直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱
基点第 2 号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識
基点第 1 6 号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識
基点第 1 9 号 兵庫県赤穂市西浜町網崎防波堤基部から防波堤上 3 0
メートルの位置に設置した標識
点ア 基点第 2 号から基点第 1 9 号見通し線と、基点第 1 号から基点第 1 6 号見通し線との交差点
点イ 基点第 1 6 号から基点第 1 号見通し線上基点第 1 6 号から 2, 4 3 0 メートルの点
点ウ 兵庫県赤穂市松ノ鼻から真方位 2 3 9 度見通し線と、点イから真方位 1 8 0 度見通し線との交差点
点エ 基点第 1 号から真方位 1 8 0 度見通し線と、点ウから真方位 2 7 0 度見通し線との交差点
点オ 基点第 2 号から基点第 1 9 号見通し線と、基点第 1 号から真方位 1 8 0 度見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

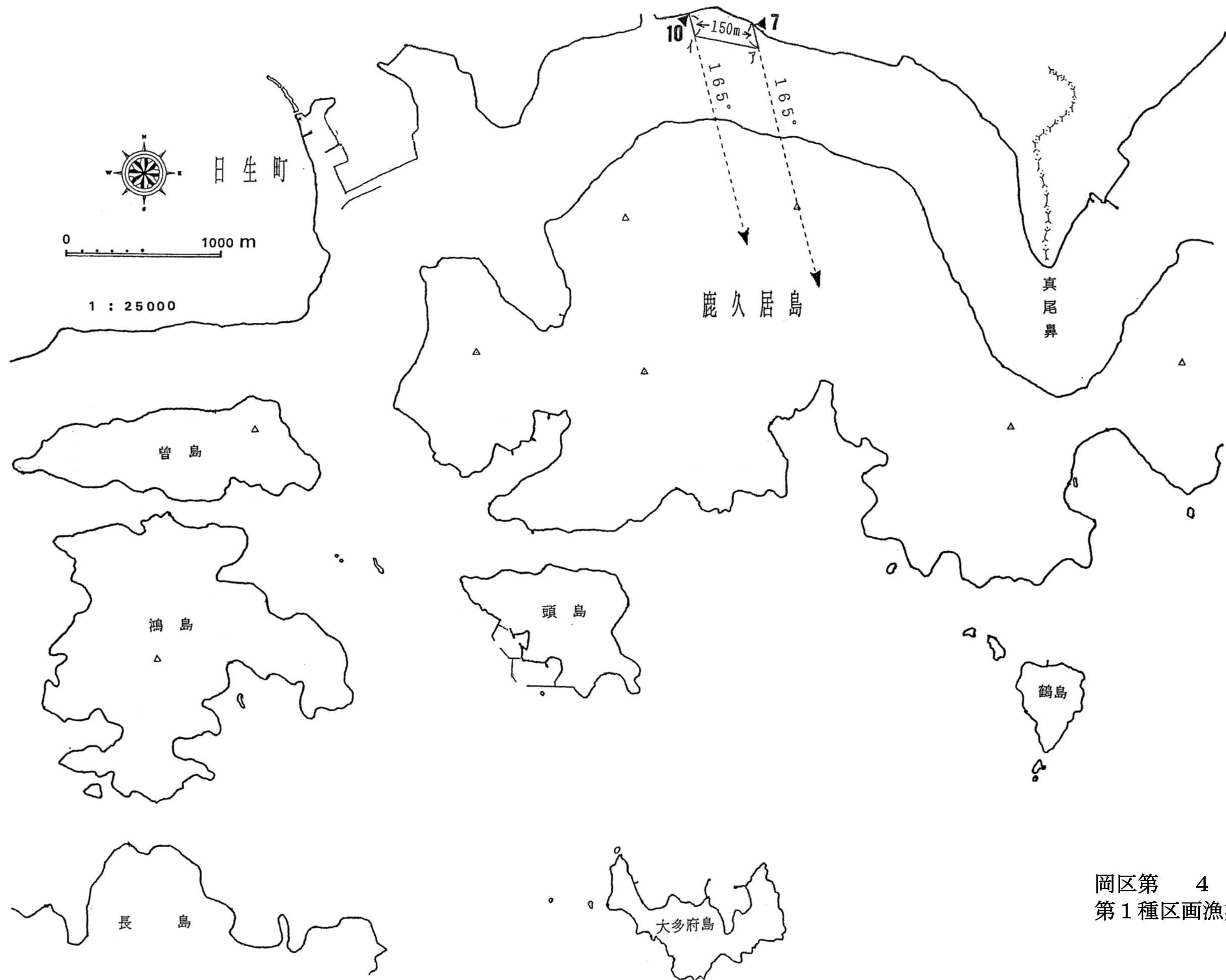
6 個別漁業権又は団体漁業権の別
- 団体漁業権

7 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



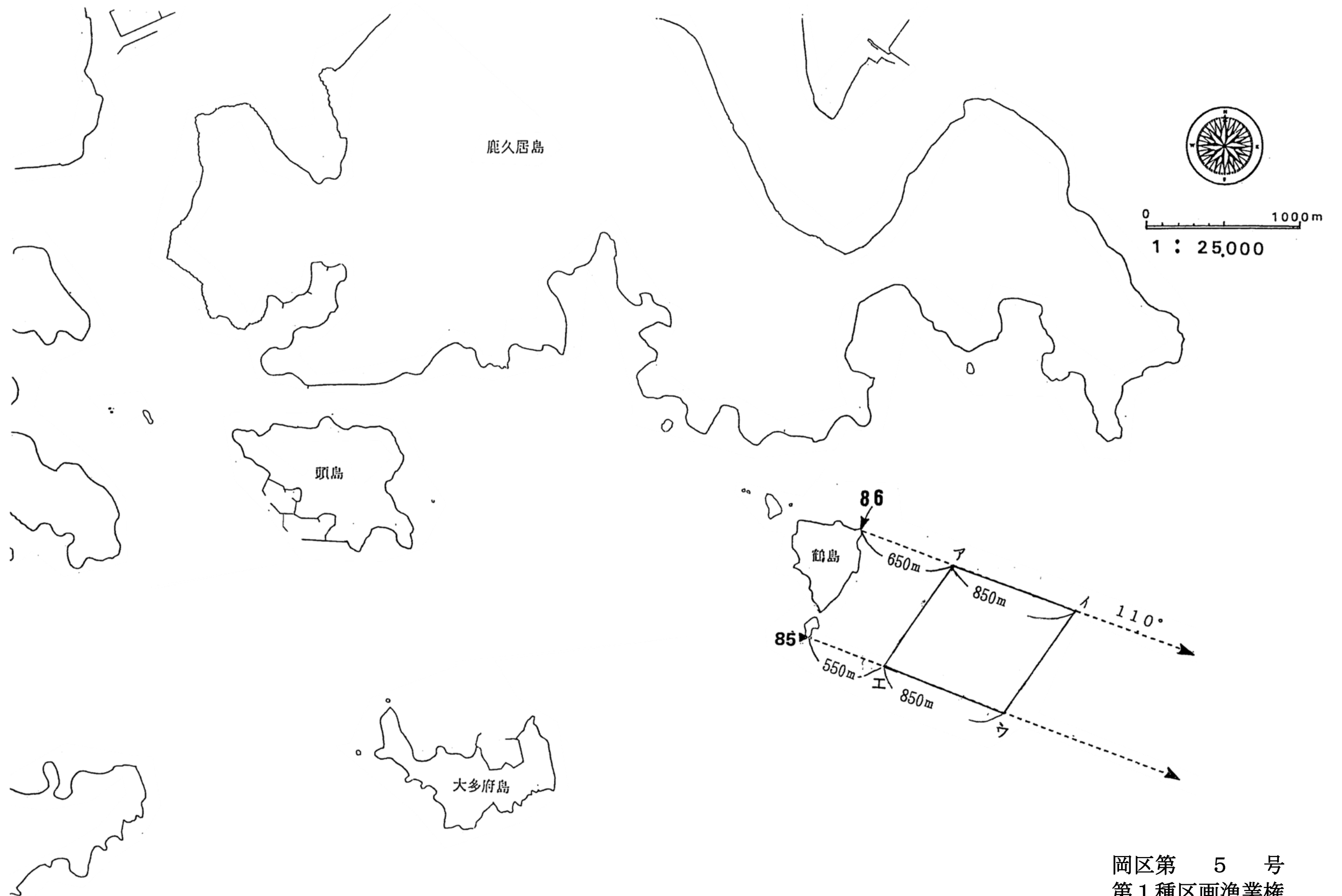
岡区第 3 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第4号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町寒河浜山干拓地先
- 4 漁場の区域 基点第7号、点ア、点イ及び基点第10号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第7号 備前市日生町寒河品川リフラクトリーズ株式会社岡山工場西側防波堤基部に設置した標識
基点第10号 備前市日生町寒河浜山干拓南堤防上東基部から西へ200メートルの点に設置した標識
点ア 基点第7号から真方位165度見通し線上基点第7号から150メートルの点
点イ 基点第10号から真方位165度見通し線上基点第10号から150メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 4 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第5号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鶴島東地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第85号 備前市日生町小剣島西端に設置した標識
基点第86号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識
点ア 基点第86号から真方位110度見通し線上基点第86号から650メートルの点
点イ 基点第86号から真方位110度見通し線上基点第86号から1,500メートルの点
点ウ 基点第85号から真方位110度見通し線上基点第85号から1,400メートルの点
点エ 基点第85号から真方位110度見通し線上基点第85号から550メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 5 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 6 号

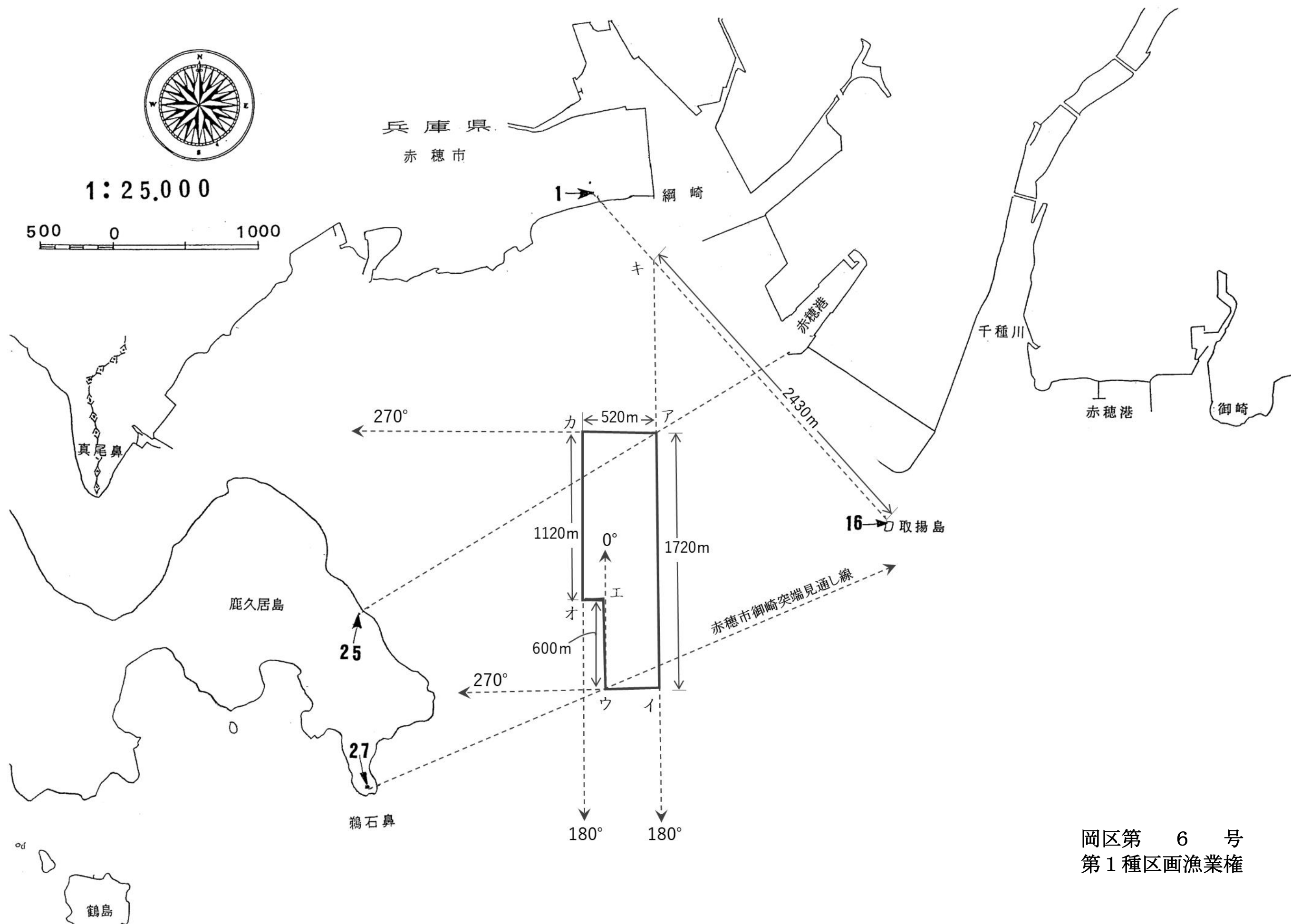
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アの各点を順次結んだ 6 直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱
基点第 1 6 号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識
基点第 2 5 号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識
基点第 2 7 号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台
点ア 基点第 2 5 号から兵庫県赤穂市中広赤穂港南防波堤北端見通し線と、点キから真方位 1 8 0 度見通し線との交差点
点イ 点キから真方位 1 8 0 度見通し線上、点アから 1， 7 2 0 メートルの点
点ウ 点イから真方位 2 7 0 度見通し線と、基点第 2 7 号から兵庫県赤穂市御崎突端見通し線との交差点
点エ 点ウから真方位 0 度見通し線上点ウから 6 0 0 メートルの点
点オ 点カから真方位 1 8 0 度見通し線上点カから 1、 1 2 0 メートルの点
点カ 点アから真方位 2 7 0 度見通し線上点アから 5 2 0 メートルの点
点キ 基点第 1 6 号から基点第 1 号見通し線上基点第 1 6 号から 2， 4 3 0 メートルの点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 6 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第7号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

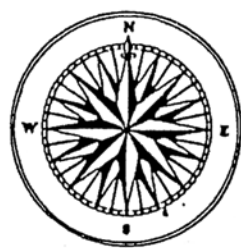
3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ
及び点アの各点を順次結んだ9直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第18号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識
基点第19号 兵庫県赤穂市西浜町綱崎防波堤基部から防波堤上30
メートルの位置に設置した標識
基点第24号 備前市日生町鹿久居島九艘泊北端に設置した標識
基点第27号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台
基点第97号 備前市日生町鹿久居島かや前に設置した標識
点ア 基点第24号から基点第19号見通し線上基点第24
号から500メートルの点
点イ 基点第24号から基点第19号見通し線上基点第24
号から1,700メートルの点
点ウ 基点第97号から赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上
基点第97号から1,300メートルの点
点エ 基点第97号から赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基
点第97号から1,100メートルの点
点オ 点サから点コの見通し線上点サから1,650メートル
の点
点カ 点サから点コの見通し線上点サから900メートルの点
点キ 基点第27号から赤穂市加里屋赤穂港南東端見通し線上
基点第27号から1,100メートルの点
点ク 基点第97号から赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基
点第97号から600メートルの点

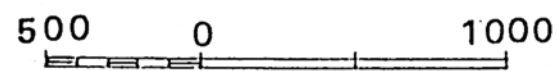
点ケ 基点第97号から赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基
点第97号から220メートルの点
点コ 基点第18号から真方位180度見通し線上基点第18
号から1,500メートルの点
点サ 基点第27号から真方位180度見通し線上基点第27
号から100メートルの点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

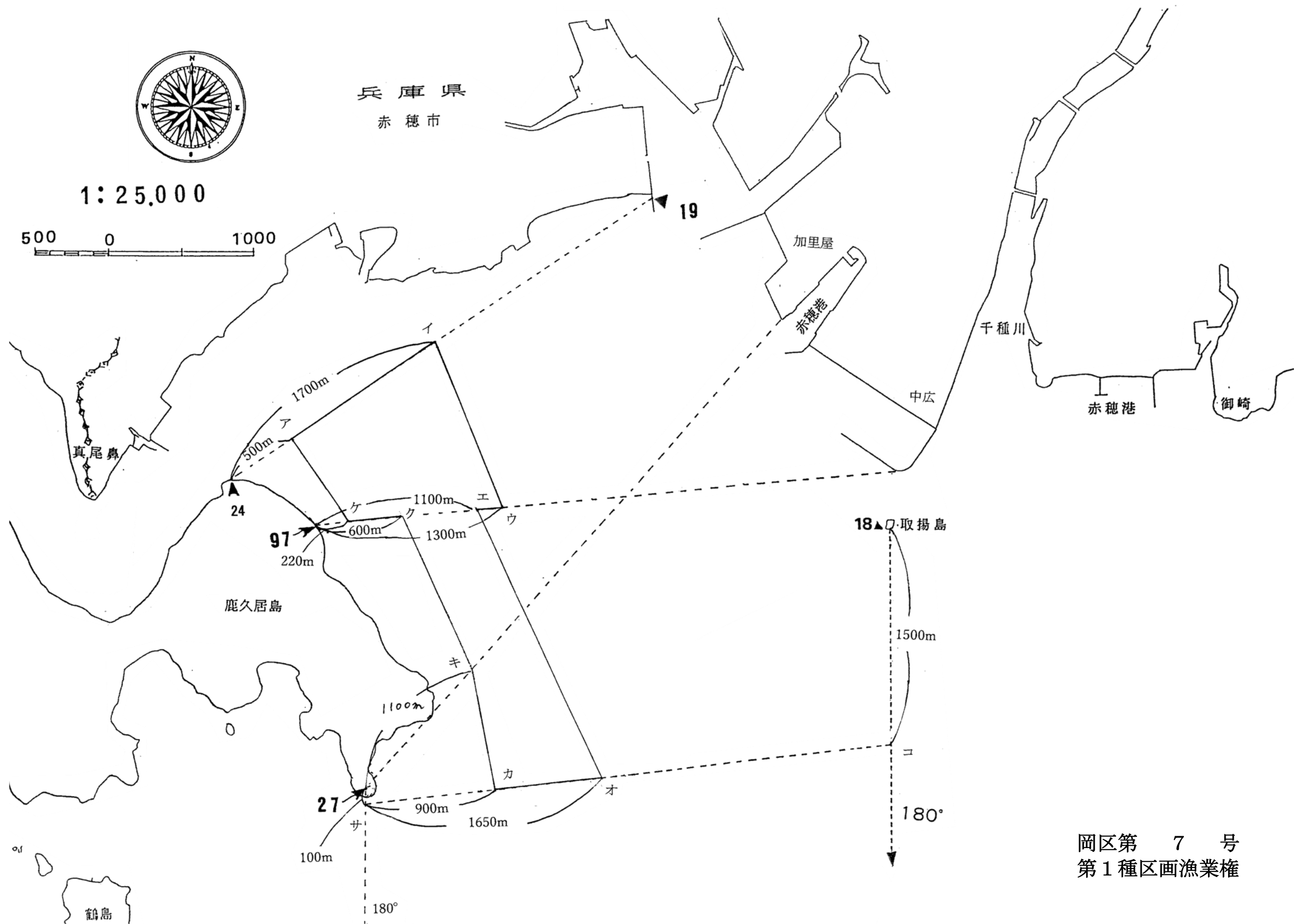
6 関係地区 備前市日生町



1:25,000

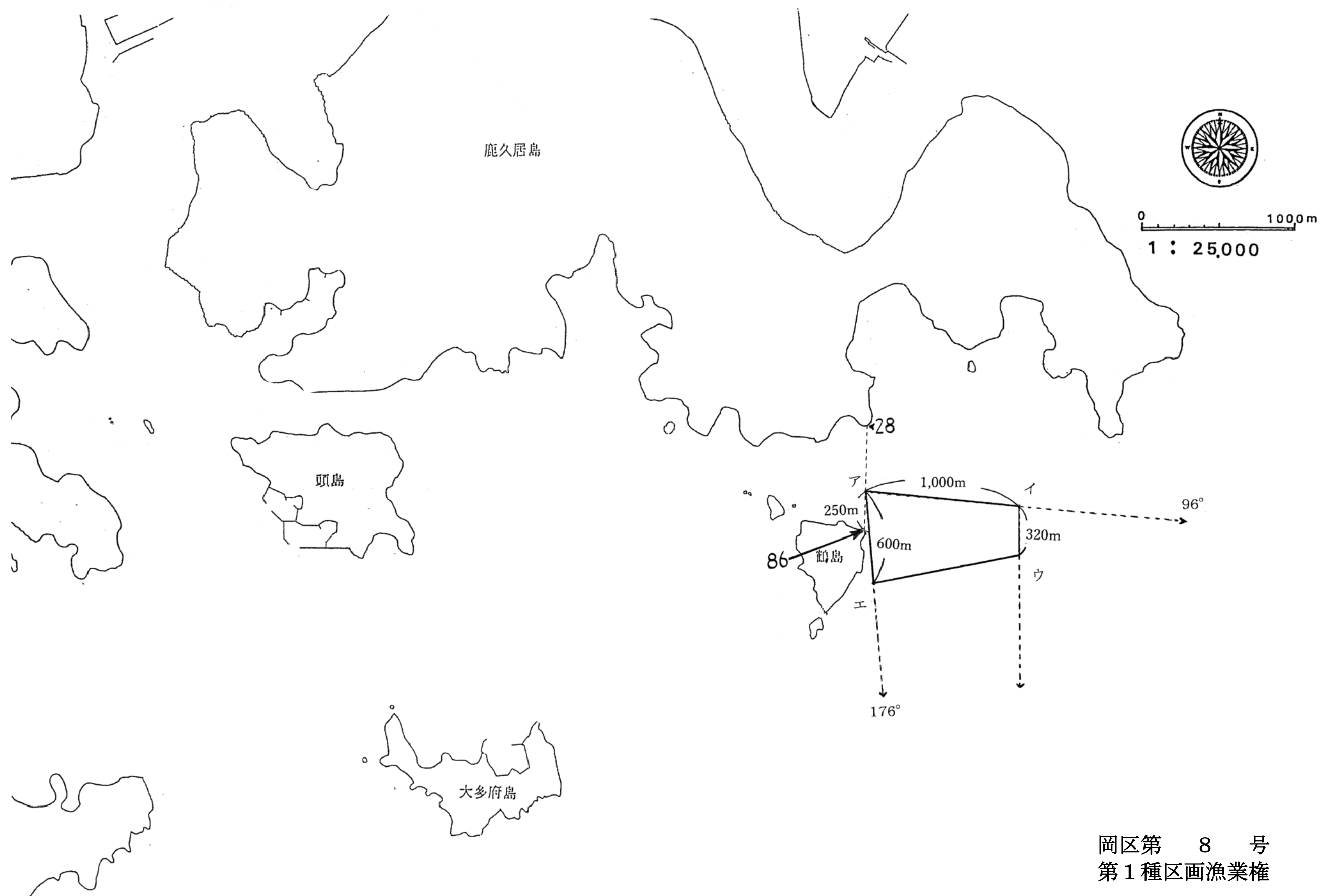


兵庫県
赤穂市



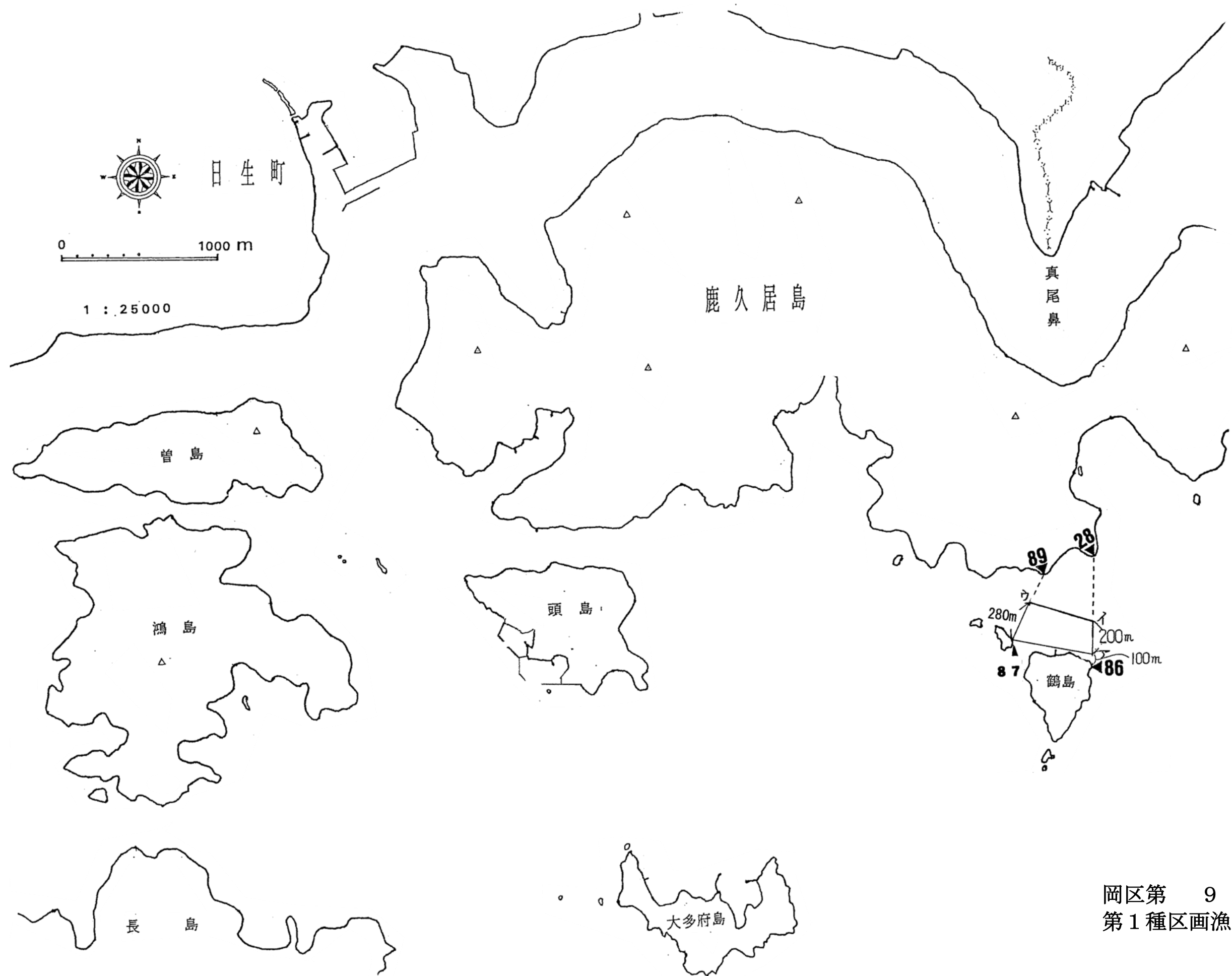
岡区第 7 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第8号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鶴島東地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第28号 備前市日生町鹿久居島南側卯ノ鼻南端に設置した標識
基点第86号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識
点ア 基点第86号から基点第28号見通し線上基点第86号から250メートルの点
点イ 点アから真方位96度見通し線上点アから1,000メートルの点
点ウ 点イから真方位180度見通し線上点イから320メートルの点
点エ 点アから真方位176度見通し線上点アから600メートルの点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 8 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第9号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鶴島北地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、基点第87号及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第28号 備前市日生町鹿久居島南側卯ノ鼻南端に設置した標識
基点第86号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識
基点第87号 備前市日生町かもめ島東端に設置した標識
基点第89号 備前市日生町鹿久居島こなきりの東に設置した標識
点ア 基点第86号から基点第28号見通し線上基点第86号から100メートルの点
点イ 基点第86号から基点第28号見通し線上基点第86号から300メートルの点
点ウ 基点第87号から基点第89号見通し線上基点第87号から280メートルの点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 9 号
第1種区画漁業権

1 免許番号 岡区第 1 0 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島南地先

4 漁場の区域 点オ、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第 9 9 号の各点を
順次結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域

点の位置

基点第 5 2 号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

基点第 5 5 号 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標
識

基点第 8 1 号 備前市日生町鹿久居島千軒湾の西に設置した標識

基点第 8 2 号 備前市日生町首切島北端に設置した標識

基点第 9 9 号 備前市日生町鹿久居島だん亀西端に設置した標識

点ア 基点第 8 2 号から基点第 8 1 号見通し線上基点第 8 2
号から 5 0 メートルの点

点イ 点アから基点第 5 2 号見通し線上点アから 2 0 0 メー
トルの点

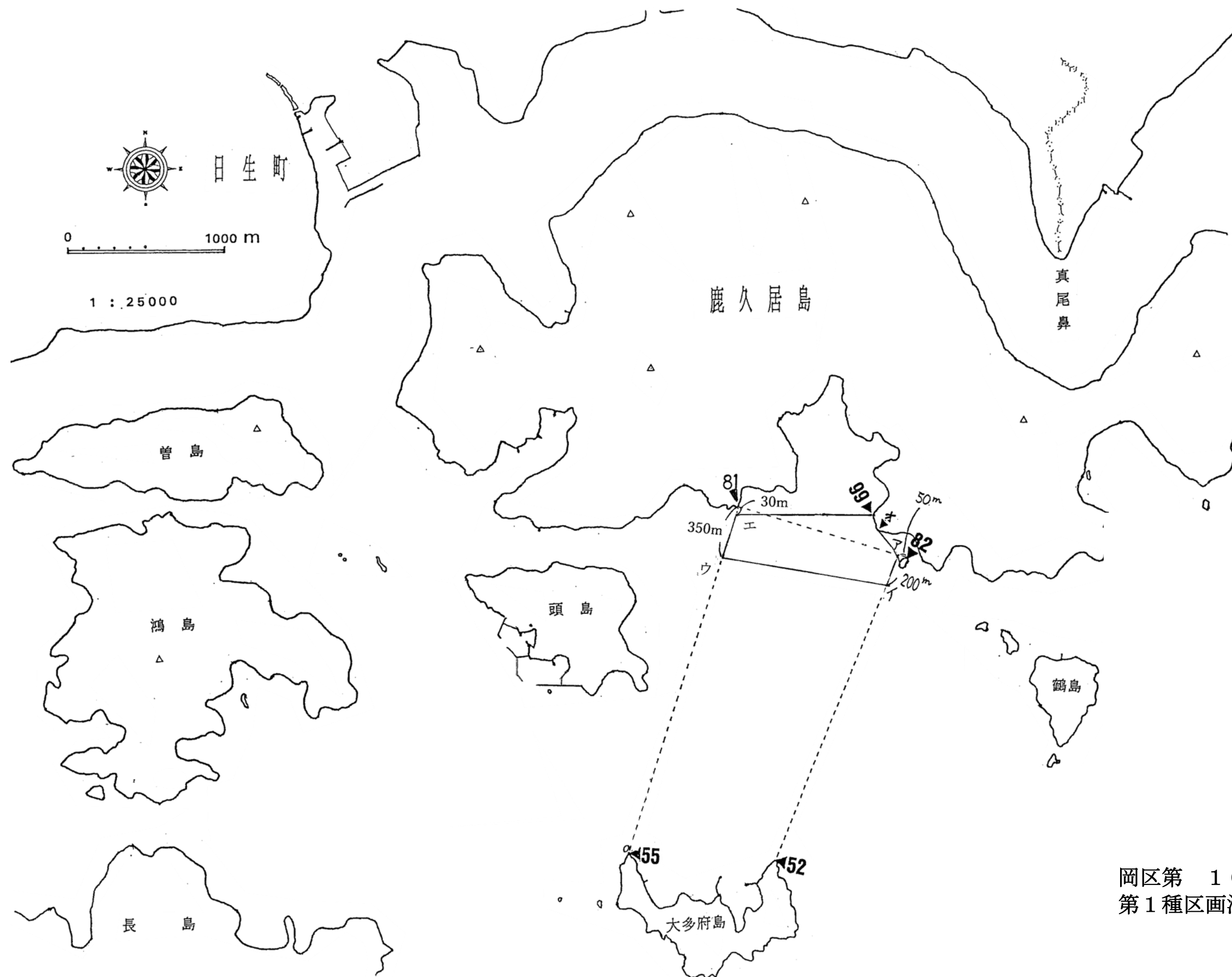
点ウ 基点第 8 1 号から基点第 5 5 号見通し線上基点第 8 1
号から 3 5 0 メートルの点

点エ 基点第 8 1 号から基点第 5 5 号見通し線上基点第 8 1
号から 3 0 メートルの点

点オ 備前市日生町鹿久居島だん亀南西端

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 10 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 1 1 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 備前市日生町大多府島北地先

4 漁場の区域 次に掲げる（１）の区域のうち（２）に掲げる区域を除いた区域

（１）基点第 5 5 号、点ア、点イ、基点第 5 7 号、基点第 5 6 号及び点エの各点を順次結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第 4 2 号 備前市日生町頭島黒鼻南端に設置した標識

基点第 5 5 号 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

基点第 5 6 号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤基部西側に設置した標識

基点第 5 7 号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤北端に設置した標識

点ア 基点第 5 5 号から基点第 4 2 号見通し線上基点第 5 5 号から 3 5 0 メートルの点

点イ 基点第 5 7 号から基点第 4 2 号見通し線上基点第 5 7 号から 5 3 0 メートルの点

点エ 基点第 5 6 号から真方位 2 8 2 度見通し線と、最大高潮時海岸線との交差点

（２）基点第 5 5 号、点オ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第 4 2 号 備前市日生町頭島黒鼻南端に設置した標識

基点第 5 5 号 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

基点第 5 6 号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤基部西側に設置した標識

基点第 5 7 号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤北端に設置した標識

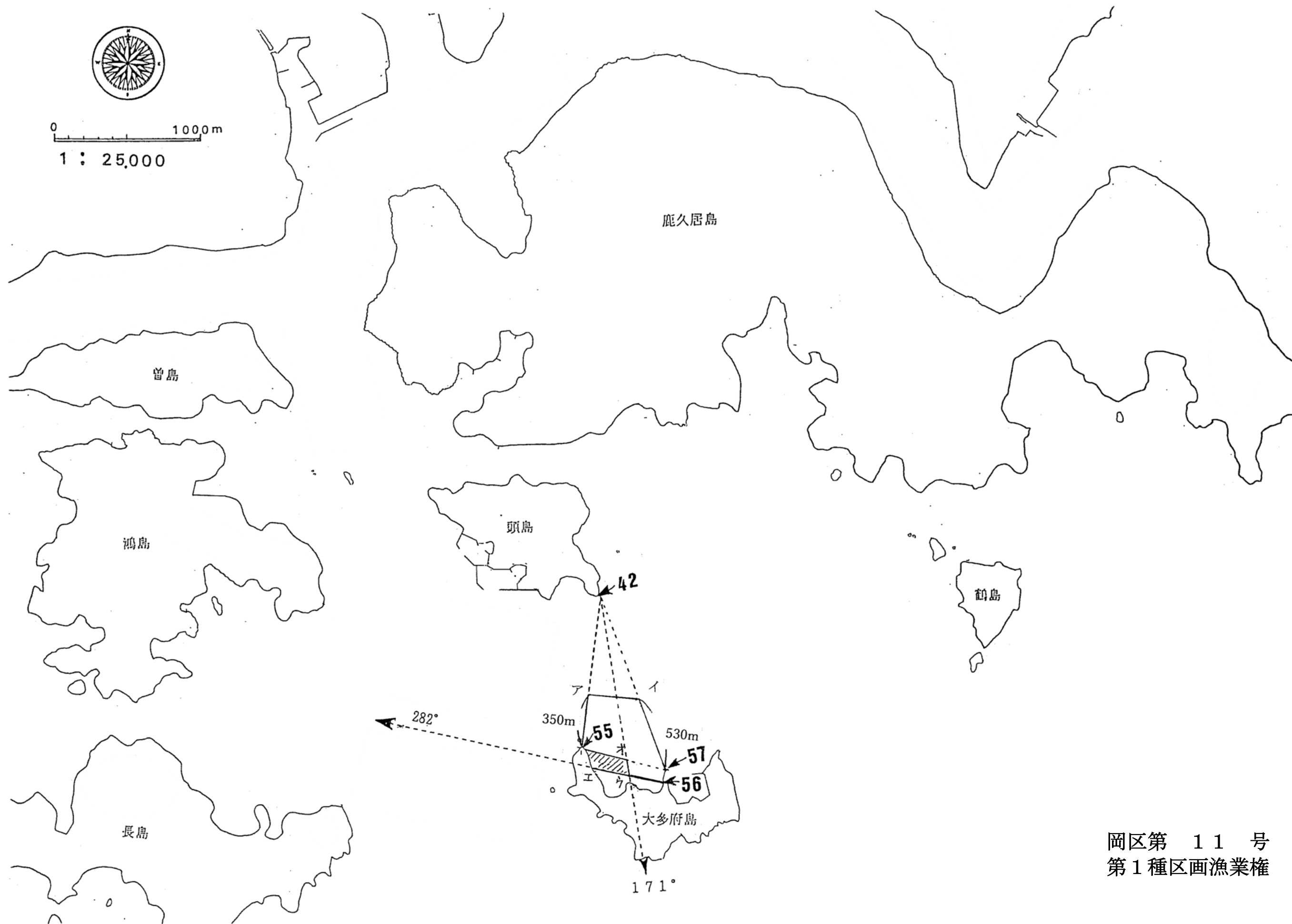
点ウ 基点第 5 6 号から真方位 2 8 2 度見通し線と、基点第 4 2 号から真方位 1 7 1 度見通し線との交差点

点エ 基点第 5 6 号から真方位 2 8 2 度見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

点オ 基点第 5 5 号から基点第 5 7 号見通し線と、基点第 4 2 号から真方位 1 7 1 度見通し線との交差点

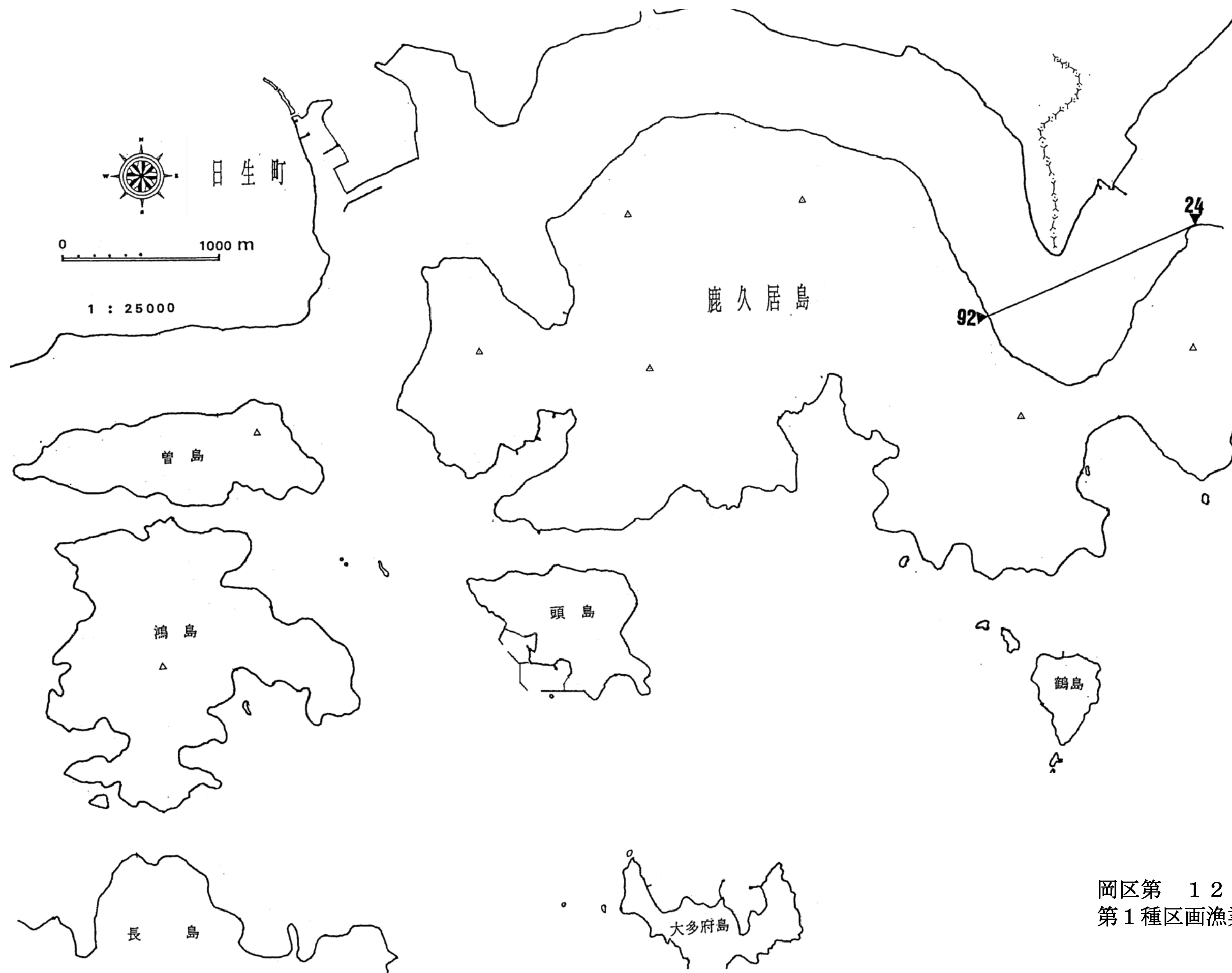
5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 11 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 1 2 号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北地先
- 4 漁場の区域 基点第 2 4 号及び基点第 9 2 号を結んだ直線と最大高潮時
海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 2 4 号 備前市日生町鹿久居島九艘泊北端に設置した標識
基点第 9 2 号 備前市日生町鹿久居島亀石西に設置した標識
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町及び兵庫県赤穂市福浦



岡区第 12 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 1 3 号

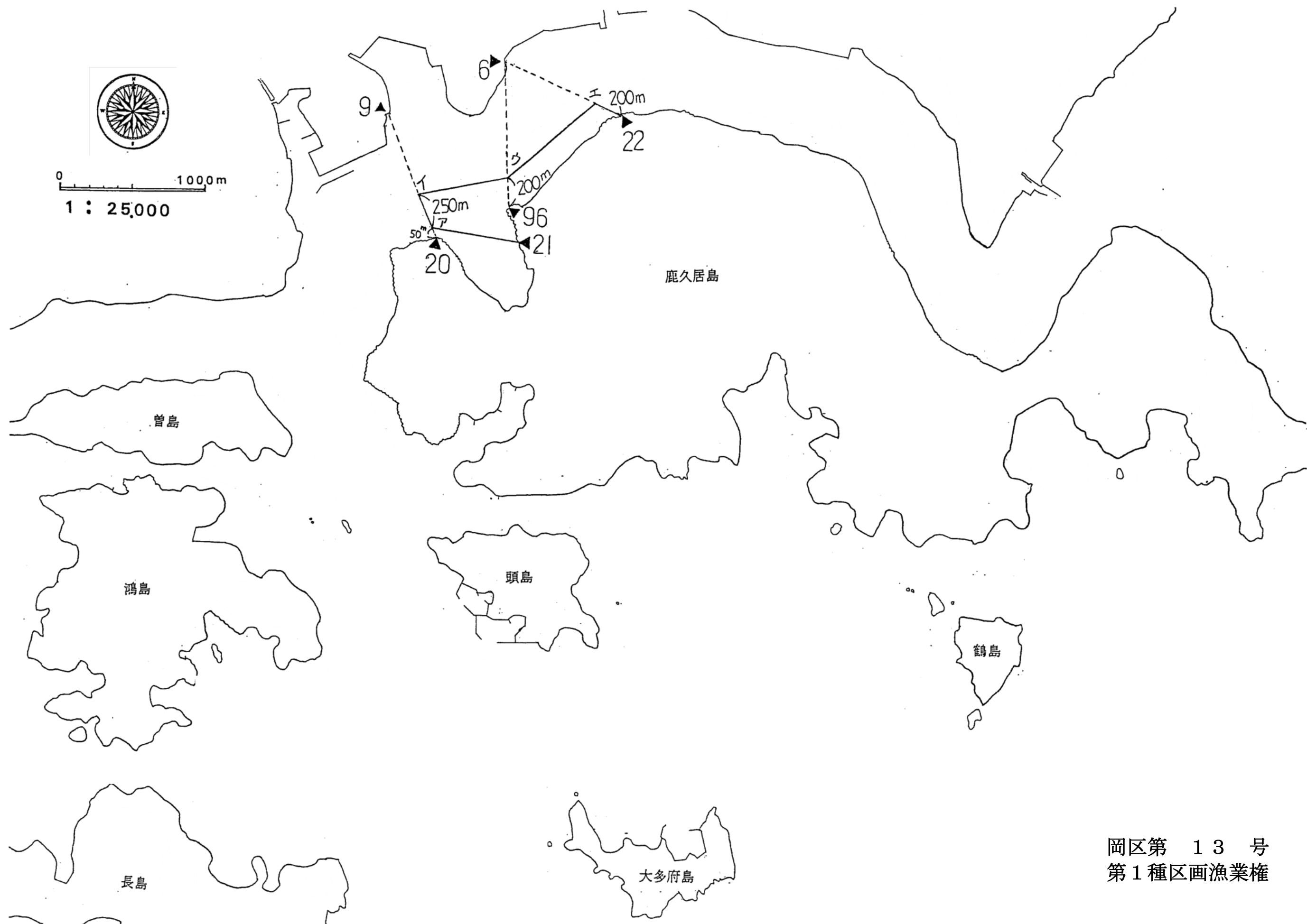
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北西地先

4 漁場の区域 基点第 2 1 号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第 2 2 号
の各点を順次結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲
まれた区域
点の位置
基点第 6 号 備前市日生町寒河 2 4 2 7－2 番地地先護岸に設置した
標識
基点第 9 号 備前市日生町楯越山（1 2 6）山麓東端に設置した標識
基点第 2 0 号 備前市日生町鹿久居島サコズ北東端に設置した標識
基点第 2 1 号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識
基点第 2 2 号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標
識
基点第 9 6 号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側北西端に設置した標
識
点ア 基点第 2 0 号から基点第 9 号見通し線上基点第 2 0 号
から 5 0 メートルの点
点イ 基点第 2 0 号から基点第 9 号見通し線上基点第 2 0 号
から 3 0 0 メートルの点
点ウ 基点第 9 6 号から基点第 6 号見通し線上基点第 9 6 号
から 2 0 0 メートルの点
点エ 基点第 2 2 号から基点第 6 号見通し線上基点第 2 2 号
から 2 0 0 メートルの点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
- 団体漁業権

6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 13 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 1 4 号

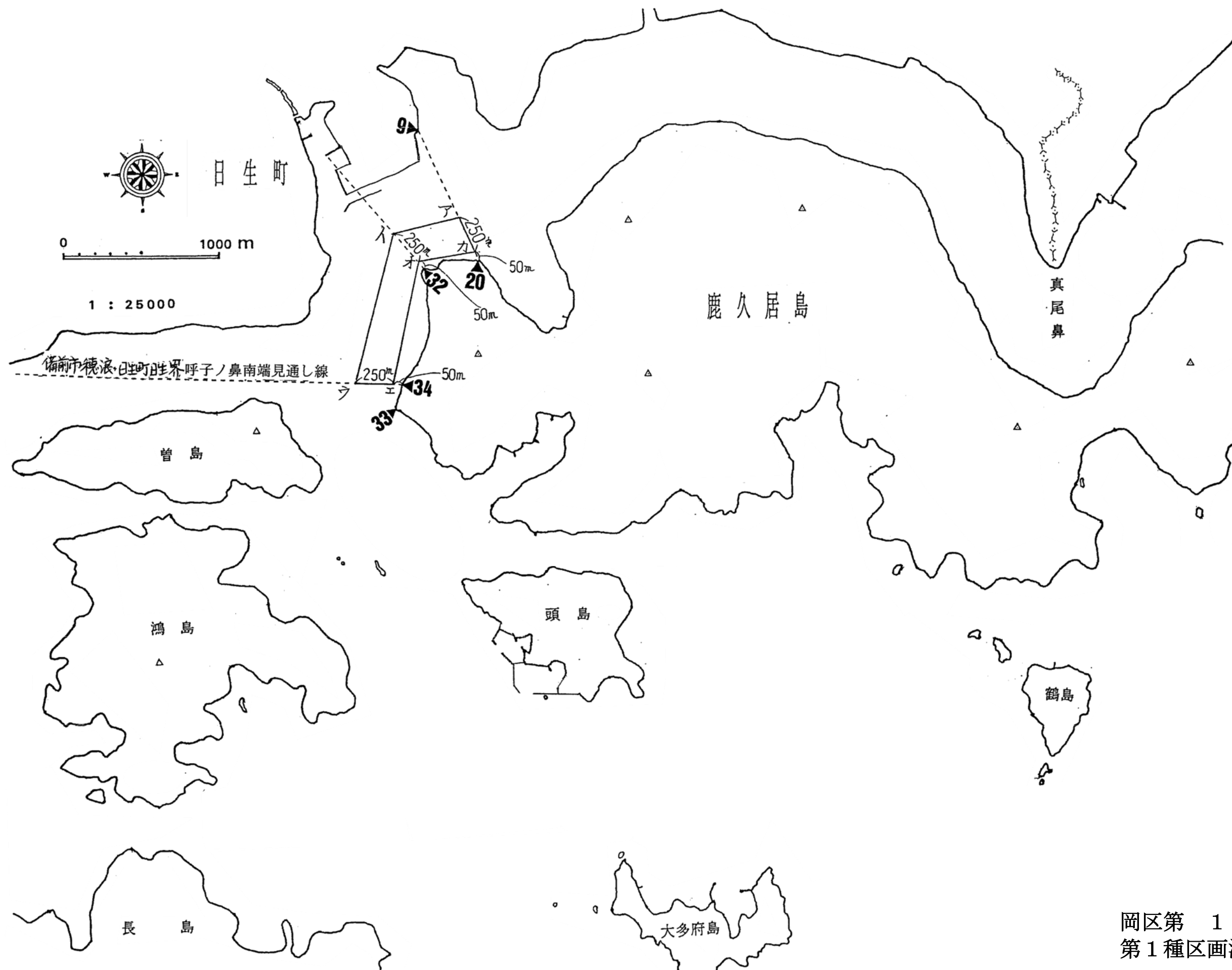
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北西地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アの各点を順次結んだ 6 直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第 9 号 備前市日生町楯越山（1 2 6）山麓東端に設置した標識
基点第 2 0 号 備前市日生町鹿久居島サコズ北東端に設置した標識
基点第 3 2 号 備前市日生町鹿久居島サコズ北西端に設置した標識
基点第 3 3 号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識
基点第 3 4 号 基点第 3 3 号から海岸線上北へ 1 5 0 メートルの地点に設置した標識
点ア 基点第 2 0 号から基点第 9 号見通し線上基点第 2 0 号から 3 0 0 メートルの点
点イ 基点第 3 2 号から備前市日生町日生港旧東防波堤灯台見通し線上基点第 3 2 号から 3 0 0 メートルの点
点ウ 基点第 3 4 号から備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端見通し線上基点第 3 4 号から 3 0 0 メートルの点
点エ 基点第 3 4 号から備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端見通し線上基点第 3 4 号から 5 0 メートルの点
点オ 基点第 3 2 号から日生港旧東防波堤灯台見通し線上基点第 3 2 号から 5 0 メートルの点
点カ 基点第 2 0 号から基点第 9 号見通し線上基点第 2 0 号から 5 0 メートルの点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 備前市日生町



岡区第 14 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 1 5 号

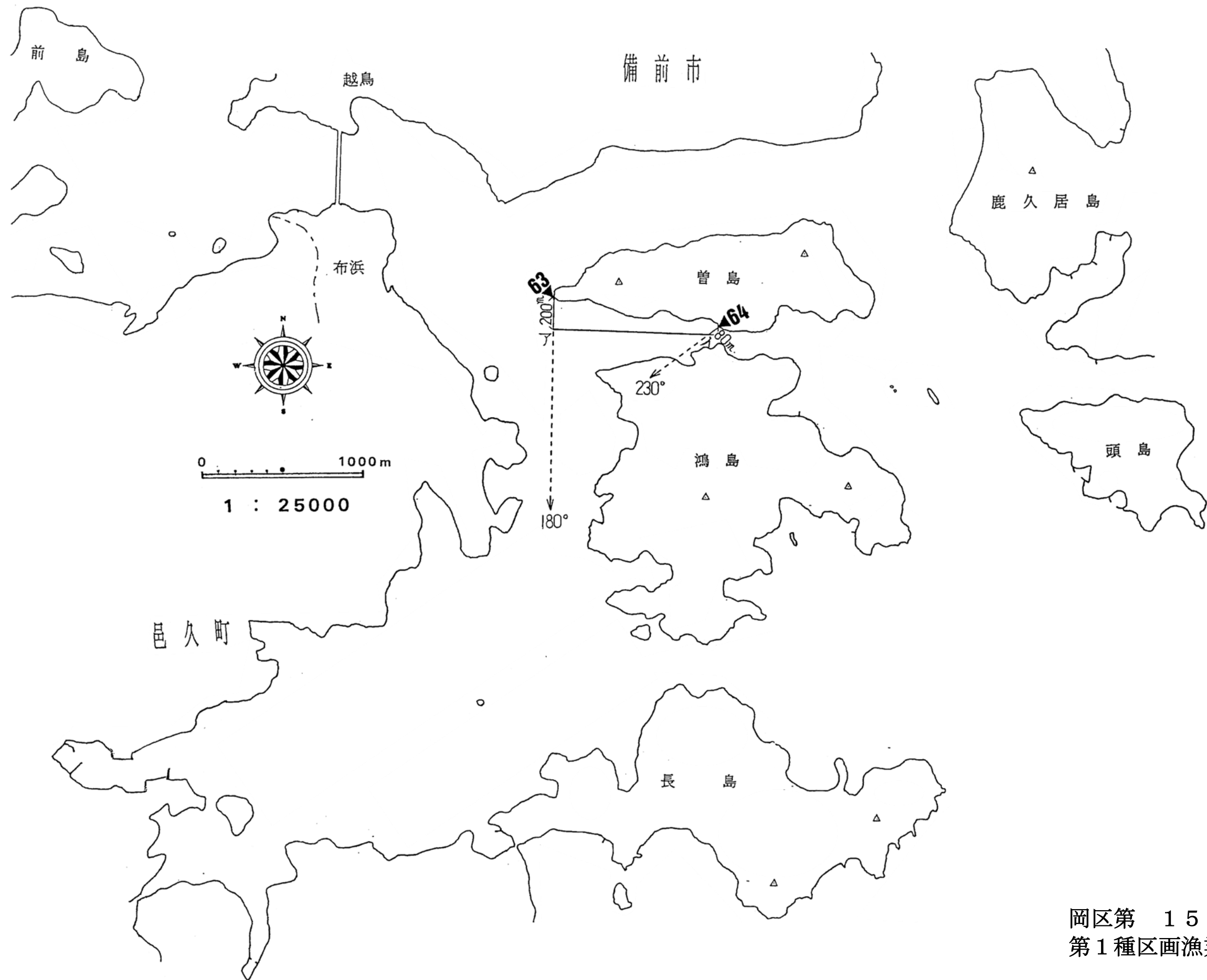
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町曾島南地先

- 4 漁場の区域 基点第 6 3 号、点ア、点イ及び基点第 6 4 号の各点を順次
結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 6 3 号 備前市日生町曾島西端に設置した標識
基点第 6 4 号 備前市日生町曾島ナカト南鼻に設置した標識
点ア 基点第 6 3 号から真方位 1 8 0 度見通し線上基点第 6
3 号から 2 0 0 メートルの点
点イ 基点第 6 4 号から真方位 2 3 0 度見通し線上基点第 6
4 号から 8 0 メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 15 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第 1 6 号

6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

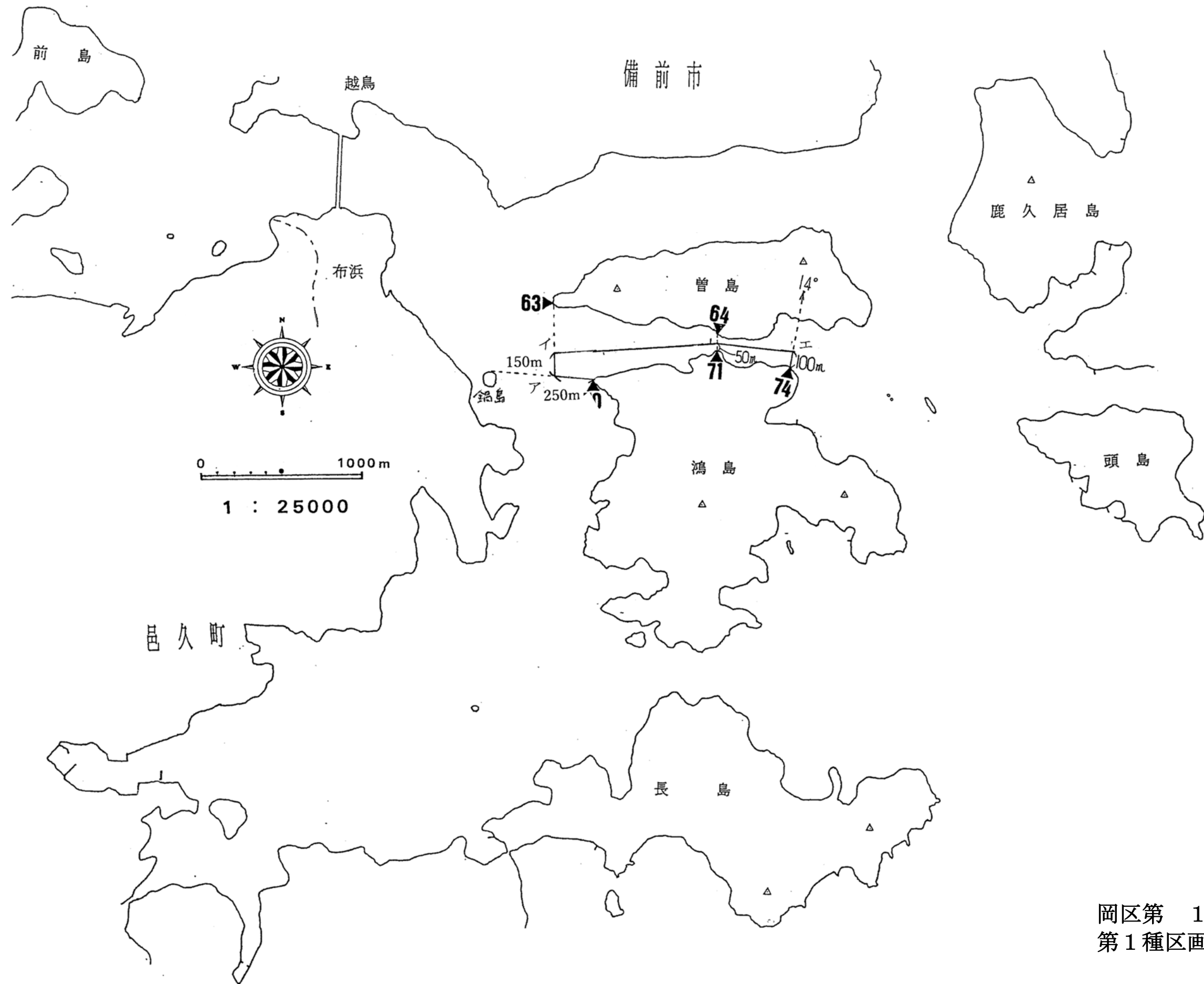
3 漁場の位置 備前市日生町鴻島北地先

4 漁場の区域 基点第 7 0 号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第 7 4 号
の各点を順次結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲
まれた区域

点の位置

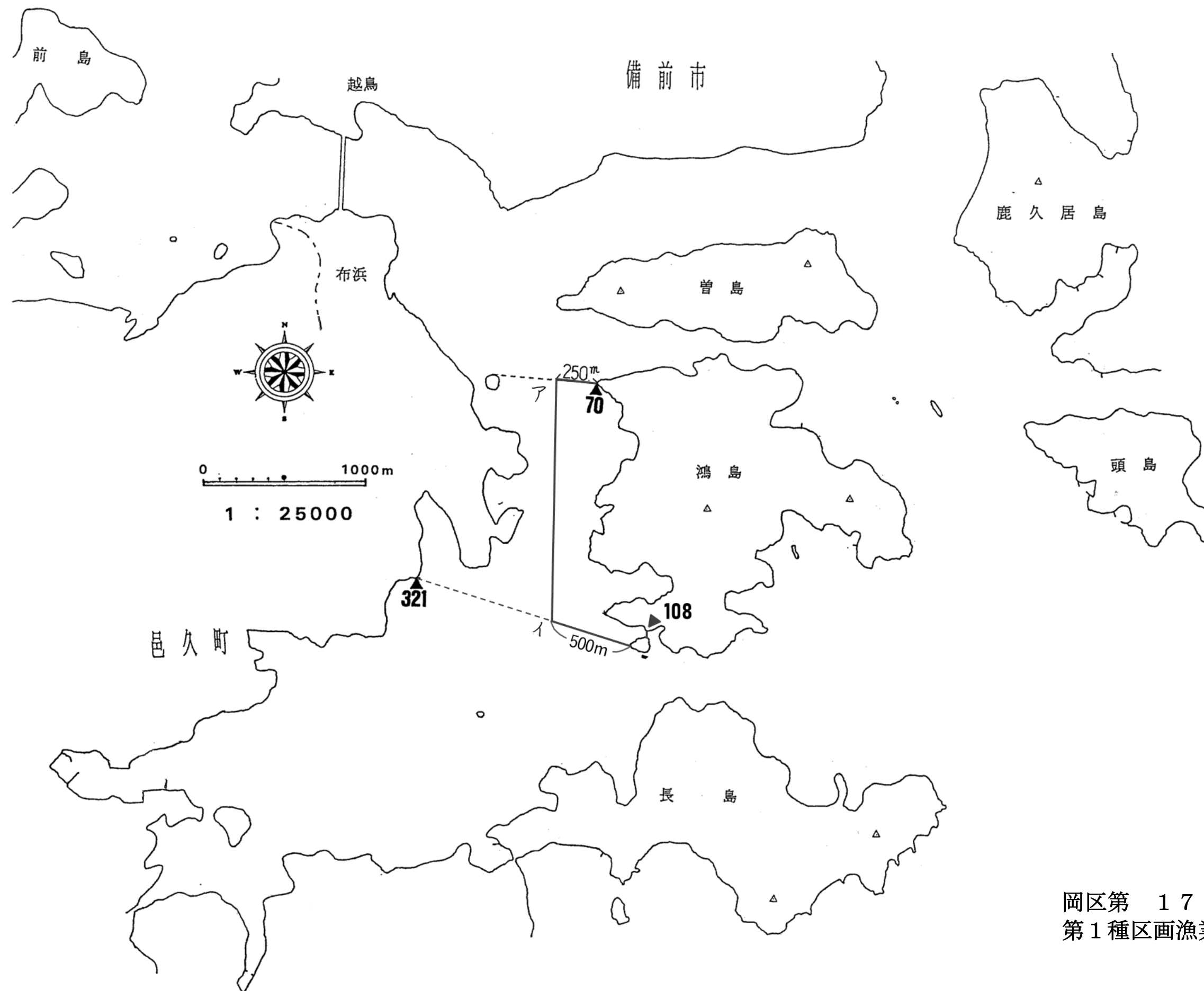
- 基点第 6 3 号 備前市日生町曾島西端に設置した標識
- 基点第 6 4 号 備前市日生町曾島ナカト南鼻に設置した標識
- 基点第 7 0 号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
- 基点第 7 1 号 備前市日生町鴻島北端に設置した標識
- 基点第 7 4 号 備前市日生町鴻島バベ崎北東端に設置した標識
- 点ア 基点第 7 0 号から瀬戸内市邑久町鍋島北端見通し線上
基点第 7 0 号から 2 5 0 メートルの点
- 点イ 点アから基点第 6 3 号見通し線上基点アから 1 5 0 メ
ートルの点
- 点ウ 基点第 7 1 号から基点第 6 4 号見通し線上基点第 7 1
号から 5 0 メートルの点
- 点エ 基点第 7 4 号から真方位 1 4 度見通し線上基点第 7 4
号から 1 0 0 メートルの点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



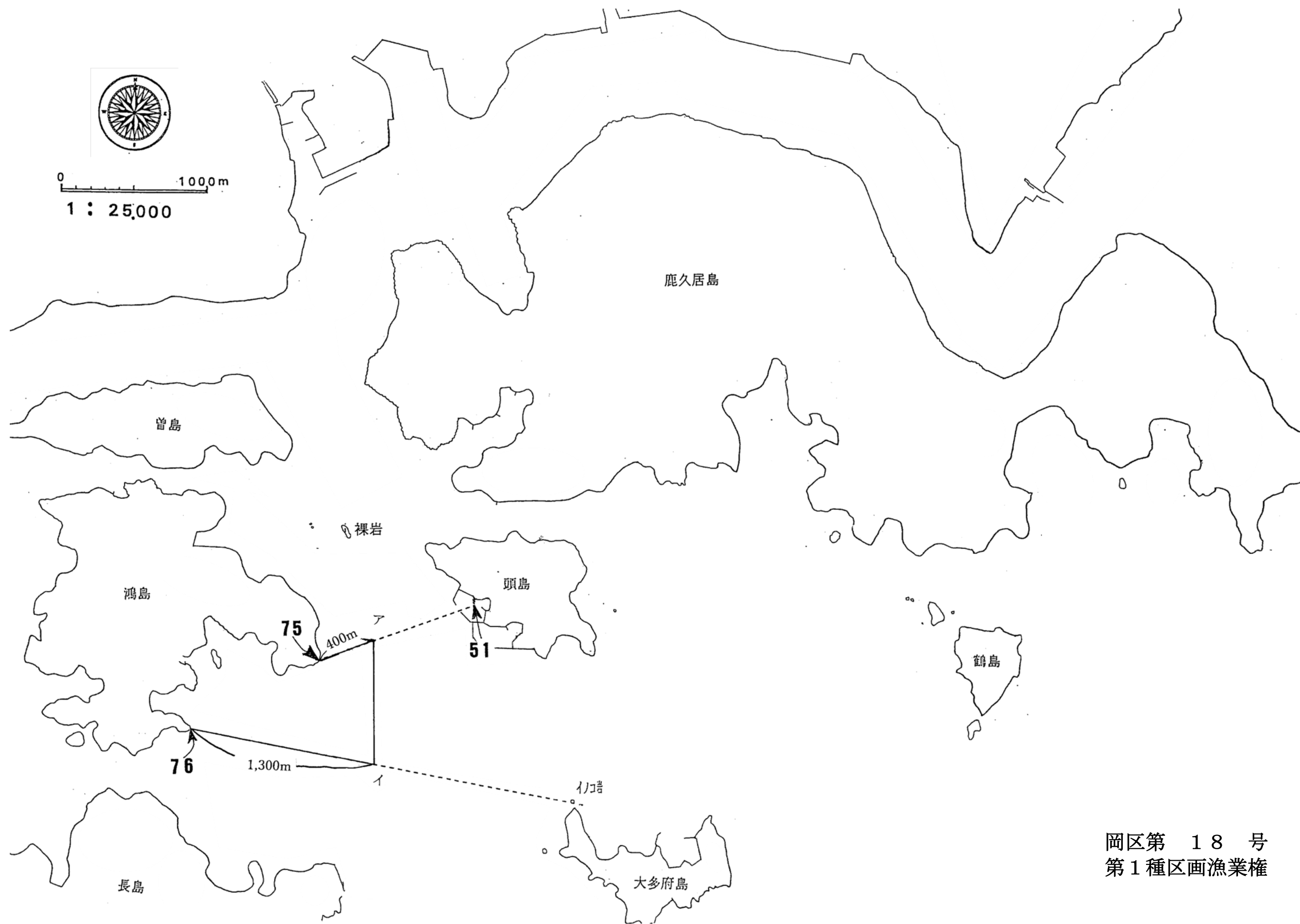
岡区第 16 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 1 7 号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鴻島西地先
- 4 漁場の区域 基点第 7 0 号、点ア、イ及び日生町日後小島西端を順次結んだ 3 直線並びに基点 1 0 8 号、日生町日後小島北端を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 7 0 号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
基点第 1 0 8 号 備前市日生町鴻島日後南端に設置した標識
基点第 3 2 1 号 瀬戸内市邑久町虫明小浜南端に設置した標識
点ア 基点第 7 0 号から邑久町鍋島北端見通し線上基点第 7 0 号から 2 5 0 メートルの点
点イ 日生町日後小島西端から基点第 3 2 1 号見通し線上日後小島西端から 5 0 0 メートルの点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町及び瀬戸内市邑久町



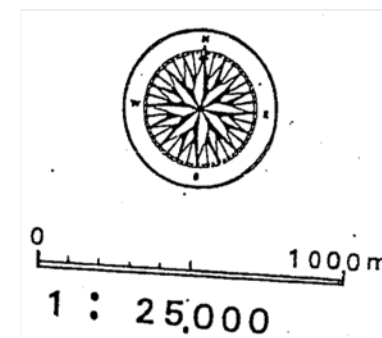
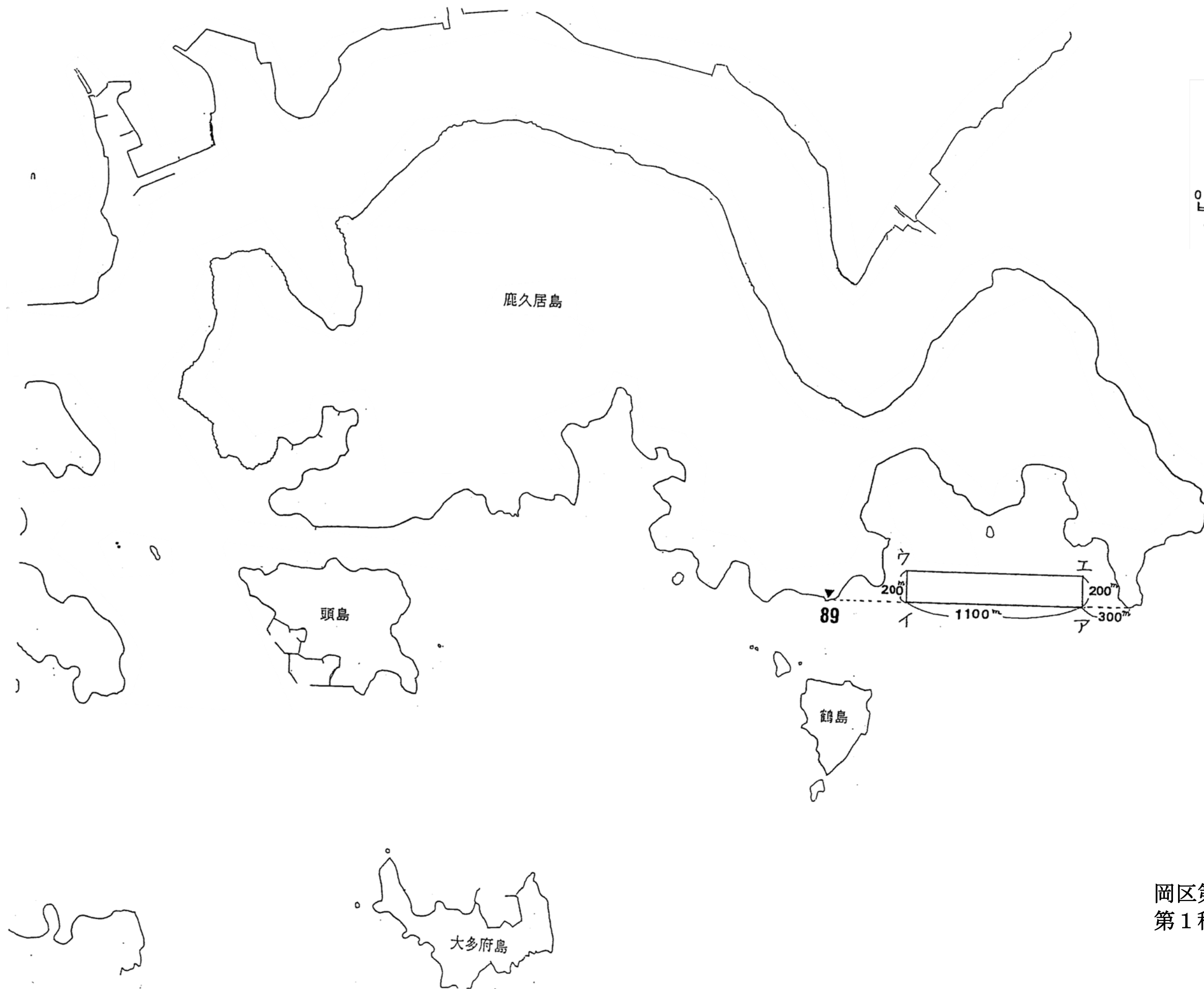
岡区第 17 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 1 8 号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鴻島南東地先
- 4 漁場の区域 基点第 7 5 号、点ア、点イ及び基点第 7 6 号の各点を順次
結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 5 1 号 備前市日生町頭島漁港旧西防波堤突端に設置した標識
基点第 7 5 号 備前市日生町鴻島岳ノ鼻突端に設置した標識
基点第 7 6 号 備前市日生町鴻島タコズケ鼻（蜂の頭）突端に設置
した設置した標識
点ア 基点第 7 5 号から基点第 5 1 号見通し線上基点第 7 5
号から 4 0 0 メートルの点
点イ 基点第 7 6 号から備前市日生町大多府島イノコ岩見通
し線上基点第 7 6 号から 1 , 3 0 0 メートルの点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



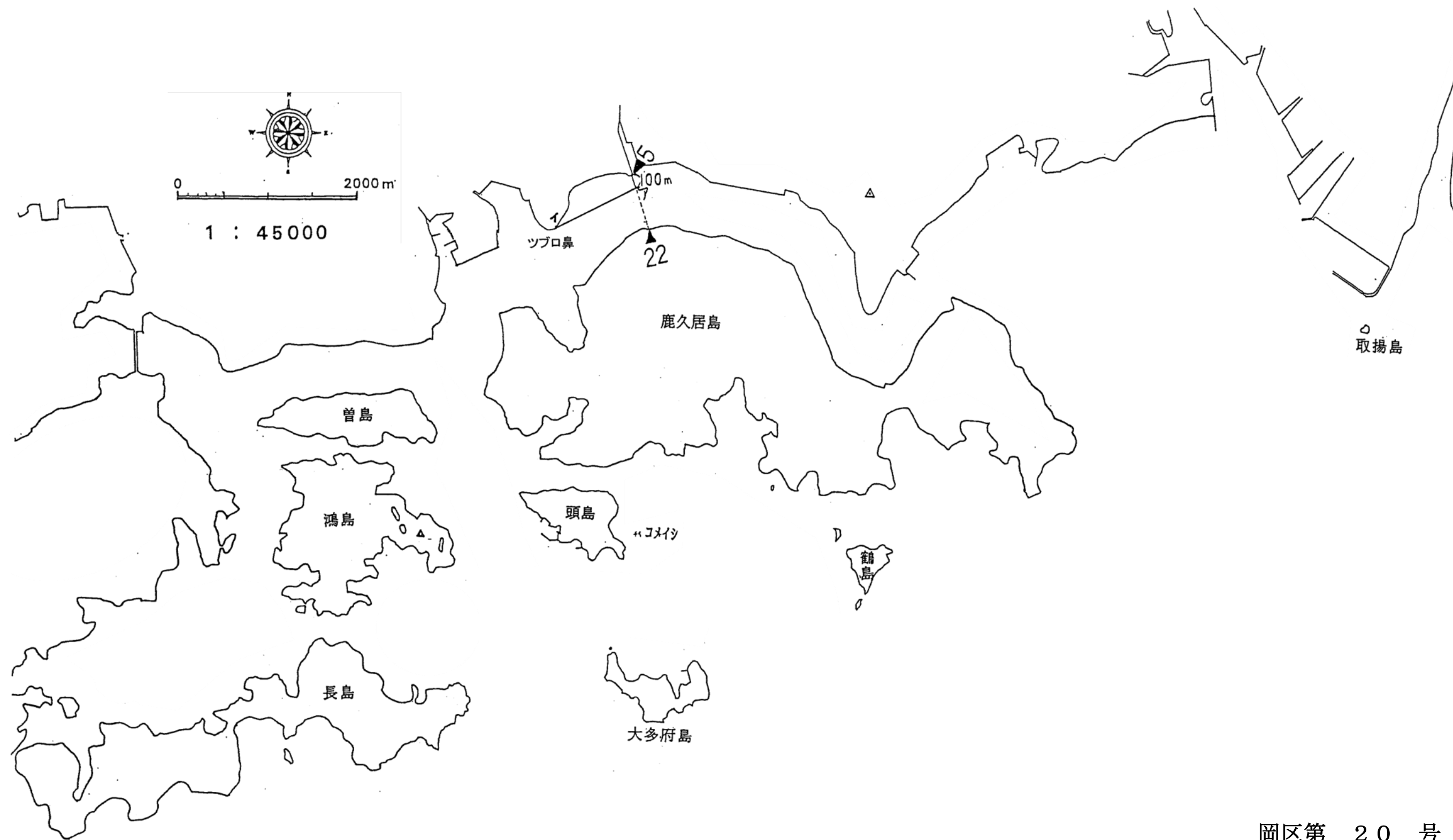
岡区第 18 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 1 9 号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
9 月 1 日から翌年 4 月 3 0 日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島しだお湾地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ 4 直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第 8 9 号 備前市日生町鹿久居島こなきりの東に設置した標識
点ア 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻突端から基点第 8 9 号見
通し線上鵜石鼻突端から 3 0 0 メートルの点
点イ 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻突端から基点第 8 9 号見
通し線上鵜石鼻突端から 1 , 4 0 0 メートルの点
点ウ 点イから真方位 0 度見通し線上点イから 2 0 0 メートルの点
点エ 点アから真方位 0 度見通し線上点アから 2 0 0 メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 備前市日生町



岡区第 19 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 2 0 号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町寒河旧森下前地先
- 4 漁場の区域 基点第 5 号、点ア及び点イの各点を順次結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 5 号 備前市日生町寒河掛ノ鼻突端に設置した標識
基点第 2 2 号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識
点ア 基点第 5 号から基点第 2 2 号見通し線上基点第 5 号から 1 0 0 メートルの点
点イ 備前市日生町寒河ツブロ鼻南東端
- 5 制限又は条件 船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に従い標識灯を設置しなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 20 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 2 1 号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種区画漁業 あさり養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島千軒湾地先
- 4 漁場の区域 基点第 1 0 4 号及び基点第 1 0 5 号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 0 4 号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥潜堤西基部に設置した標識
基点第 1 0 5 号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥潜堤東基部に設置した標識
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町



岡区第 21 号
第 3 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第 2 2 号

6 関係地区 備前市日生町

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

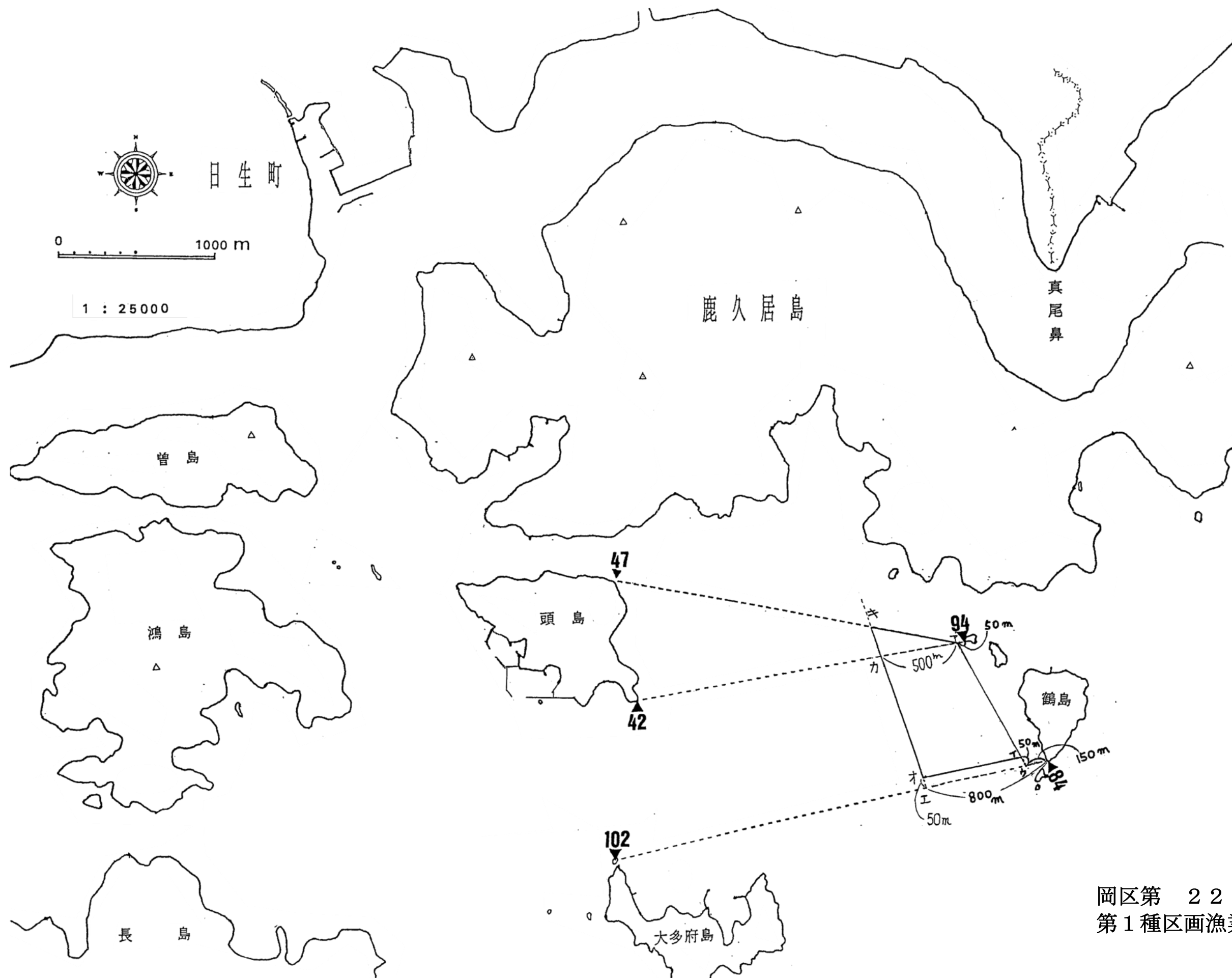
3 漁場の位置 備前市日生町鶴島西地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点オ、点キ及び点アの各点を順次結んだ 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

- 基点第 4 2 号 備前市日生町頭島外輪黒鼻南端に設置した標識
- 基点第 4 7 号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識
- 基点第 8 4 号 備前市日生町鶴島南端に設置した標識
- 基点第 9 4 号 備前市日生町明神島西端に設置した標識
- 基点第 1 0 2 号 備前市日生町大多府島北東イノコ岩に設置した標識
- 点ア 基点第 9 4 号から基点第 4 2 号見通し線上基点第 9 4 号から 5 0 メートルの点
- 点イ 点ウから点ア見通し線上点ウから 5 0 メートルの点
- 点ウ 基点第 8 4 号から基点第 1 0 2 号見通し線上基点第 8 4 号から 1 5 0 メートルの点
- 点エ 基点第 8 4 号から基点第 1 0 2 号見通し線上基点第 8 4 号から 8 0 0 メートルの点
- 点オ 点エから点カ見通し線上点エから 5 0 メートルの点
- 点カ 基点第 9 4 号から基点第 4 2 号見通し線上基点第 9 4 号から 5 5 0 メートルの点
- 点キ 基点第 9 4 号から基点第 4 7 号見通し線と、点エから点カ見通し延長線との交差点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



岡区第 22 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 2 3 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

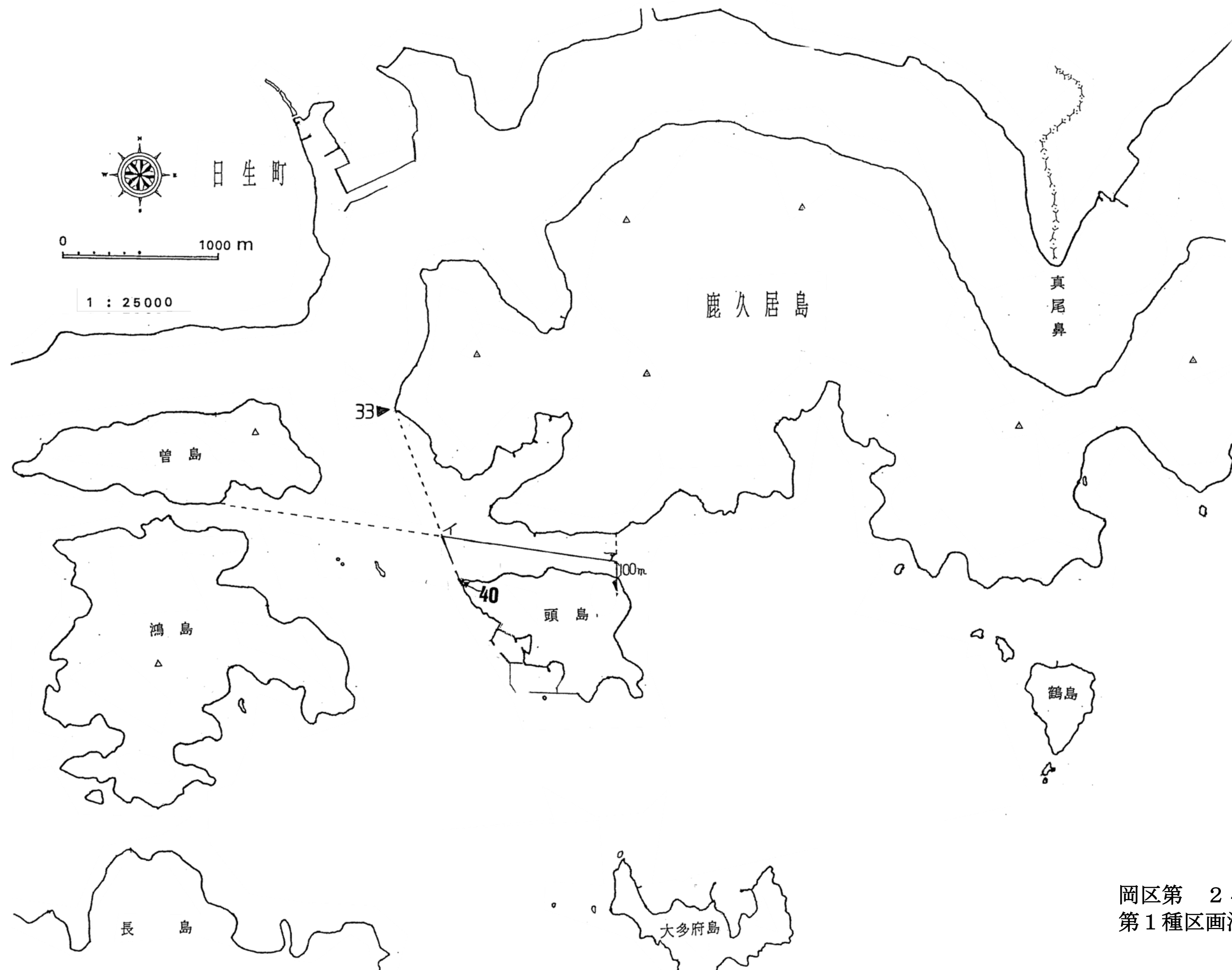
3 漁場の位置 備前市日生町頭島東南地先

4 漁場の区域 基点第 4 2 号、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び
基点第 4 2 号の各点を順次結んだ 7 直線によって囲まれた区
域
点の位置
基点第 4 2 号 備前市日生町頭島黒鼻南端に設置した標識
基点第 4 7 号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識
基点第 5 2 号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識
基点第 9 4 号 備前市日生町明神島西端に設置した標識
基点第 1 0 7 号 備前市日生町頭島頭島漁港入鹿防波堤基部から防波
堤上 4 5 m の位置に設置した標識
点ア 基点第 4 7 号から基点第 9 4 号見通し線と、基点第
4 2 号から備前市日生町鹿久居島大浜東側突端見通し
線との交差点
点イ 点アから基点第 9 4 号見通し線上点アから 9 0 0 メ
ートルの点
点ウ 点イから真方位 1 8 0 度見通し線上点イから 9 0 0
メートルの点
点エ 基点第 1 0 7 号から真方位 1 9 0 度見通し線上基点
1 0 7 号から 5 5 0 メートルの点
点オ 基点第 1 0 7 号から真方位 1 9 0 度見通し線上基点
第 1 0 7 号から 1 3 0 メートルの点
点カ 基点第 4 2 号から基点第 5 2 号見通し線上基点第 4
2 号から 1 0 0 メートルの点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 備前市日生町頭島

- 1 免許番号 岡区第 2 4 号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町頭島北地先
- 4 漁場の区域 基点第 4 7 号、点ア、点イ及び基点第 4 0 号の各点を順次
結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 3 3 号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識
基点第 4 0 号 備前市日生町頭島西端水ケ鼻に設置した標識
基点第 4 7 号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識
点ア 基点第 4 7 号から鹿久居島タカの巣見通し線上基点
第 4 7 号から 1 0 0 メートルの点
点イ 基点第 3 3 号から基点第 4 0 号見通し線と点アから
曾島南端見通し線との交差点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町頭島



岡区第 24 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 2 5 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
9 月 1 日から翌年 4 月 3 0 日まで

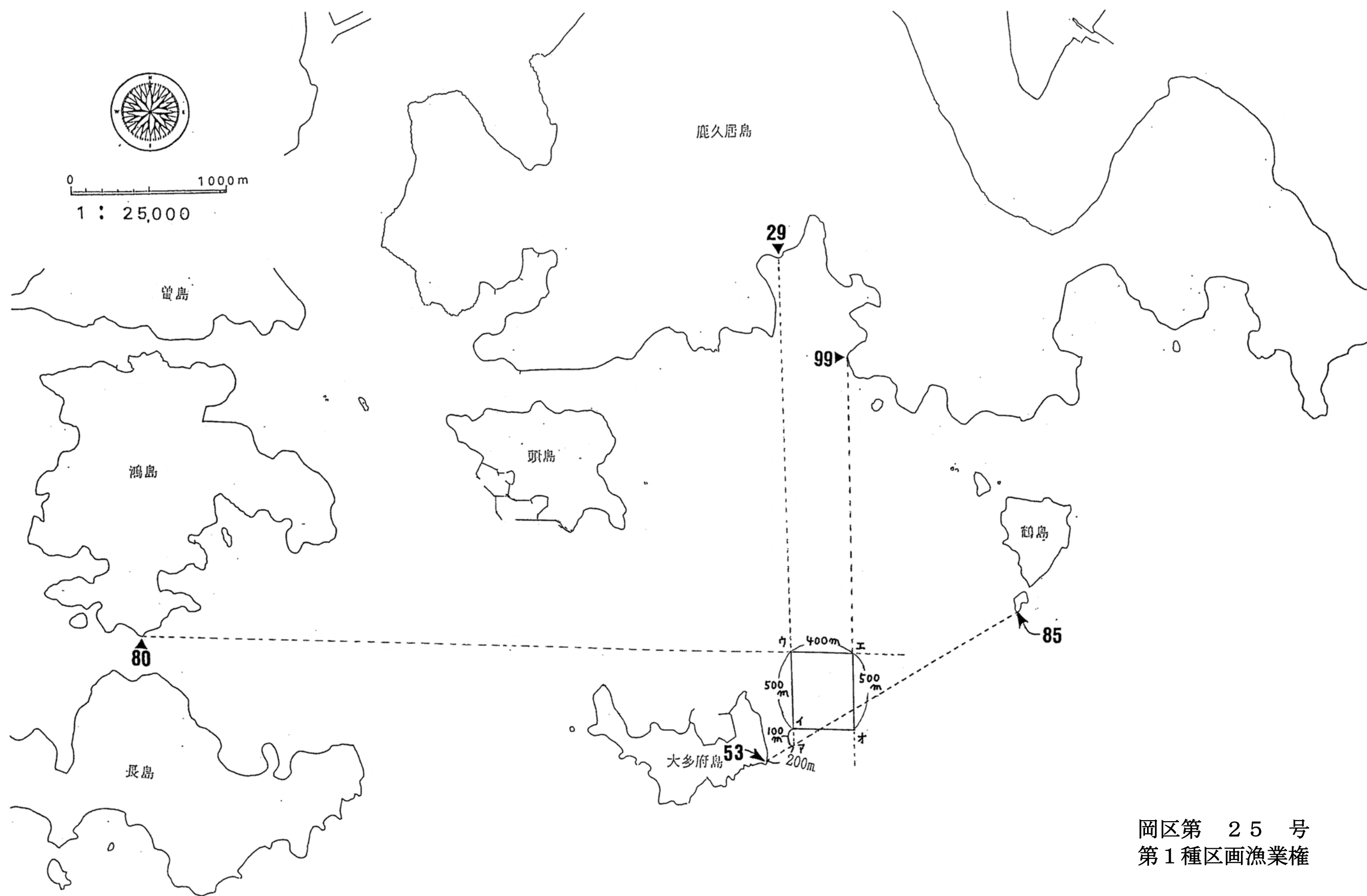
3 漁場の位置 備前市日生町大多府島東地先

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点エ、点オ及び点イの各点を順次結んだ 4 直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第 2 9 号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識
基点第 5 3 号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識
基点第 8 0 号 備前市日生町鴻島イチエの鼻に設置した標識
基点第 8 5 号 備前市日生町小剣島南端に設置した標識
基点第 9 9 号 備前市日生町鹿久居島だん亀西端に設置した標識
点ア 基点第 5 3 号から基点第 8 5 号見通し線上基点第 5 3 号から 2 0 0 メートルの点
点イ 点アから基点第 2 9 号見通し線上点アから 1 0 0 メートルの点
点ウ 点イから基点第 2 9 号見通し線上点イから 5 0 0 メートルの点
点エ 基点第 8 0 号から点ウ見通し延長線上点ウから 4 0 0 メートルの点
点オ 基点第 9 9 号から点エ見通し延長線上点エから 5 0 0 メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

7 関係地区 備前市日生町頭島



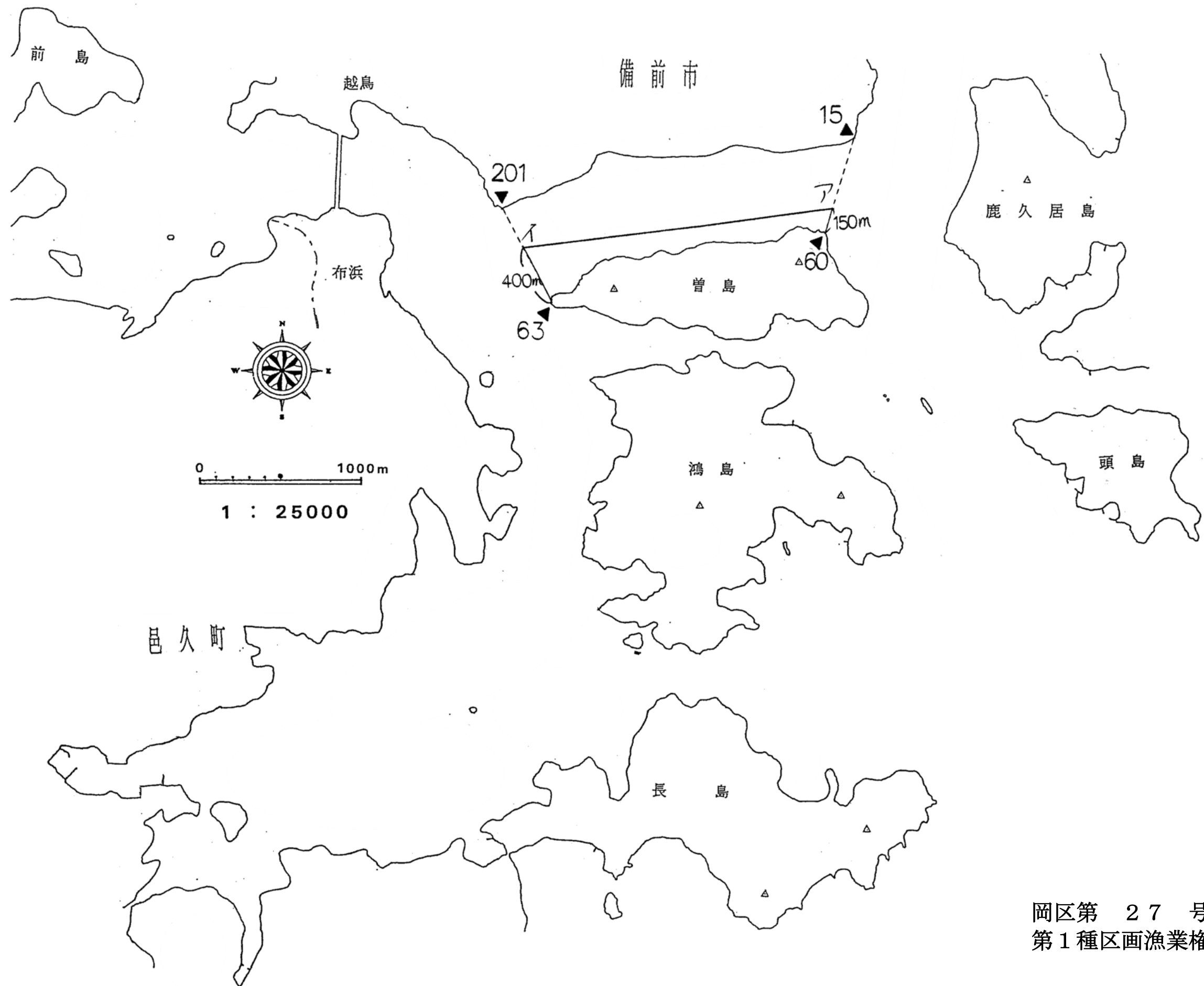
岡区第 25 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 2 6 号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島現寺湾地先
- 4 漁場の区域 基点第 3 1 号、点ア及び点イの各点を順次結んだ 2 直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 3 1 号 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識
基点第 6 5 号 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識
点ア 基点第 3 1 号から真方位 1 5 6 度見通し線と、基点第
6 5 号から真方位 7 8 度 3 0 分見通し線との交差点
点イ 基点第 6 5 号から真方位 7 8 度 3 0 分見通し線
と鹿久居島の最大高潮時海岸線との交差点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町頭島



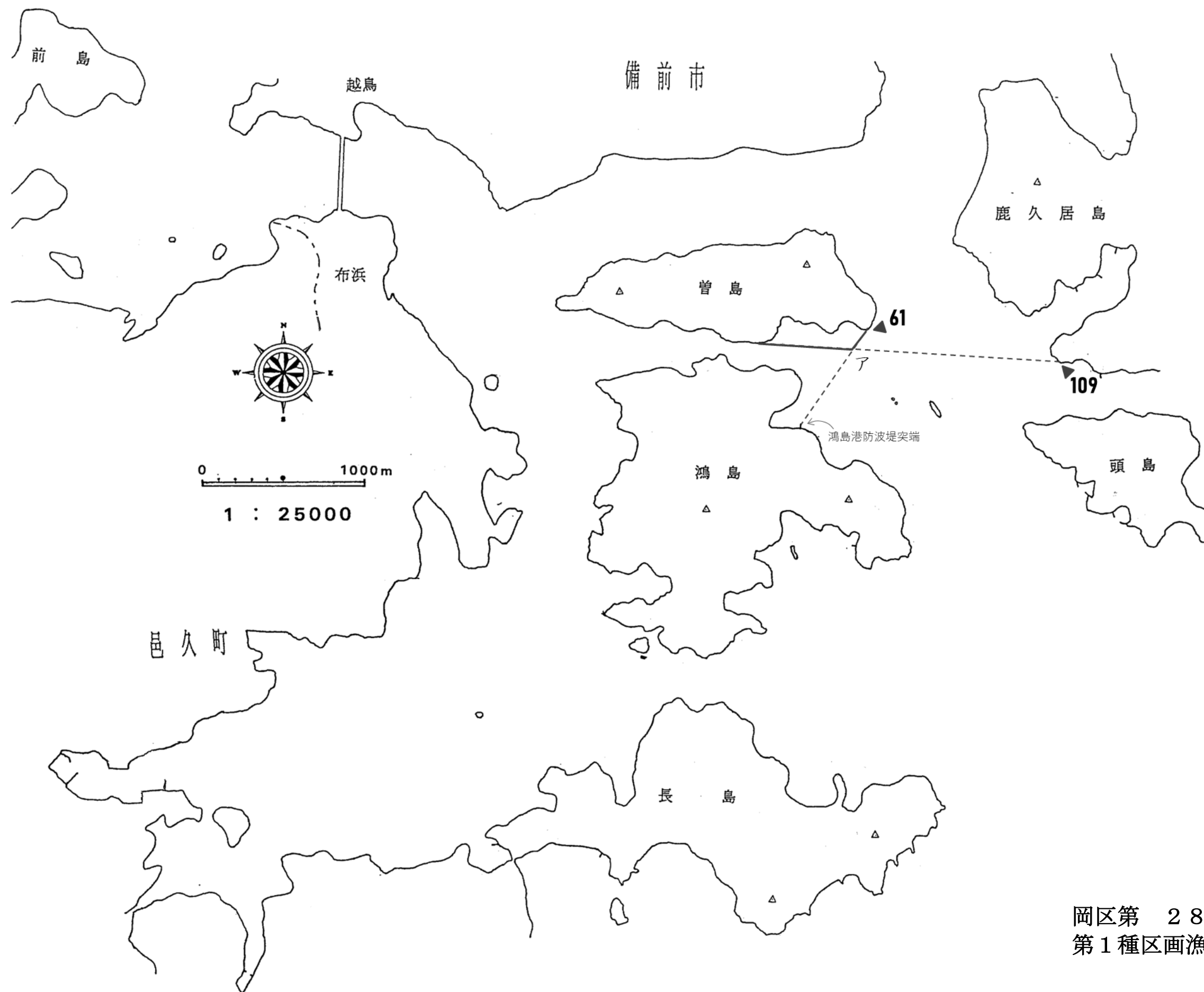
岡区第 26 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 2 7 号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町曾島北地先
- 4 漁場の区域 基点第 6 0 号、点ア、点イ及び基点第 6 3 号の各点を順次
結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 5 号 備前市日生町日生高鼻南東端（株式会社ヨータイ日生
工場東）に設置した標識
基点第 6 0 号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識
基点第 6 3 号 備前市日生町曾島西端に設置した標識
基点第 2 0 1 号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した
標識
点ア 基点第 6 0 号から基点第 1 5 号見通し線上基点第 6
0 号から 1 5 0 メートルの点
点イ 基点第 6 3 号から基点第 2 0 1 号見通し線上
基点第 6 3 号から 4 0 0 メートルの点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町



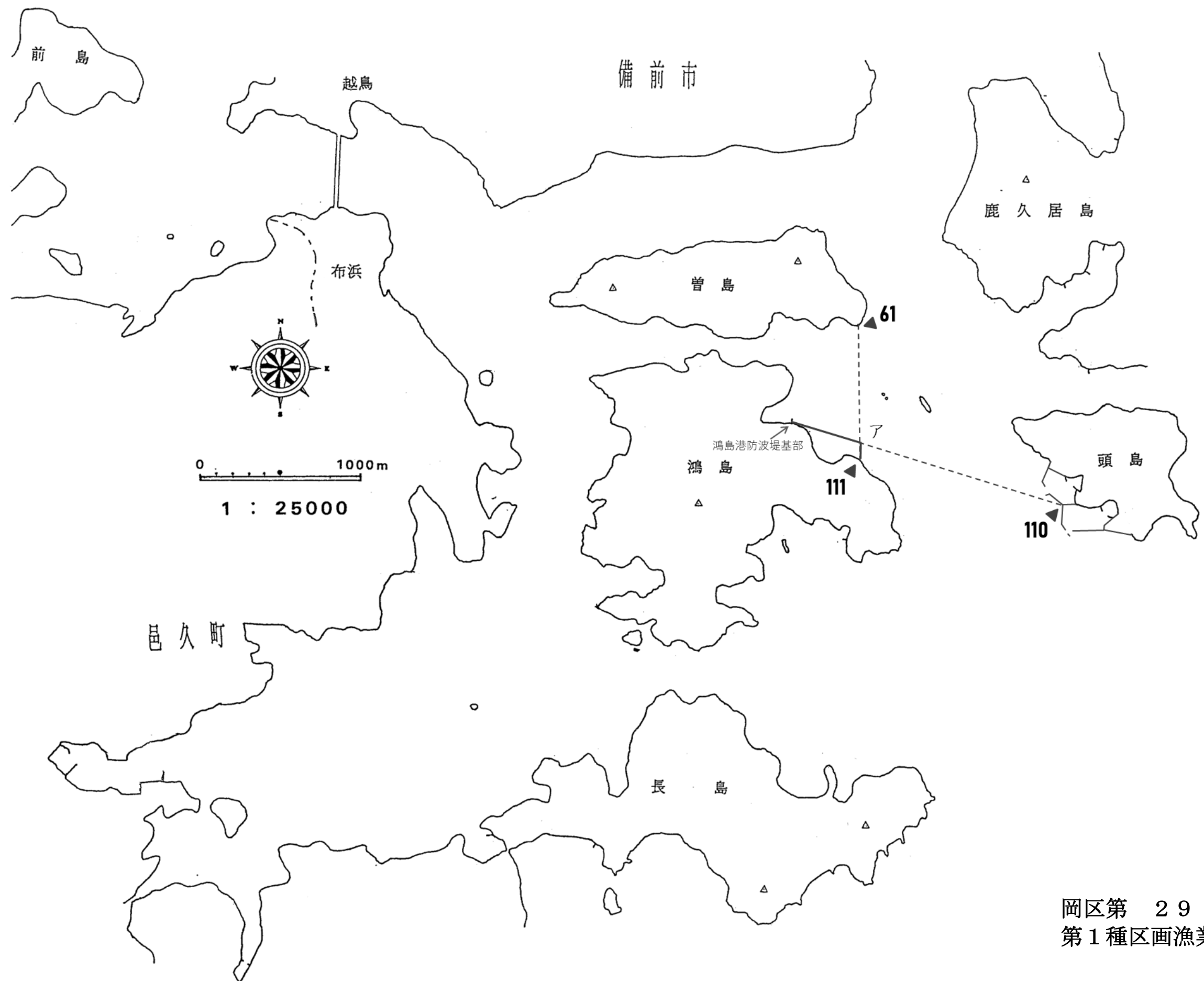
岡区第 27 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 2 8 号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町曾島南東地先
- 4 漁場の区域 基点第 6 1 号、点ア及び日生町曾島南端を順次結んだ 2 直
線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 6 1 号 備前市日生町曾島弁ノ浦鼻南東端に設置した標識
基点第 1 0 9 号 備前市日生町鹿久居島マタゲ西鼻南西端に設置した
標識
点ア 基点第 6 1 号から鴻島港防波堤突端見通し線と、基点
第 1 0 9 号から日生町曾島南端見通し線との交差点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町



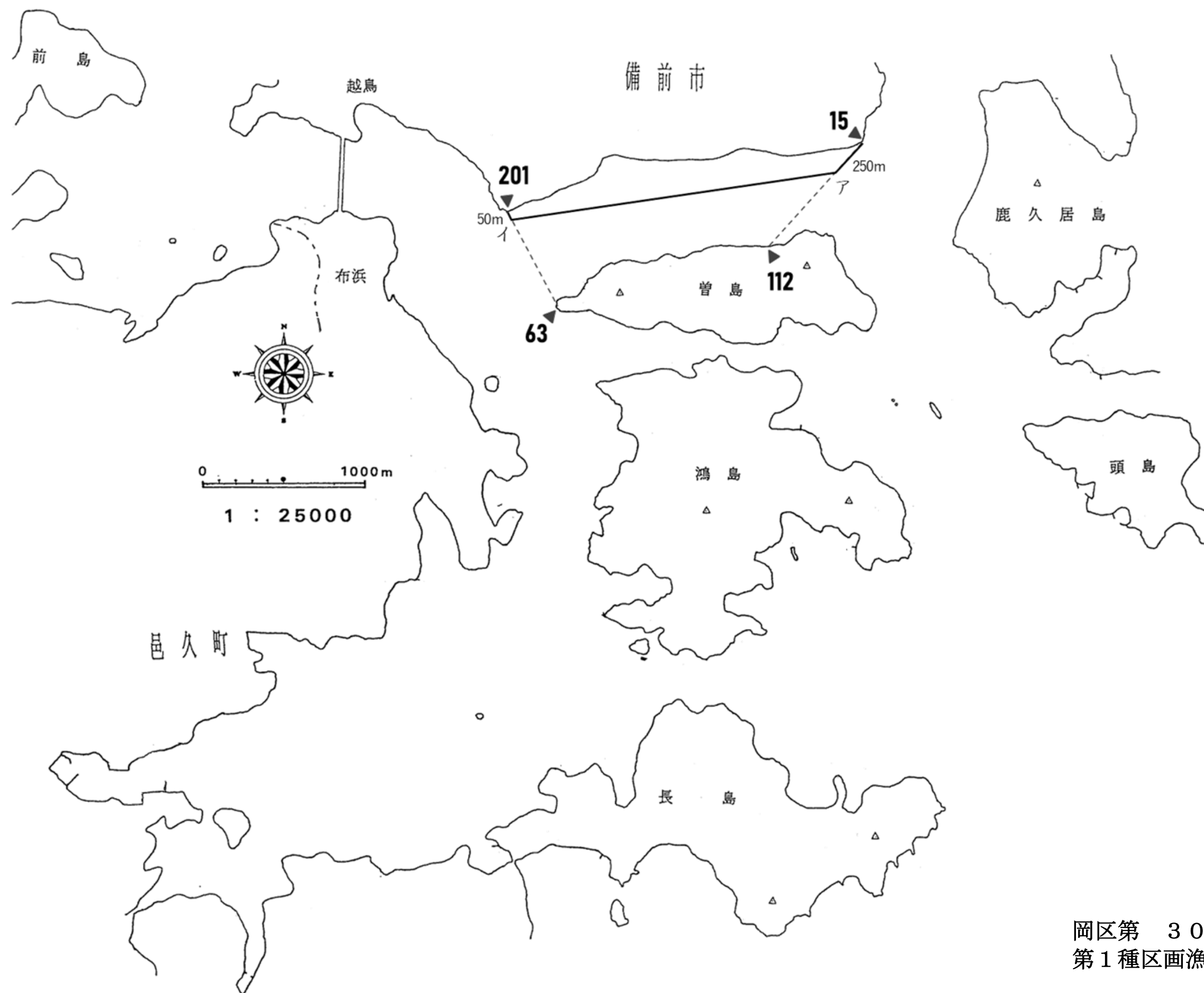
岡区第 28 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 2 9 号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鴻島本村地先
- 4 漁場の区域 基点第 1 1 1 号、点ア及び鴻島港防波堤基部を順次結んだ
2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 6 1 号 備前市日生町曾島弁ノ浦鼻南東端に設置した標識
基点第 1 1 0 号 備前市日生町頭島頭島漁港 E 防波堤基部に設置した
標識
基点第 1 1 1 号 備前市日生町鴻島池の尻北端に設置した標識
点ア 基点第 6 1 号から基点第 1 1 1 号見通し線と、基点第
1 1 0 号から鴻島港防波堤基部見通し線との交差点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町



岡区第 29 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 3 0 号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町日生地先
- 4 漁場の区域 基点第 1 5 号、点ア、イ及び基点第 2 0 1 号の各点を順次
結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 5 号 備前市日生町日生高鼻南東端（株式会社ヨータイ日生
工場東）に設置した標識
基点第 6 3 号 備前市日生町曾島西端に設置した標識
基点第 1 1 2 号 備前市日生町曾島中立石に設置した標識
基点第 2 0 1 号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した
標識
点ア 基点第 1 5 号から基点第 1 1 2 号見通し線上基点第 1
5 号から 2 5 0 メートルの点
点イ 基点第 2 0 1 号から基点第 6 3 号見通し線上基点第
2 0 1 号から 5 0 メートルの点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町



岡区第 30 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第 3 1 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき、あさり、あかがい垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島南西地先

4 漁場の区域 基点第 3 1 号、点ア、イ、ウ及び基点第 3 3 号の各点を順次結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 3 号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識
基点第 3 1 号 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識
基点第 3 3 号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識
基点第 4 0 号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識
基点第 6 0 号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識
基点第 6 1 号 備前市日生町曾島弁ノ浦鼻南東端に設置した標識
基点第 6 5 号 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識
点ア 基点第 3 1 号から真方位 1 5 6 度見通し線と、基点第 6 5 号から真方位 7 8 度 3 0 分見通し線との交差点
点イ 点アから基点第 6 1 号見通し線と、基点第 4 0 号から基点第 1 3 号見通し線との交差点
点ウ 基点第 3 3 号から基点第 6 0 号見通し線と、基点第 4 0 号から基点第 1 3 号見通し線との交差点

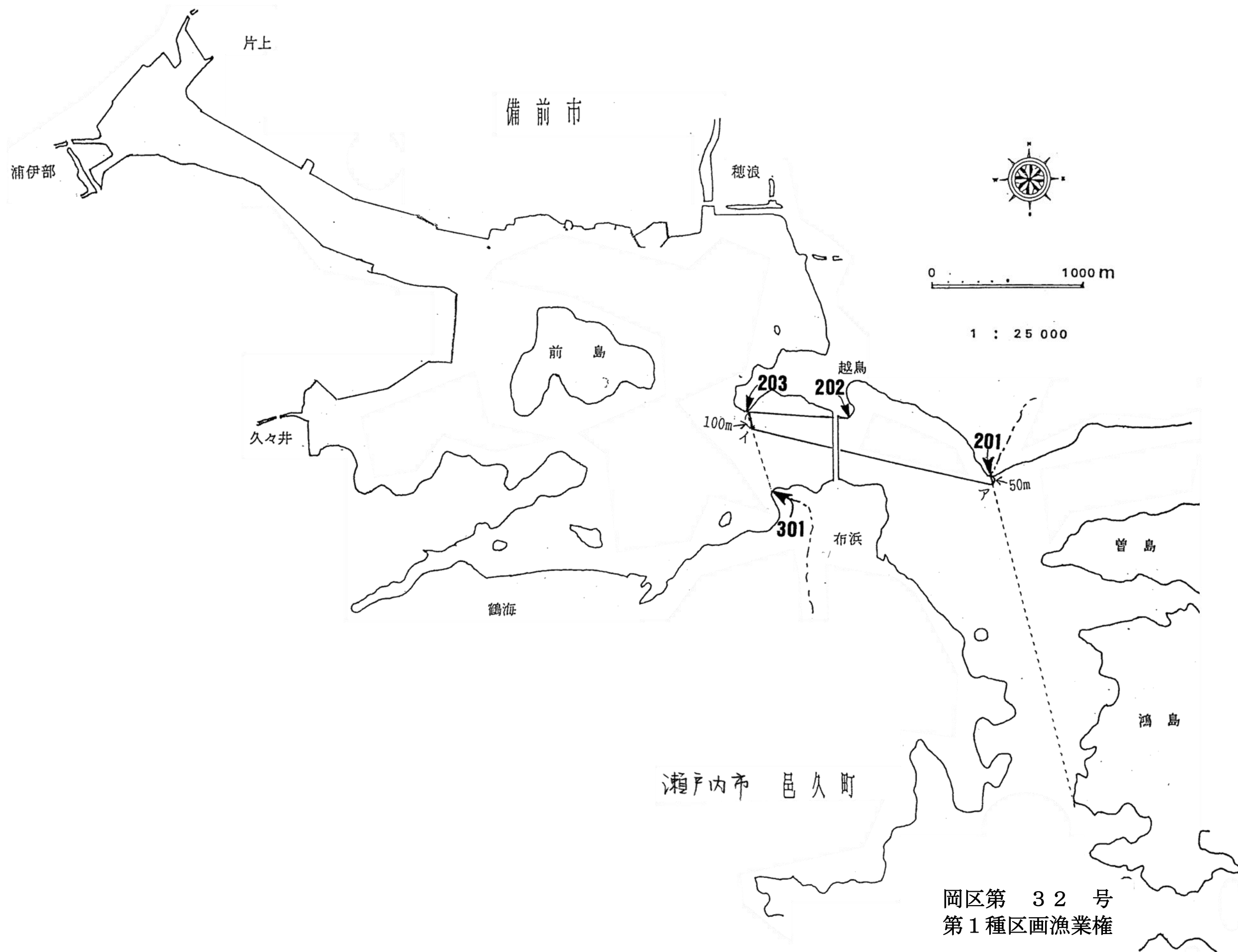
5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 備前市日生町



岡区第 31 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第32号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 備前市穂浪越島地先
- 4 漁場の区域 基点第201号、点ア、点イ、基点第203号及び基点第202号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第201号 備前市穂波・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識
基点第202号 備前市穂浪越島鼻南端に設置した標識
基点第203号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識
基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識
点ア 基点第201号から備前市日生町鴻島西端見通し線上基点第201号から50メートルの点
点イ 基点第203号から基点第301号見通し線上基点第203号から100メートルの点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市（日生町を除く。）



1 免許番号 岡区第 3 3 号

6 関係地区 備前市（日生町を除く。）

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

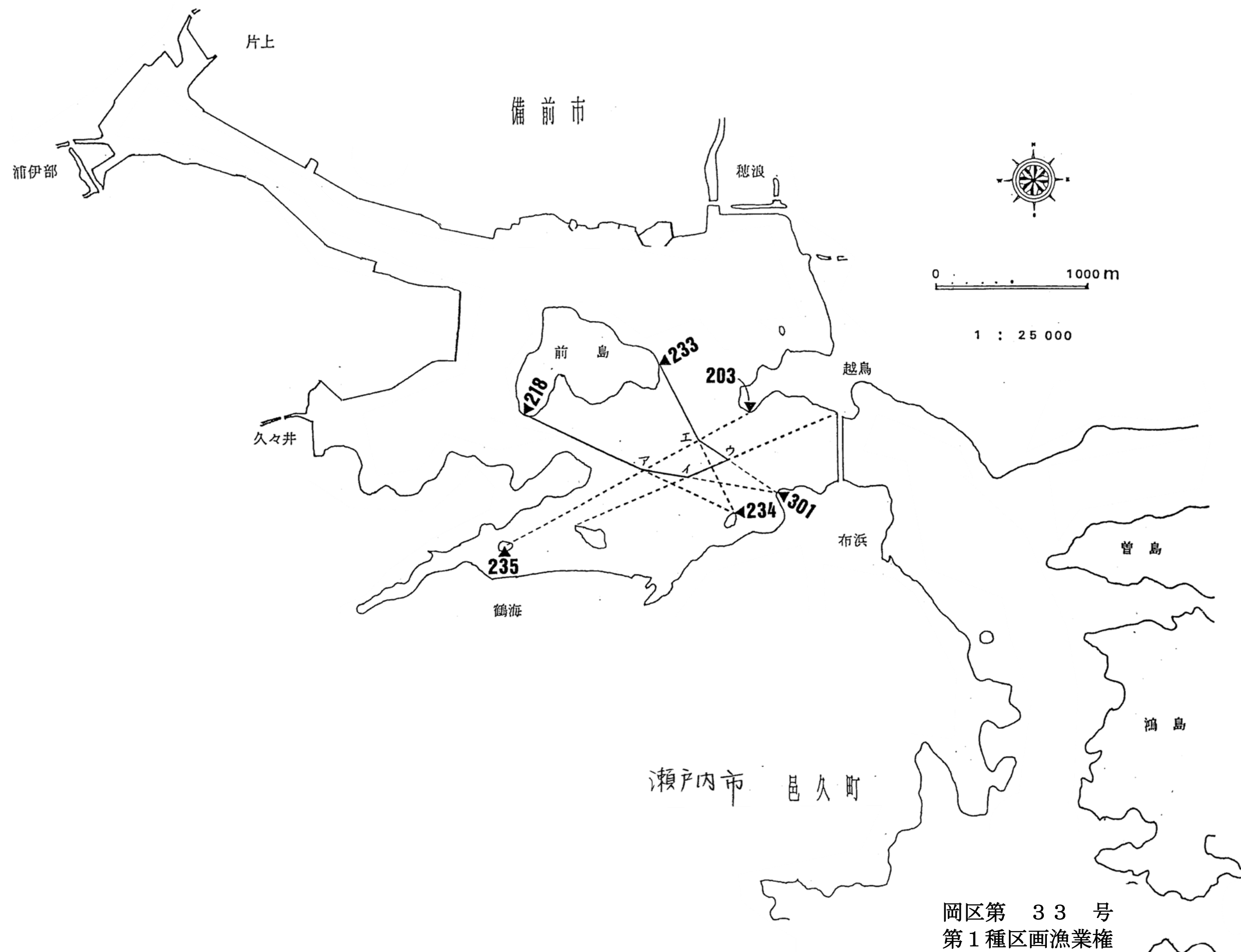
3 漁場の位置 備前市前島東南地先

4 漁場の区域 基点第 2 1 8 号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第 2 3
3 号の各点を順次結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによっ
て囲まれた区域

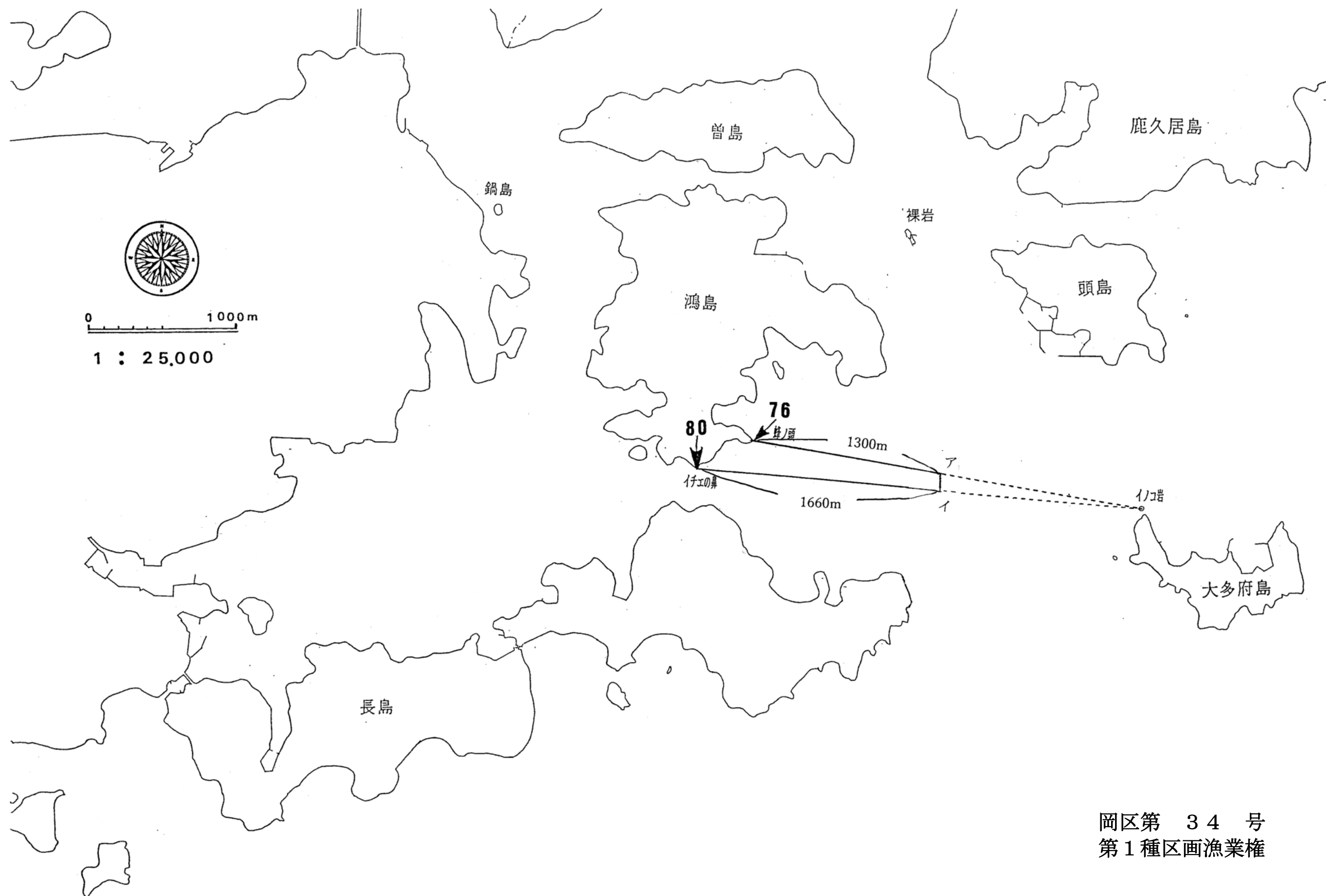
点の位置

- 基点第 2 0 3 号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識
- 基点第 2 1 8 号 備前市前島南西端に設置した標識
- 基点第 2 3 3 号 備前市前島東北端に設置した標識
- 基点第 2 3 4 号 備前市住吉島北東端に設置した標識
- 基点第 2 3 5 号 備前市唐島島頂に設置した標識
- 基点第 3 0 1 号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識
- 点ア 基点第 2 1 8 号から基点第 2 3 4 号見通し線と、基
点第 2 0 3 号から基点第 2 3 5 号見通し線との交差点
- 点イ 基点第 3 0 1 号から点ア見通し線と、備前市穂波片
上大橋北詰から備前市横島北端見通し線との交差点
- 点ウ 基点第 3 0 1 号から点エ見通し線と、備前市穂波片
上大橋北詰から備前市横島北端見通し線との交差点
- 点エ 基点第 2 3 3 号から基点第 2 3 4 号見通し線と、基
点第 2 0 3 号から基点第 2 3 5 号見通し線との交差点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



- 1 免許番号 岡区第 3 4 号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鴻島南東地先
- 4 漁場の区域 基点第 7 6 号、点ア、点イ及び基点第 8 0 号の各点を順次
結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 7 6 号 備前市日生町鴻島タコースケ鼻（蜂の頭）突端に設置
した標識
基点第 8 0 号 備前市日生町鴻島イチエの鼻に設置した標識
点ア 基点第 7 6 号から備前市日生町大多府島イノコ岩高見
通し線上基点第 7 6 号から 1, 3 0 0 メートルの点
点イ 基点第 8 0 号から備前市日生町大多府島イノコ岩高見
通し線上基点第 8 0 号から 1, 6 6 0 メートルの点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 瀬戸内市邑久町



岡区第 34 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 3 5 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

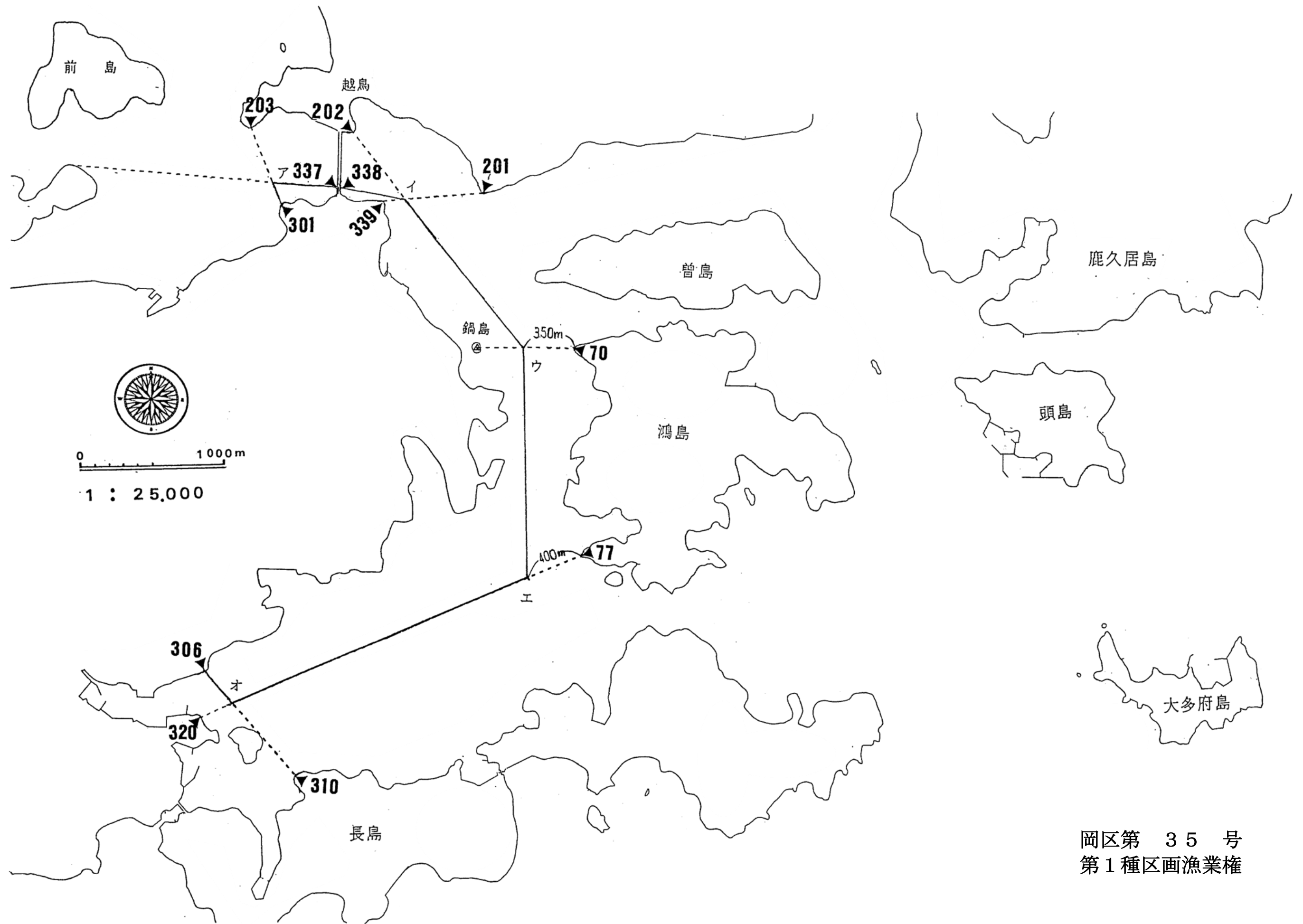
3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町虫明及び布浜地先

4 漁場の区域 基点第 3 0 1 号、点ア、基点第 3 3 7 号、基点第 3 3 8 号、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点第 3 0 6 号の各点を順次結んだ 8 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 7 0 号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
基点第 7 7 号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識
基点第 2 0 1 号 備前市穂波・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識
基点第 2 0 2 号 備前市穂浪越鳥鼻南端に設置した標識
基点第 2 0 3 号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識
基点第 3 0 1 号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識
基点第 3 0 6 号 瀬戸内市邑久町虫明貝燈鼻突端に設置した標識
基点第 3 1 0 号 瀬戸内市邑久町長島一つ石に設置した標識
基点第 3 2 0 号 瀬戸内市邑久町虫明古世ノ鼻北端防波堤基部
基点第 3 3 7 号 瀬戸内市邑久町虫明片上大橋の最南橋脚の北西角
基点第 3 3 8 号 瀬戸内市邑久町虫明片上大橋の最南橋脚の北東角
基点第 3 3 9 号 瀬戸内市邑久町布浜穴ケ鼻北東端に設置した標識
点ア 基点第 3 0 1 号から基点第 2 0 3 号見通し線と、基点第 3 3 7 号から備前市久々井臍尾北端見通し線との交差点
点イ 基点第 3 3 9 号から基点第 2 0 1 号見通し線と、点ウから基点第 2 0 2 号見通し線との交差点
点ウ 基点第 7 0 号から瀬戸内市邑久町鍋島島頂見通し線上基点第 7 0 号から 3 5 0 メートルの点

点エ 基点第 7 7 号から基点第 3 2 0 号見通し線上基点第 7 7 号から 4 0 0 メートルの点
点オ 基点第 7 7 号から基点第 3 2 0 号見通し線と、基点第 3 0 6 号から基点第 3 1 0 号見通し線との交差点

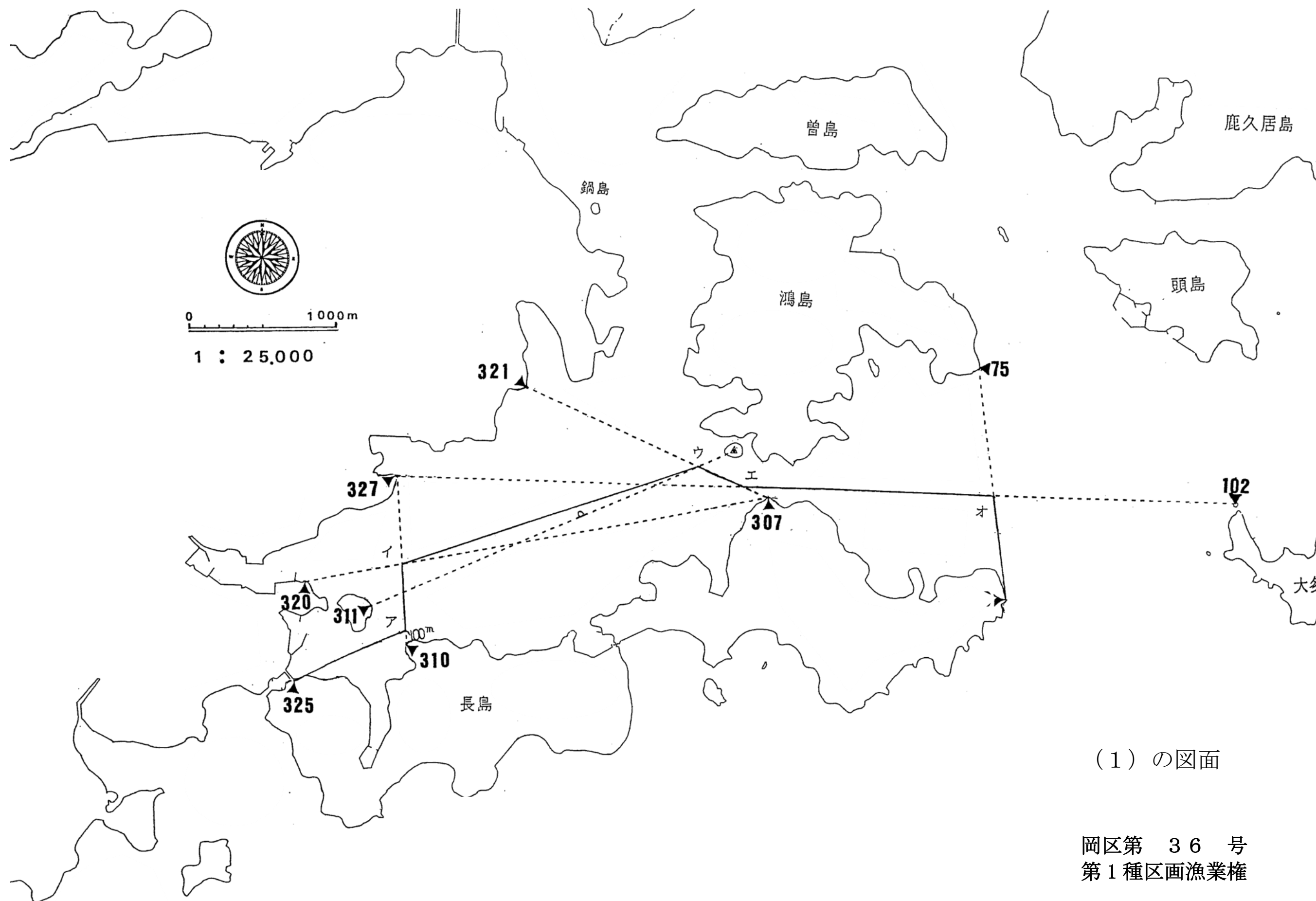
5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 瀬戸内市邑久町



岡区第 35 号
第1種区画漁業権

1	免許番号 岡区第36号	点第327号から基点第102号見通し線との交差点 点オ 基点第308号から基点第75号見通し線と、基点 第327号から基点第102号見通し線との交差点
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 第1種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	(2) 点キ、点ク、点ケ、点コ及び点キの各点を順次結んだ4直線によって囲 まれた区域 点の位置 基点第340号 瀬戸内市邑久町虫明大派礁中央 点カ 基点第340号から真方位90度見通し線上基点第 340号から200メートルの点 点キ 点カから真方位0度見通し線上点カから100メー トルの点 点ク 点キから真方位90度見通し線上点キから100メ ートルの点 点ケ 点クから真方位180度見通し線上点クから150 メートルの点 点コ 点カから真方位180度見通し線上点カから50メ ートルの点
3	漁場の位置 瀬戸内市邑久町長島北地先	
4	漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除い た区域 (1) 基点第325号、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点第308 号の各点を順次結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域 点の位置 基点第75号 備前市日生町鴻島岳ノ鼻突端に設置した標識 基点第102号 備前市日生町大多府島北西イノコ岩に設置した標識 基点第307号 瀬戸内市邑久町長島北端日の出鼻に設置した標識 基点第308号 瀬戸内市邑久町長島楯崎東端に設置した標識 基点第310号 瀬戸内市邑久町長島一つ石に設置した標識 基点第311号 瀬戸内市邑久町虫明段島東端に設置した標識 基点第320号 瀬戸内市邑久町虫明古世ノ鼻北端防波堤基部 基点第321号 瀬戸内市邑久町虫明小浜南端に設置した標識 基点第325号 瀬戸内市邑久町虫明向瀬長島大橋北橋脚基部 基点第327号 瀬戸内市邑久町虫明ムネモリ東端に設置した標識 点ア 基点第310号から基点第327号見通し線上基点 第310号から100メートルの点 点イ 基点第310号から基点第327号見通し線と、基 点第320号から基点第307号見通し線との交差点 点ウ 基点第307号から基点第321号見通し線と、基 点第311号から備前市日生町鴻島葛島高見通し線と の交差点 点エ 基点第307号から基点第321号見通し線と、基	5 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権 6 関係地区 瀬戸内市邑久町



(1) の図面

岡区第 36 号
第 1 種区画漁業権



(2) の図面

1 免許番号 岡区第 3 7 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町虫明地先

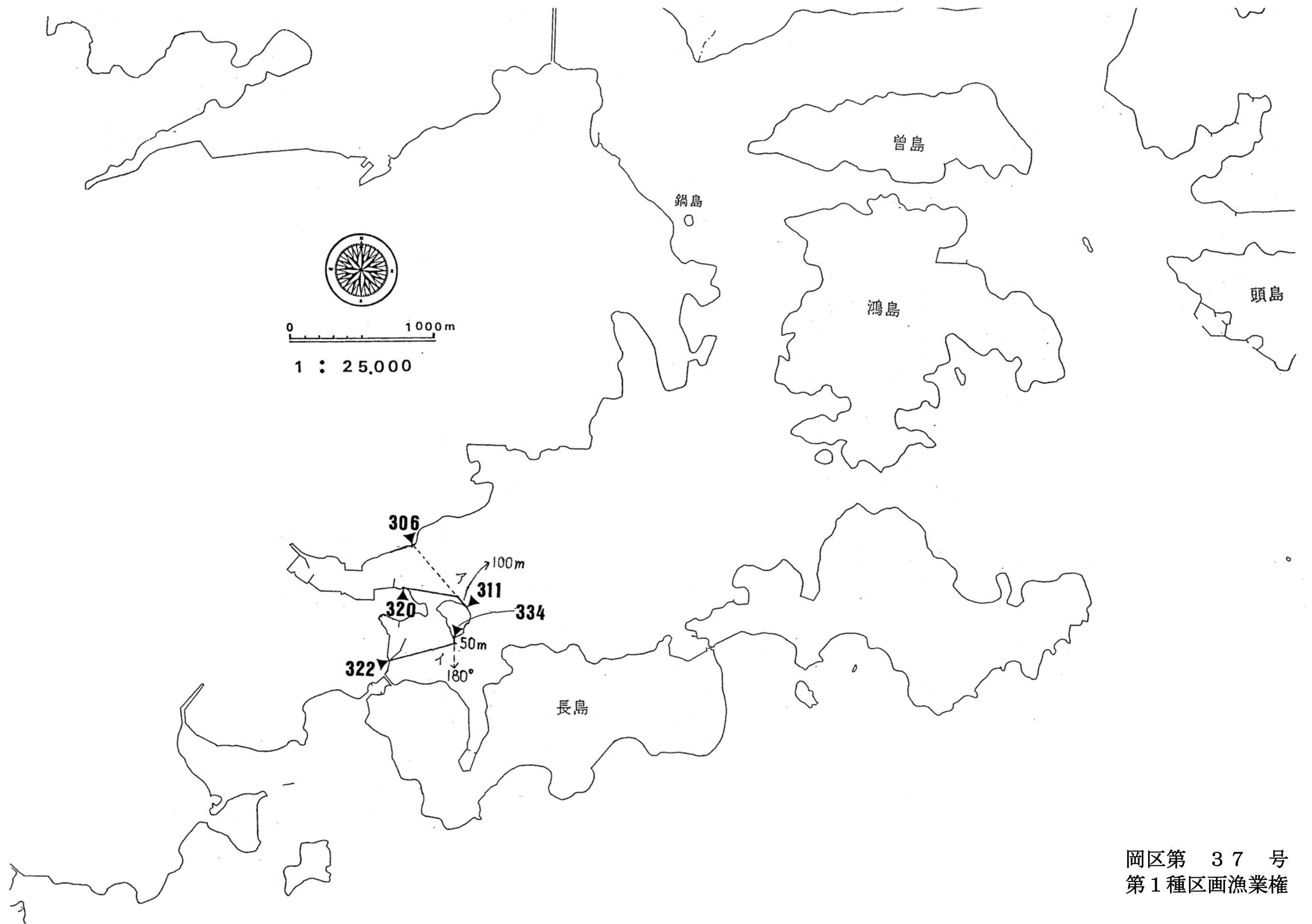
4 漁場の区域 基点第 3 2 0 号、点ア及び基点第 3 1 1 号の各点を順次結
んだ 2 直線、基点第 3 3 4 号、点イ及び基点第 3 2 2 号の各
点を順次結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ
た区域

点の位置

- 基点第 3 0 6 号 瀬戸内市邑久町虫明貝燈鼻突端に設置した標識
- 基点第 3 1 1 号 瀬戸内市邑久町虫明段島東端に設置した標識
- 基点第 3 2 0 号 瀬戸内市邑久町虫明古世ノ鼻北端防波堤基部
- 基点第 3 2 2 号 瀬戸内市邑久町瀬溝称谷防波堤基部に設置した標識
- 基点第 3 3 4 号 瀬戸内市邑久町虫明段島南端に設置した標識
- 点ア 基点第 3 1 1 号から基点第 3 0 6 号見通し線上基点
第 3 1 1 号から 1 0 0 メートルの点
- 点イ 基点第 3 3 4 号から真方位 1 8 0 度見通し線上基点
第 3 3 4 号から 5 0 メートルの点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 瀬戸内市邑久町



岡区第 37 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 3 8 号

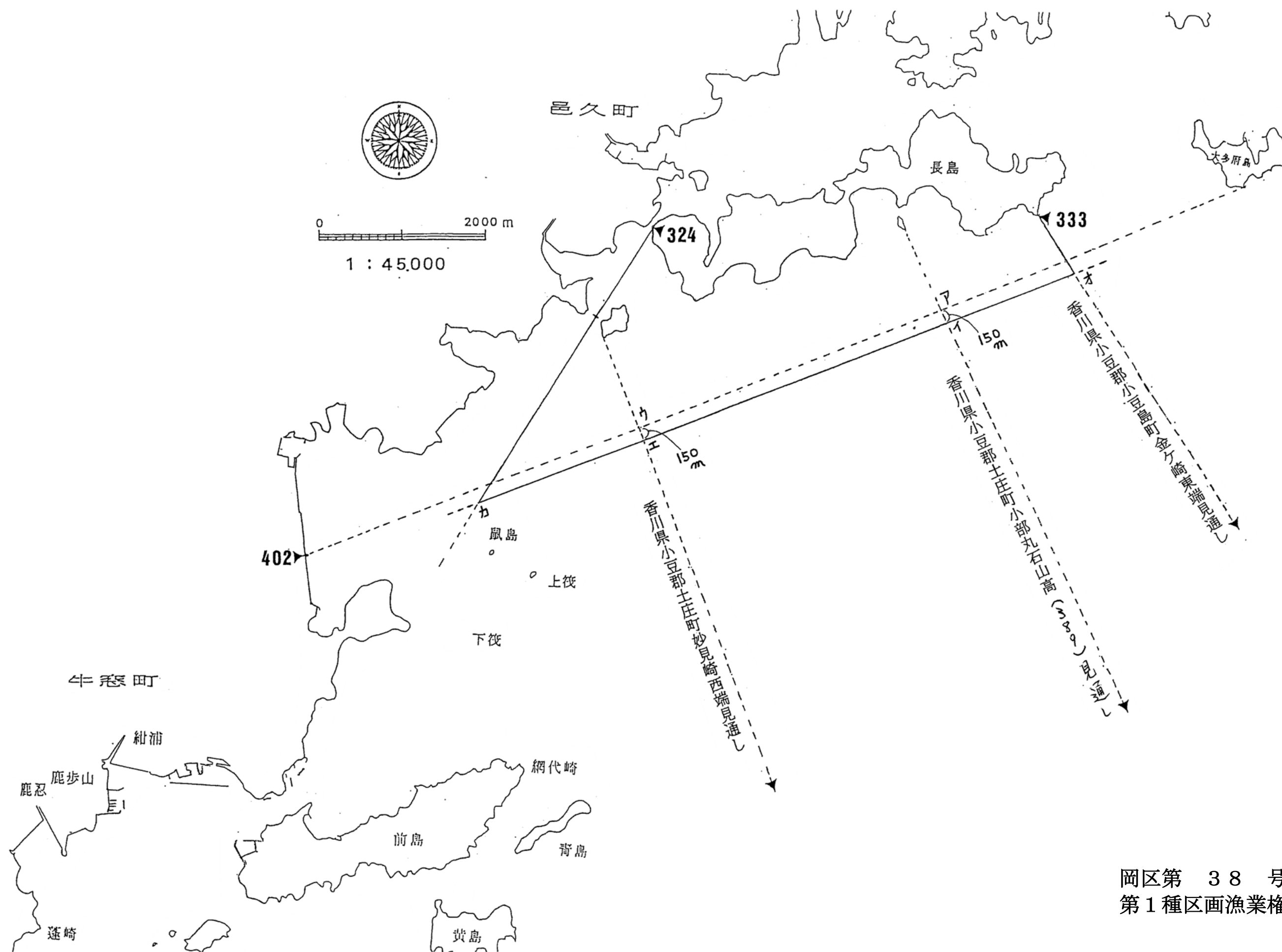
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町長島南地先

4 漁場の区域 基点第 3 3 3 号、点オ、点カ及び基点第 3 2 4 号を順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 3 2 4 号 瀬戸内市邑久町向瀬北西端に設置した標識
基点第 3 3 3 号 瀬戸内市邑久町長島ビヨウジ南端に設置した標識
基点第 4 0 2 号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止
えん堤上に設置した標識
点ア 瀬戸内市邑久町手影島南端から香川県小豆郡土庄町
小部丸石山高（3 8 9）見通し線と、基点第 4 0 2 号
から備前市日生町大多府島南端見通し線との交差点
点イ 点アから香川県小豆郡土庄町小部丸石山高（3 8
9）見通し線上点アから 1 5 0 メートルの点
点ウ 瀬戸内市邑久町木島南西端から香川県小豆郡土庄町
妙見崎西端見通し線と、基点第 4 0 2 号から備前市日
生町大多府島南端見通し線との交差点
点エ 点ウから香川県小豆郡土庄町妙見崎西端見通し線上
点ウから 1 5 0 メートルの点
点オ 基点第 3 3 3 号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東
端見通し線と、点エから点イ見通し延長線との交差点
点カ 基点第 3 2 4 号から瀬戸内市邑久町木島西お里大岩
見通し延長線と、点イから点エ見通し延長線との交差
点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 瀬戸内市邑久町



岡区第 38 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 3 9 号

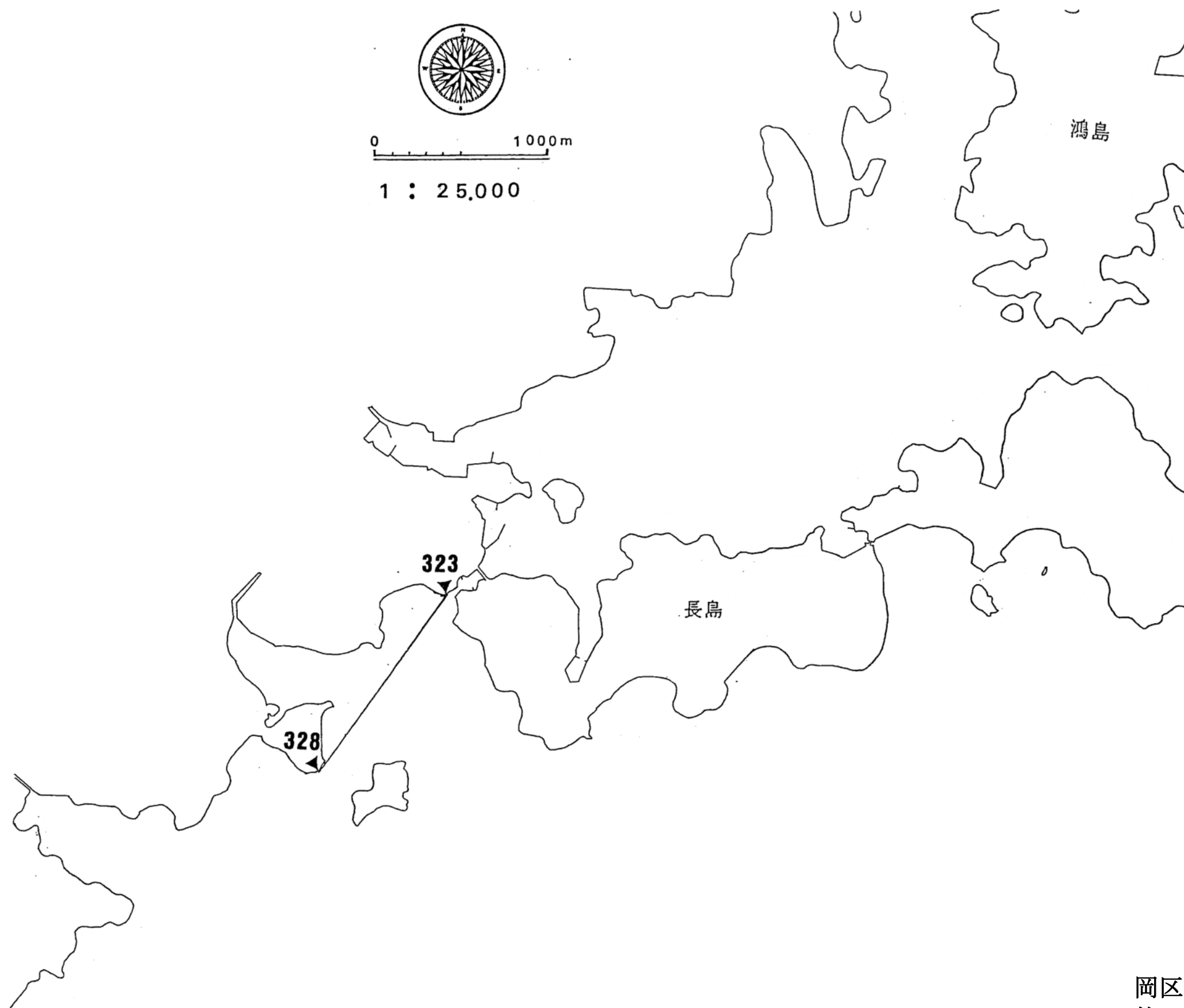
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

- 3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町虫明、福谷地先

- 4 漁場の区域 基点第 3 2 3 号及び基点第 3 2 8 号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 3 2 3 号 瀬戸内市邑久町瀬溝馬上鼻南端護岸に設置した標識
基点第 3 2 8 号 瀬戸内市邑久町福谷ウタキ鼻南端に設置した標識

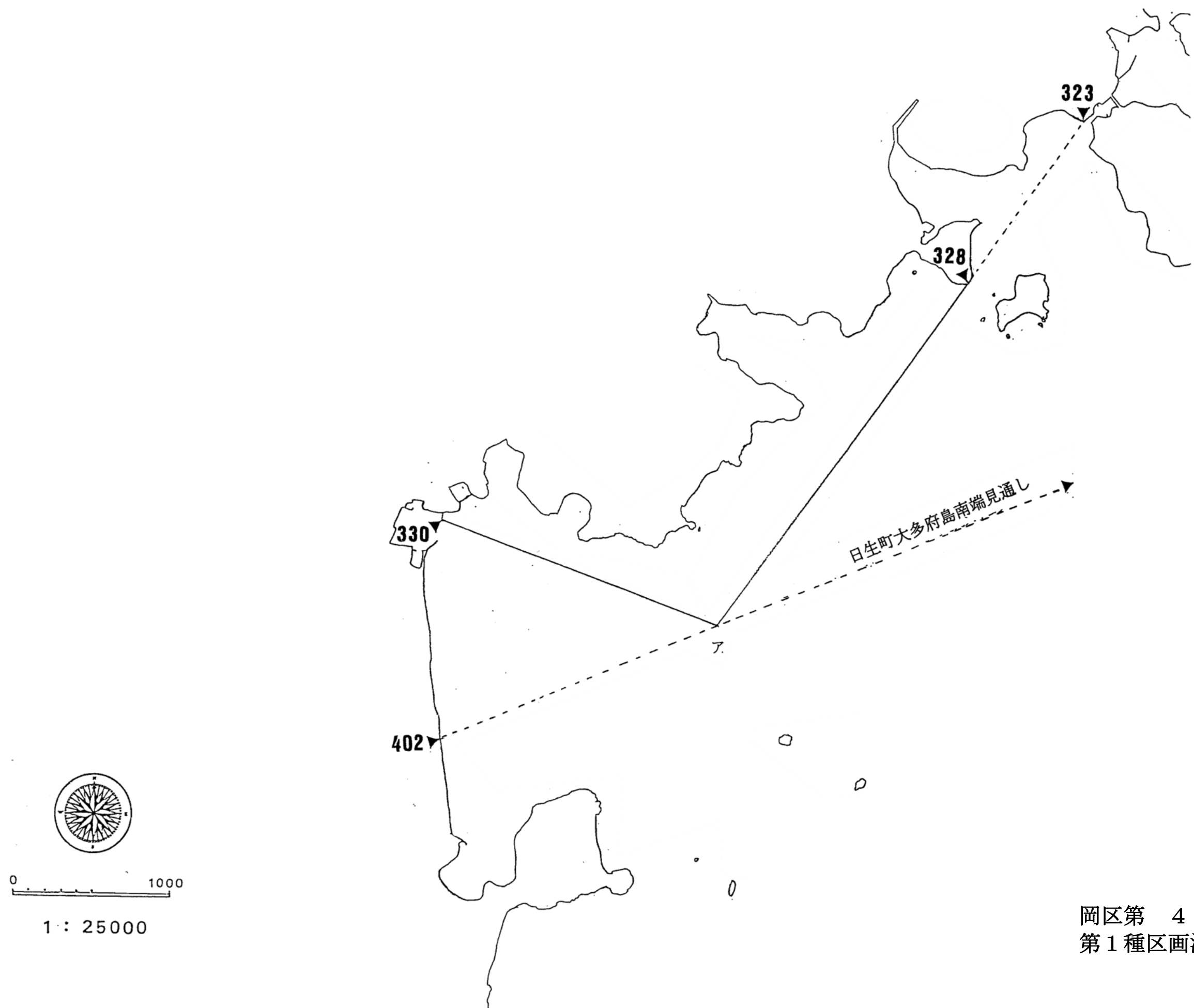
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 瀬戸内市邑久町



岡区第 39 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第40号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町福谷、尻海地先
- 4 漁場の区域 基点第328号、点ア及び基点第330号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第323号 瀬戸内市邑久町瀬溝馬上鼻南端護岸に設置した標識
基点第328号 瀬戸内市邑久町福谷ウタキ鼻南端に設置した標識
基点第330号 瀬戸内市邑久町尻海玉津港北防波堤（新防波堤）突端に設置した標識
基点第402号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上に設置した標識
点ア 基点第402号から備前市日生町大多府島南端見通し線と、基点第323号から基点第328号見通し延長線との交差点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 瀬戸内市邑久町



岡区第 40 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第41号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町尻海地先

4 漁場の区域 基点第335号、点ア、点イ及び基点第402号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域

点の位置

基点第335号 瀬戸内市邑久町尻海玉津港南防波堤基部に設置した
標識

基点第336号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻（猪ノ鼻）突端に設置した
標識

基点第402号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会

基点第430号 瀬戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識

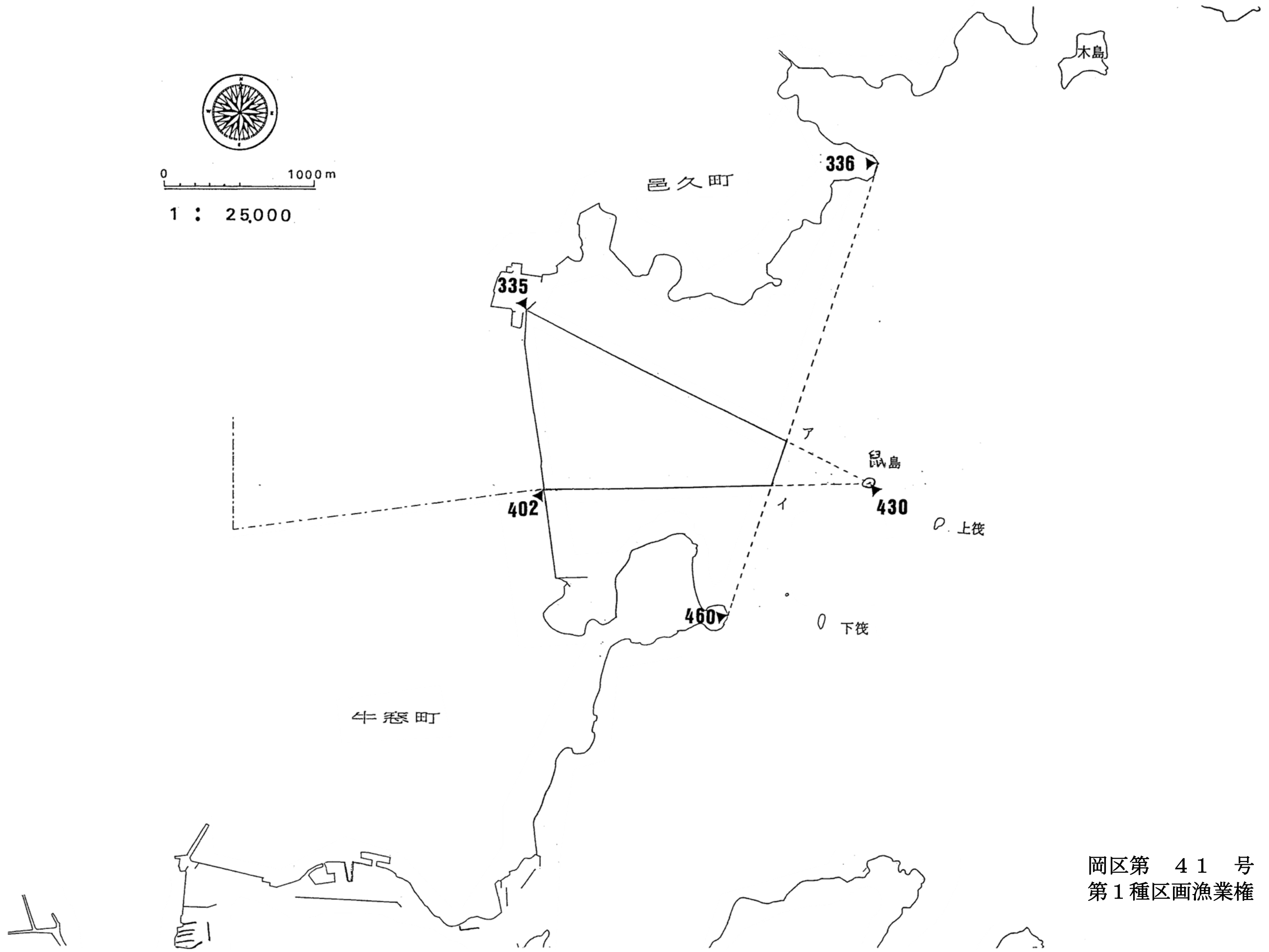
基点第460号 瀬戸内市牛窓町蕪崎東端に設置した標識

点ア 基点第335号から基点第430号見通し線と、基
点第336号から基点第460号見通し線との交差点

点イ 基点第402号から基点第430号見通し線と、基
点第336号から基点第460号見通し線との交差点

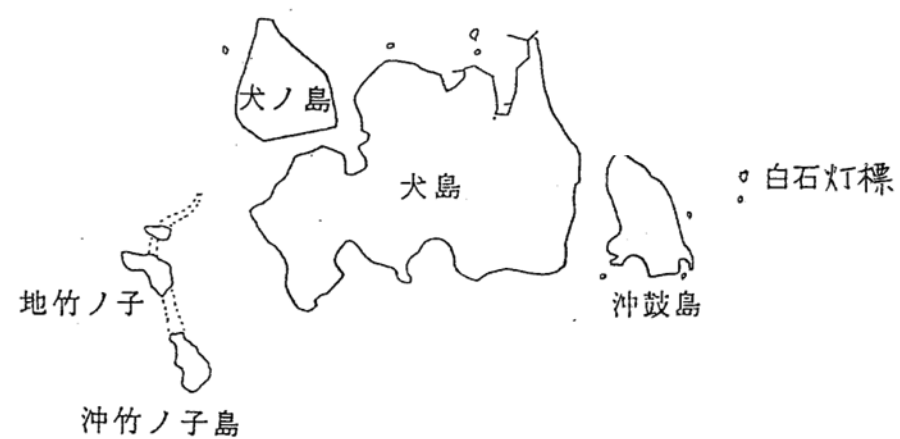
5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 瀬戸内市邑久町



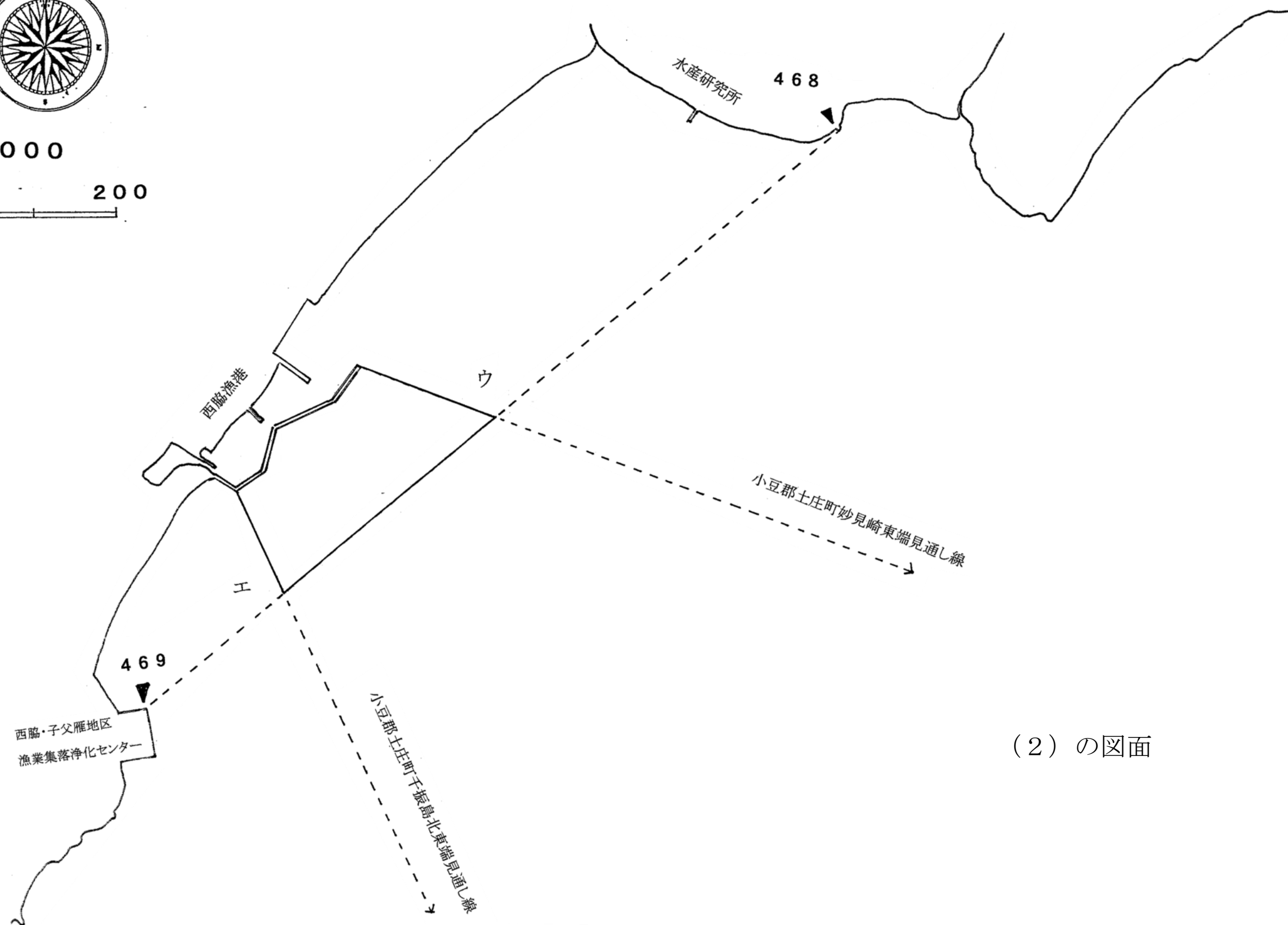
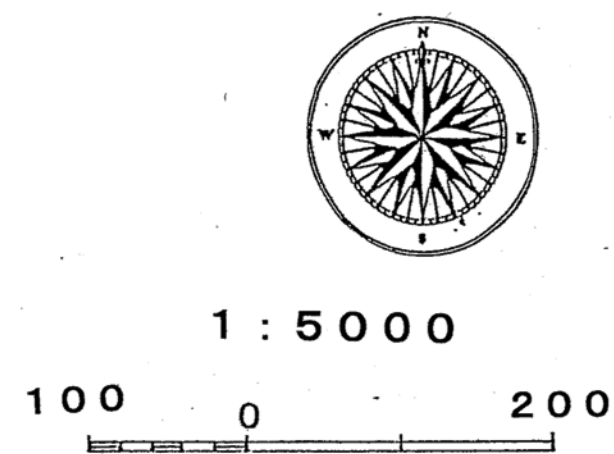
岡区第 41 号
第 1 種区画漁業権

1	免許番号 岡区第42号	北東端見通し線との交差点
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
3	漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇地先	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
4	漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域 （1）基点第424号、点ア、点イ及び基点第425号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第424号 瀬戸内市牛窓町鹿忍サカケノ鼻突端に設置した標識 基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識 点ア 基点第424号から真方位180度見通し線上基点第424号から100メートルの点 点イ 基点第425号から真方位180度見通し線上基点第425号から100メートルの点 （2）瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤北東端、点ウ、点エ及び瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤南西端の各点を順次結んだ3直線と西脇漁港防波堤によって囲まれた区域 点の位置 基点第468号 瀬戸内市牛窓町鹿忍岡山県農林水産総合センター水産研究所東排水口突端に設置した標識 基点第469号 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇・子父雁地区漁業集落浄化センター堤防北東端に設置した標識 点ウ 基点第468号から基点第469号見通し線と、西脇漁港防波堤北東端から香川県小豆郡土庄町妙見崎東端見通し線との交差点 点エ 基点第468号から基点第469号見通し線と、西脇漁港港防波堤南西端から香川県小豆郡土庄町千振島	7 関係地区 瀬戸内市牛窓町



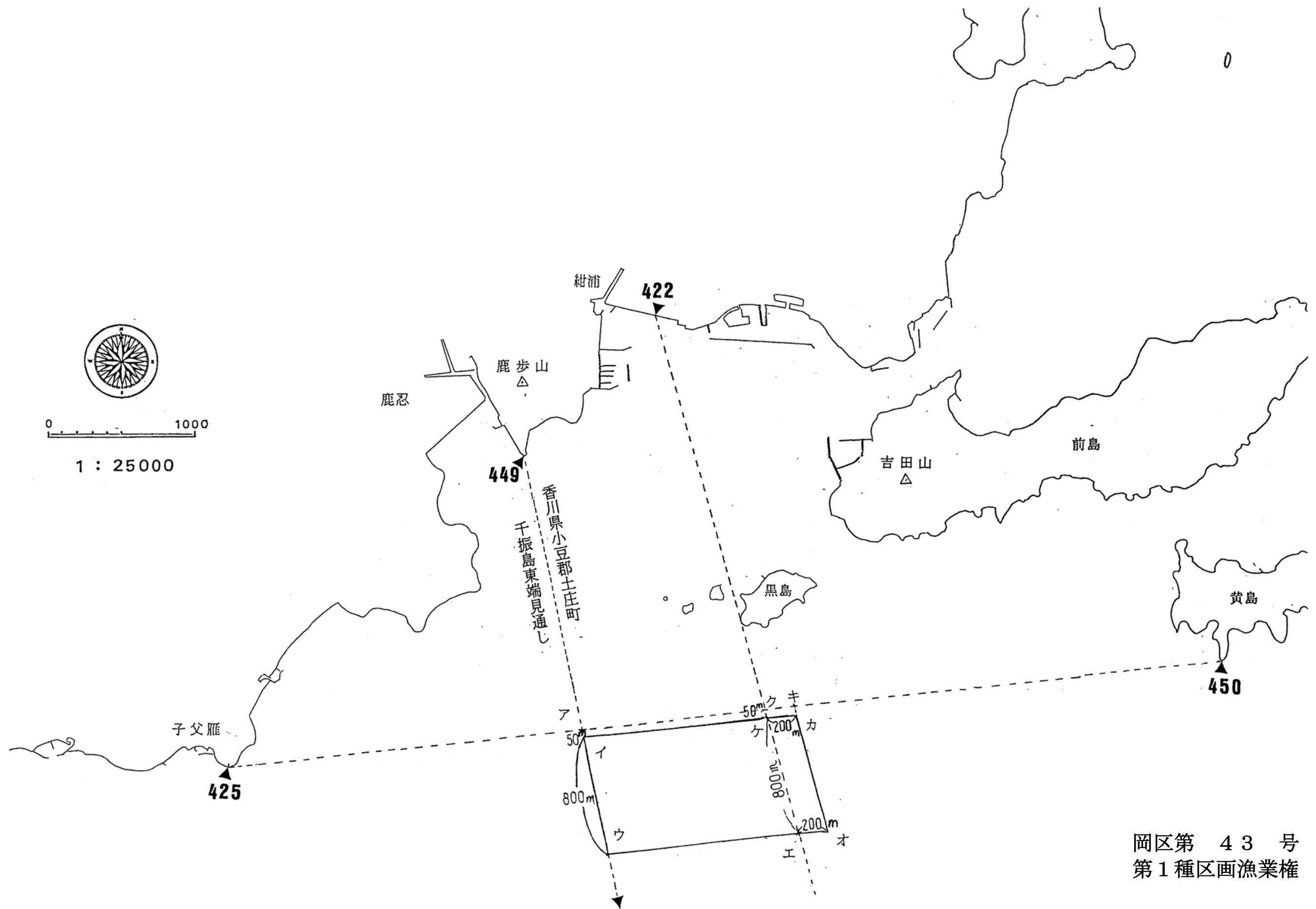
(1) の図面

岡区第 42 号
第1種区画漁業権



(2) の図面

1	免許番号 岡区第43号	線との交差点 点ケ 基点第422号から点ク見通し延長線上点クから50メートルの点
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
3	漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黒島南地先	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
4	漁場の区域 点イ、点ウ、点オ、点カ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン株式会社岡山工場荷揚場西端に設置した標識 基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ケ鼻南端に設置した標識 基点第449号 瀬戸内市牛窓町鹿忍弁天島頂上に設置した標識 基点第450号 瀬戸内市牛窓町黄島南端早崎に設置した標識 点ア 基点第425号から基点第450号見通し線と、基点第449号から香川県小豆郡土庄町千振島東端見通し線との交差点 点イ 点アから香川県小豆郡土庄町千振島東端見通し線上点アから50メートルの点 点ウ 点イから香川県小豆郡土庄町千振島東端見通し線上点イから800メートルの点 点エ 基点第422号から点ケ見通し延長線上点ケから800メートルの点 点オ 点ウから点エ見通し延長線上点エから200メートルの点 点カ 点キから点オ見通し線上点キから50メートルの点 点キ 点クから基点第450号見通し線上点クから200メートルの点 点ク 基点第425号から基点第450号見通し線と、基点第422号から瀬戸内市牛窓町黒島西端見通し延長	7 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 43 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第44号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍子父雁、岡山市東区宝伝地先

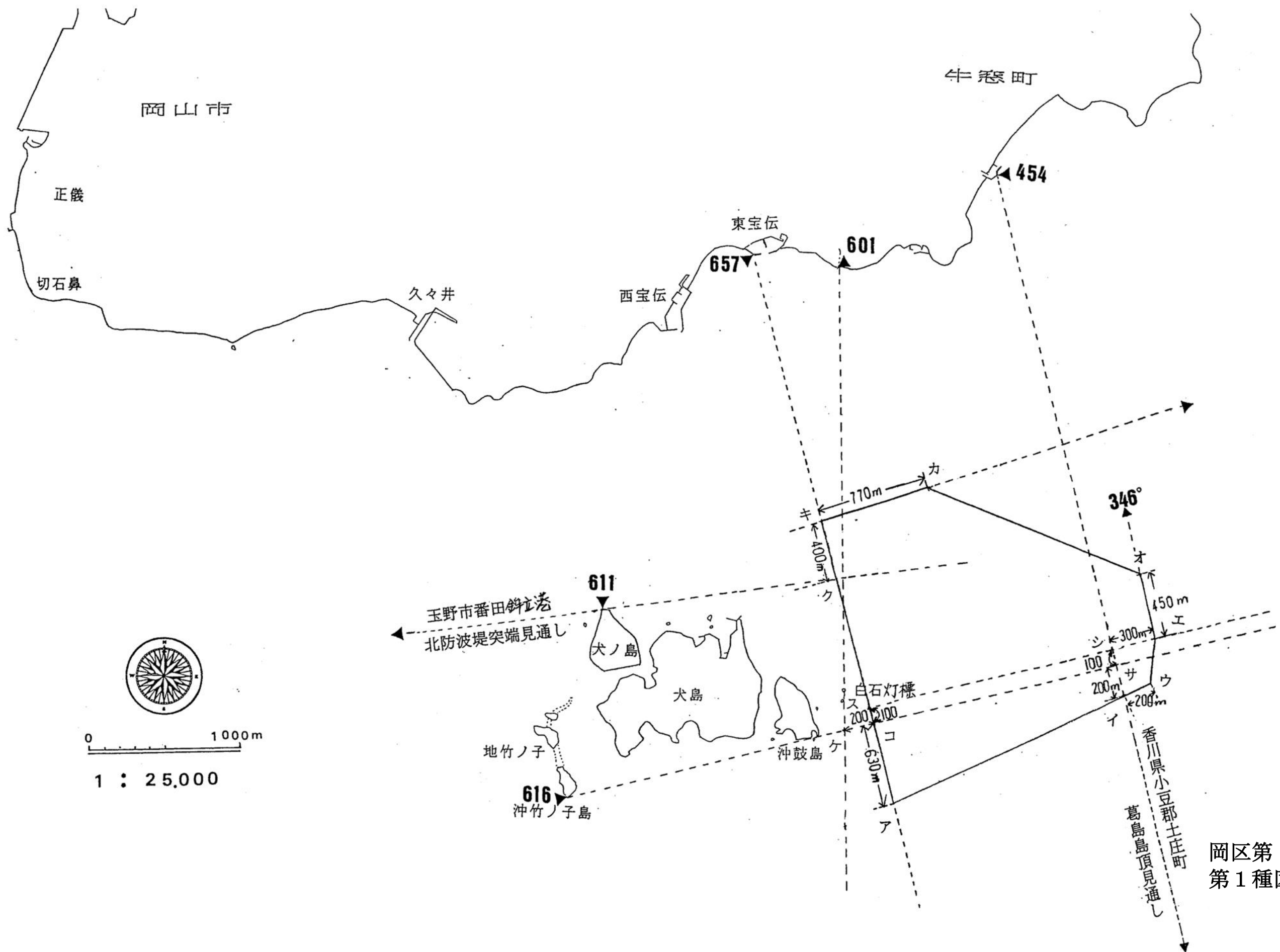
4 漁場の区域 点ア、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第454号 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港西防波堤突端から基部に50メートルの点に設置した標識
基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識
基点第611号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識
基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識
基点第657号 岡山市東区宝伝朝日漁港東宝伝地区西防波堤南端に設置した標識
点ア 基点第657号から点コ見通し延長線上点コから630メートルの点
点イ 点サから香川県小豆島土庄町葛島島頂見通し線上点サから200メートルの点
点ウ 点アから点イ見通し延長線上点イから200メートルの点
点エ 点スから点シ見通し延長線上点シから300メートルの点
点オ 点エから真方位346度見通し線上点エから450メートルの点
点カ 点キから真方位72度30分見通し線上点キから770メートルの点
点キ 点クから基点第657号見通し線上点クから400メートルの点

点ク 基点第657号から点ア見通し線と、玉野市番田鉾立港北防波堤突端から基点第611号見通し延長線との交差点
点ケ 基点第601号から白石灯標見通し延長線と、基点第616号から岡山市東区犬島沖鼓島南端見通し延長線との交差点
点コ 基点第616号から点ケ見通し延長線上点ケから200メートルの点
点サ 基点第616号から岡山市東区犬島沖鼓島南端見通し延長線と、基点第454号から香川県小豆郡土庄町葛島島頂見通し線との交差点
点シ 点サから基点第454号見通し線上点サから100メートルの点
点ス 点コから基点第657号見通し線上点コから100メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

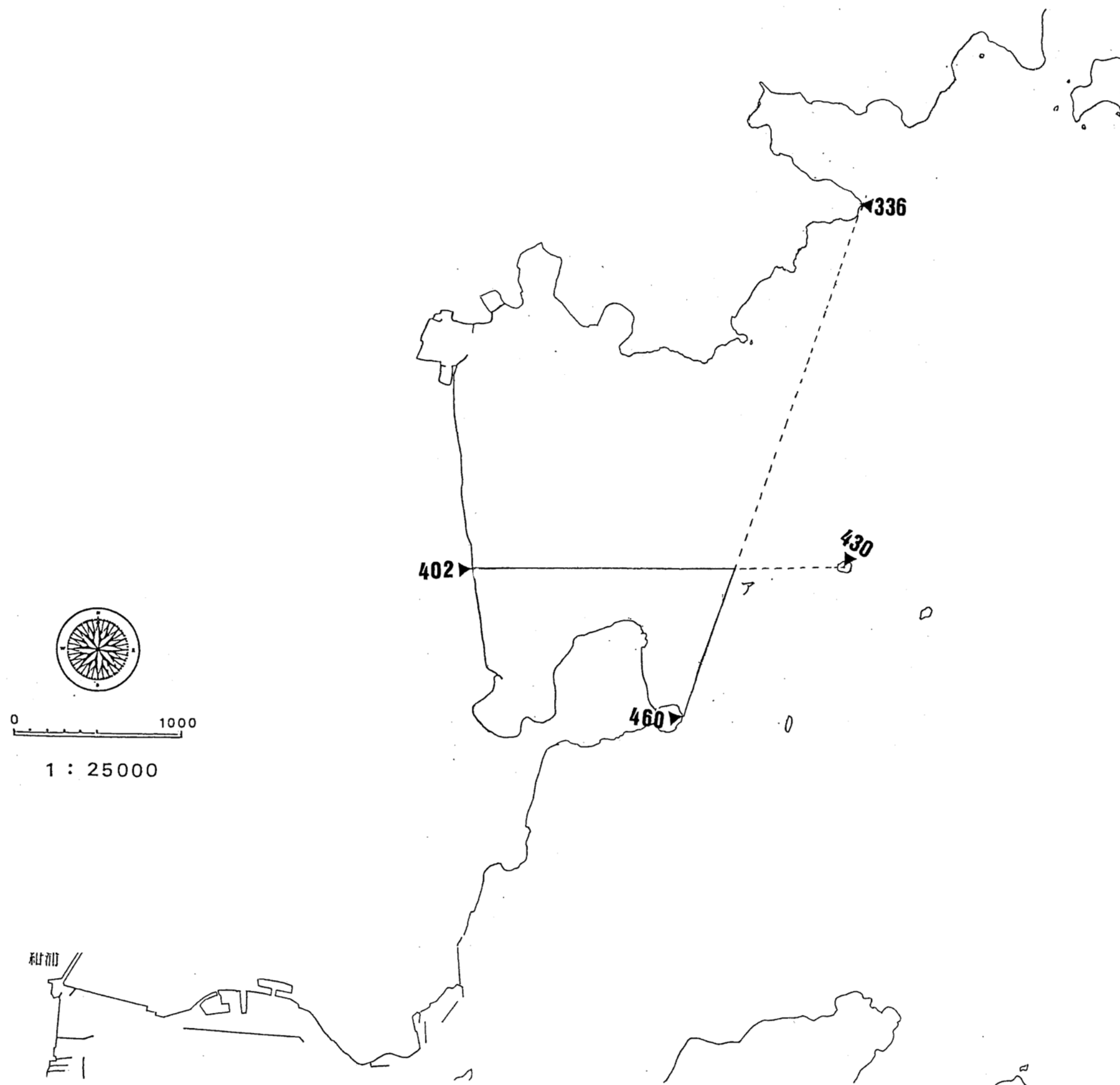
6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

7 関係地区 瀬戸内市牛窓町、岡山市東区久々井、宝伝、犬島及び正儀



岡区第 44 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第45号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町牛窓師楽地先
- 4 漁場の区域 基点第402号、点ア及び基点第460号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第336号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻（猪ノ鼻）突端に設置した標識
基点第402号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上に設置した標識
基点第430号 瀬戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識
基点第460号 瀬戸内市牛窓町牛窓蕪崎東端に設置した標識
点ア 基点第402号から基点第430号見通し線と、基点第460号から基点第336号見通し線との交差点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 45 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第46号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鼠島南地先

4 漁場の区域 基点第434号、基点第432号、点ア、基点第430号
及び基点第433号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時
海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第336号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻（猪ノ鼻）突端に設置した
標識

基点第402号 瀬戸内市邑久町・牛窓町境旧錦海塩業株式会社潮止
えん堤上に設置した標識

基点第430号 瀬戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識

基点第432号 瀬戸内市牛窓町釜ノ蓋礁中央に設置した標識

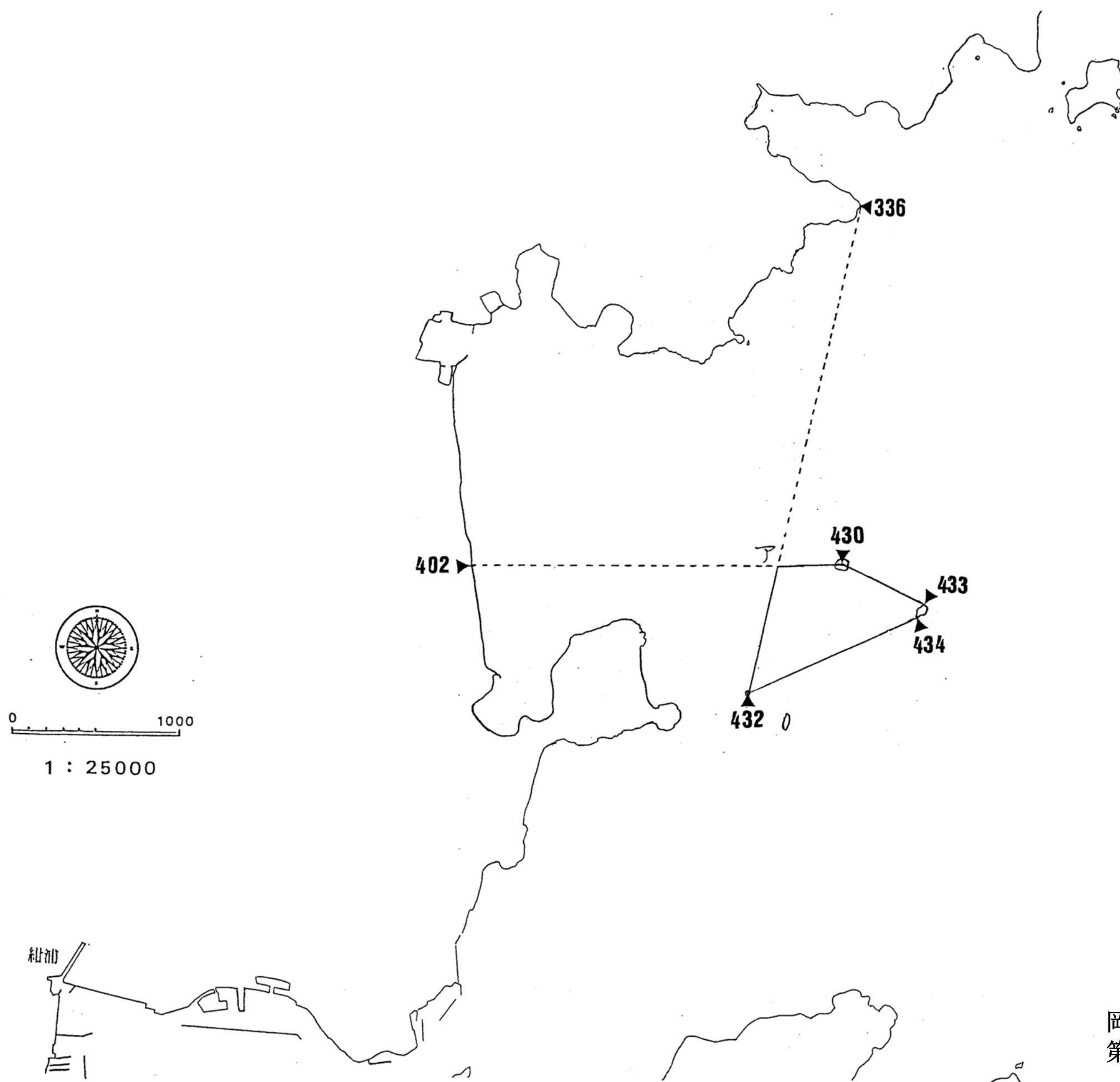
基点第433号 瀬戸内市牛窓町上筏礁北端に設置した標識

基点第434号 瀬戸内市牛窓町上筏礁南端に設置した標識

点ア 基点第402号から基点第430号見通し線と、基
点第432号から基点第336号見通し線との交差点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 46 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第47号

7 関係地区 瀬戸内市牛窓町

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
9月1日から翌年4月30日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鼠島南地先

4 漁場の区域 基点第432号、基点第434号、点ア、点イ、点ウ及び
基点第432号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸
線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第408号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した
標識

基点第432号 瀬戸内市牛窓町釜ノ蓋礁中央に設置した標識

基点第434号 瀬戸内市牛窓町上筏礁南端に設置した標識

基点第438号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識

点ア 基点第434号から瀬戸内市牛窓町青島東端見通し
線上基点第434号から300メートルの点

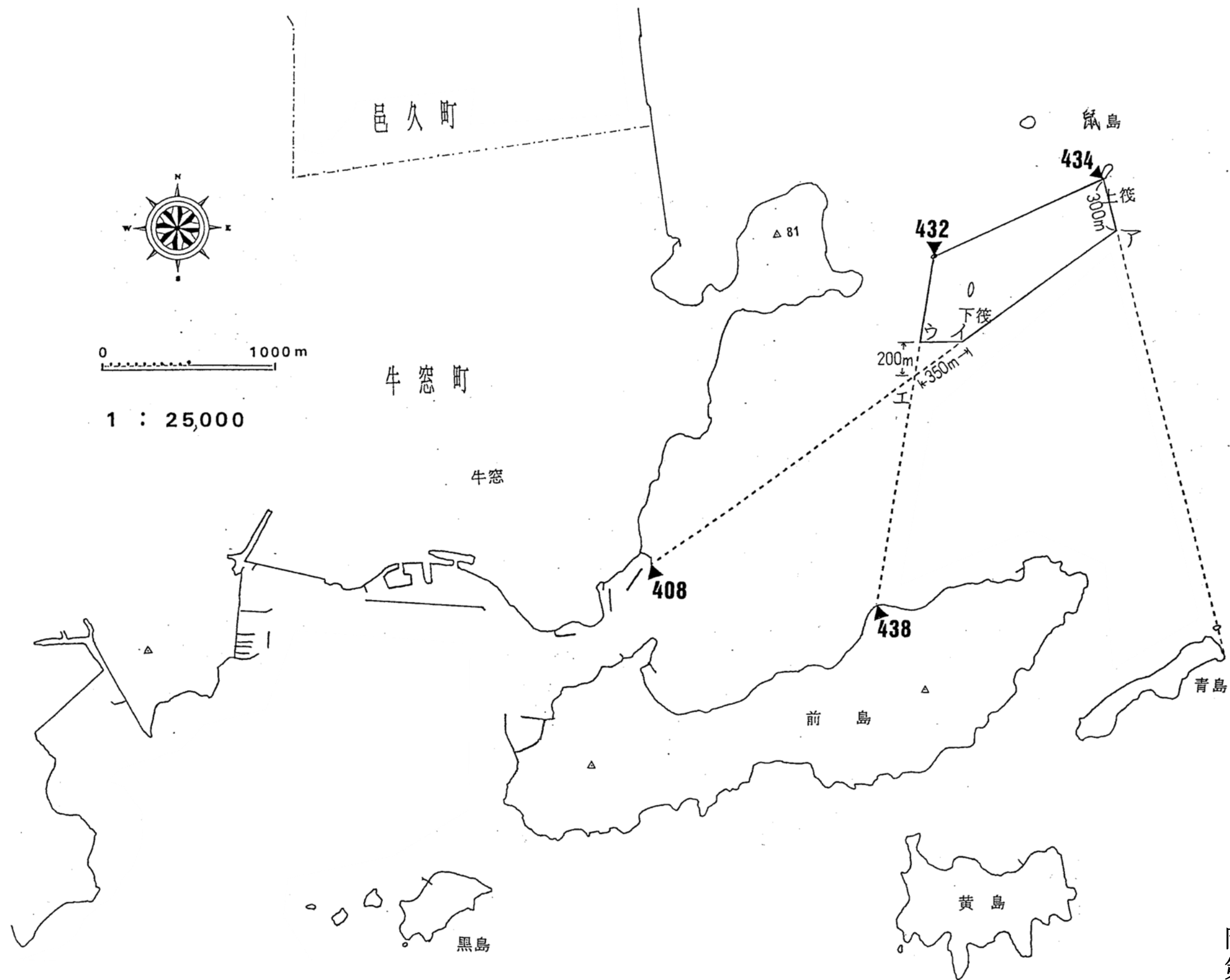
点イ 点エから点ア見通し線上点エから350メートルの
点

点ウ 点エから基点第432号見通し線上点エから200
メートルの点

点エ 基点第432号から基点第438号見通し線と、点
アから基点第408号見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



岡区第 47 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第48号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町牛窓ムシロ江地先

4 漁場の区域 基点第407号、点ア、基点第408号及び基点第437号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの区域を除く。

点の位置

基点第407号 瀬戸内市牛窓町牛窓蕪崎南端に設置した標識

基点第408号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

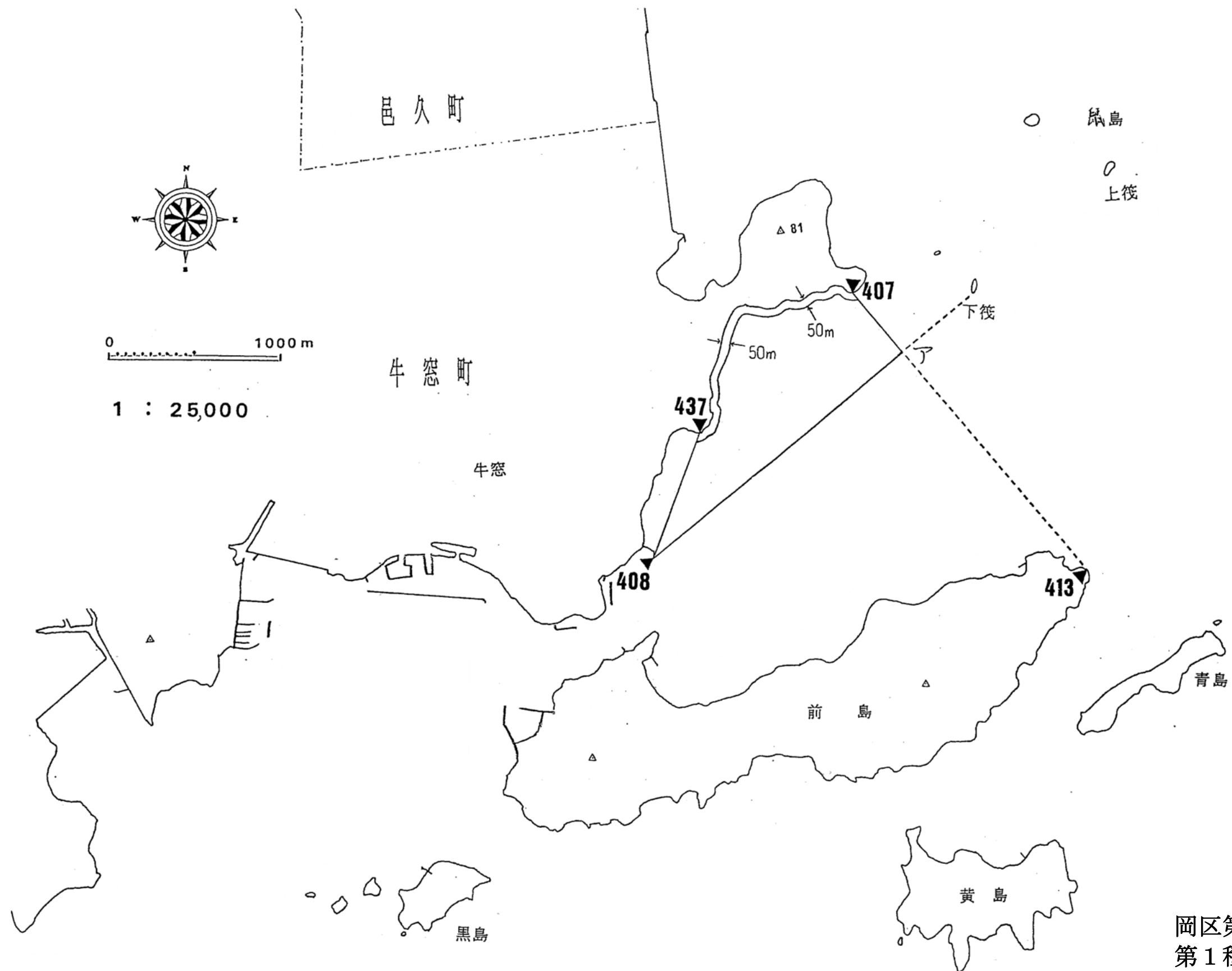
基点第413号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識

基点第437号 瀬戸内市牛窓町牛窓キツネ岩に設置した標識

点ア 基点第407号から基点第413号見通し線と、基点第408号から瀬戸内市牛窓町下筏礁見通し線との交差点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 48 号
第1種区画漁業権

1 免許番号 岡区第49号

6 関係地区 瀬戸内市牛窓町

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

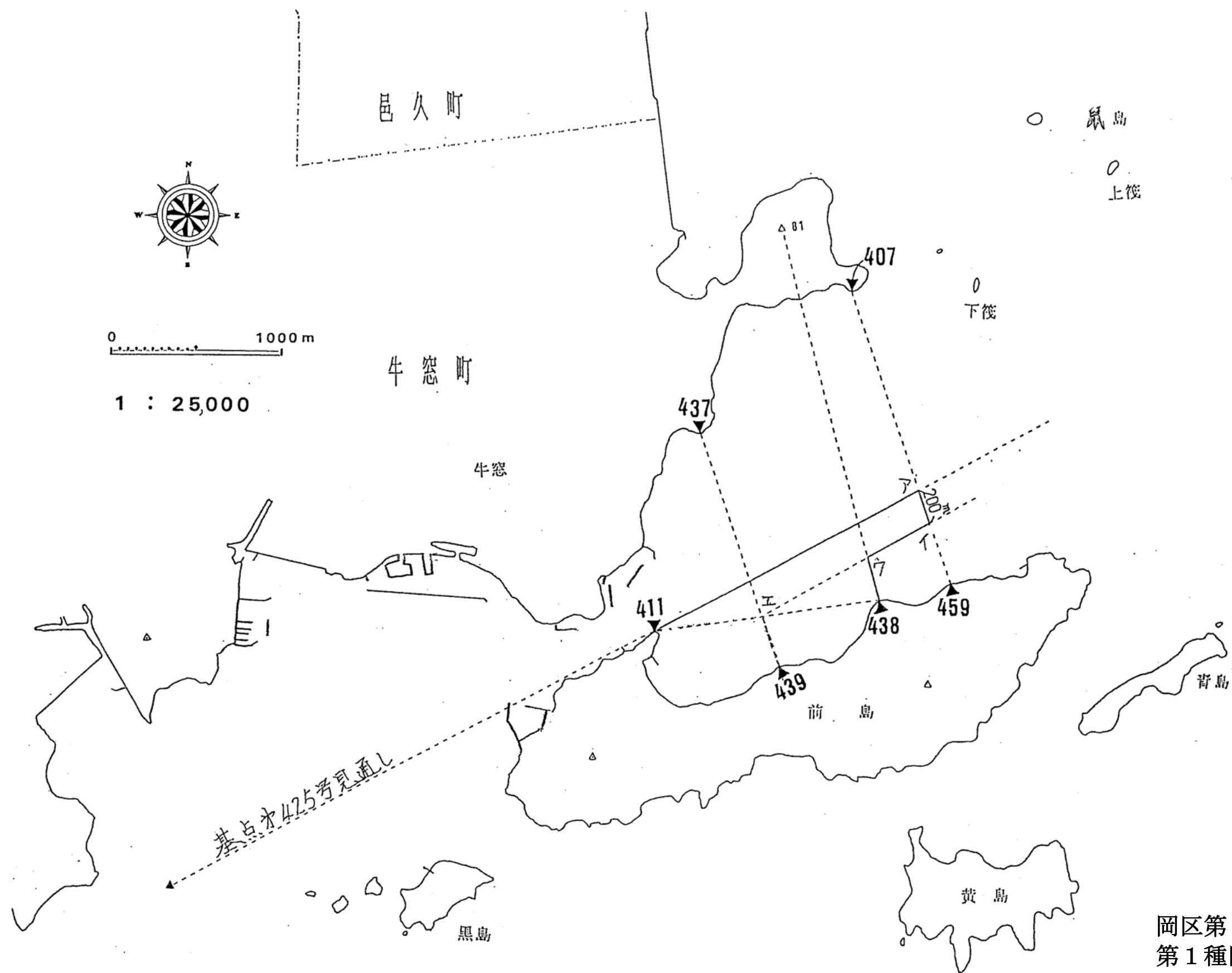
3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島北地先

4 漁場の区域 基点第411号、点ア、点イ、点ウ及び基点第438号の
各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲ま
れた区域

点の位置

- 基点第407号 瀬戸内市牛窓町牛窓蕪崎南端に設置した標識
- 基点第411号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台
- 基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識
- 基点第437号 瀬戸内市牛窓町牛窓キツネ岩に設置した標識
- 基点第438号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識
- 基点第439号 瀬戸内市牛窓町前島赤ズエに設置した標識
- 基点第459号 瀬戸内市牛窓町前島柿浦突端に設置した標識
- 点ア 基点第425号から基点第411号見通し延長線
と、基点第407号から基点第459号見通し線との
交差点
- 点イ 点アから基点第459号見通し線上点アから200
メートルの点
- 点ウ 基点第438号から瀬戸内市牛窓町牛窓平兵衛山山
頂見通し線と、点イから点エ見通し線との交差点
- 点エ 基点第411号から基点第438号見通し線と、基
点第437号から基点第439号見通し線との交差点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



岡区第 49 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第50号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
9月1日から翌年4月30日まで

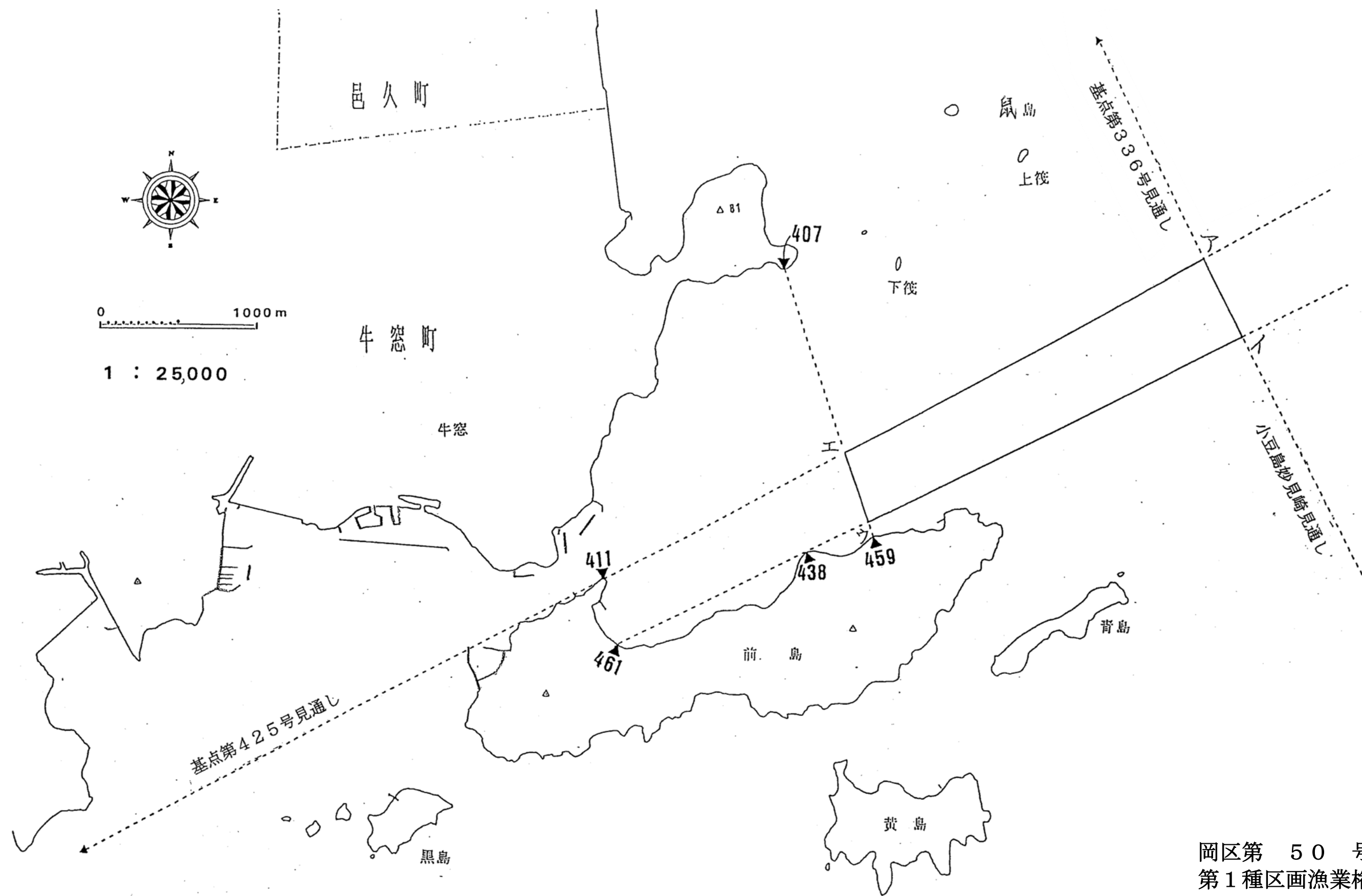
3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第336号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻（猪ノ鼻）突端に設置した標識
基点第407号 瀬戸内市牛窓町牛窓蕪崎南端に設置した標識
基点第411号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台
基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識
基点第438号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識
基点第459号 瀬戸内市牛窓町前島柿浦突端に設置した標識
基点第461号 瀬戸内市牛窓町前島福ヶ浜南端に設置した標識
点ア 基点第336号から香川県小豆島妙見崎見通し線と、基点第425号から基点第411号見通し延長線との交差点
点イ 基点第336号から香川県小豆島妙見崎見通し線と、基点第461号から基点第438号見通し延長線との交差点
点ウ 基点第407号から基点第459号見通し線と、基点第461号から基点第438号見通し延長線との交差点
点エ 基点第407号から基点第459号見通し線と、基点第425号から基点第411号見通し延長線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

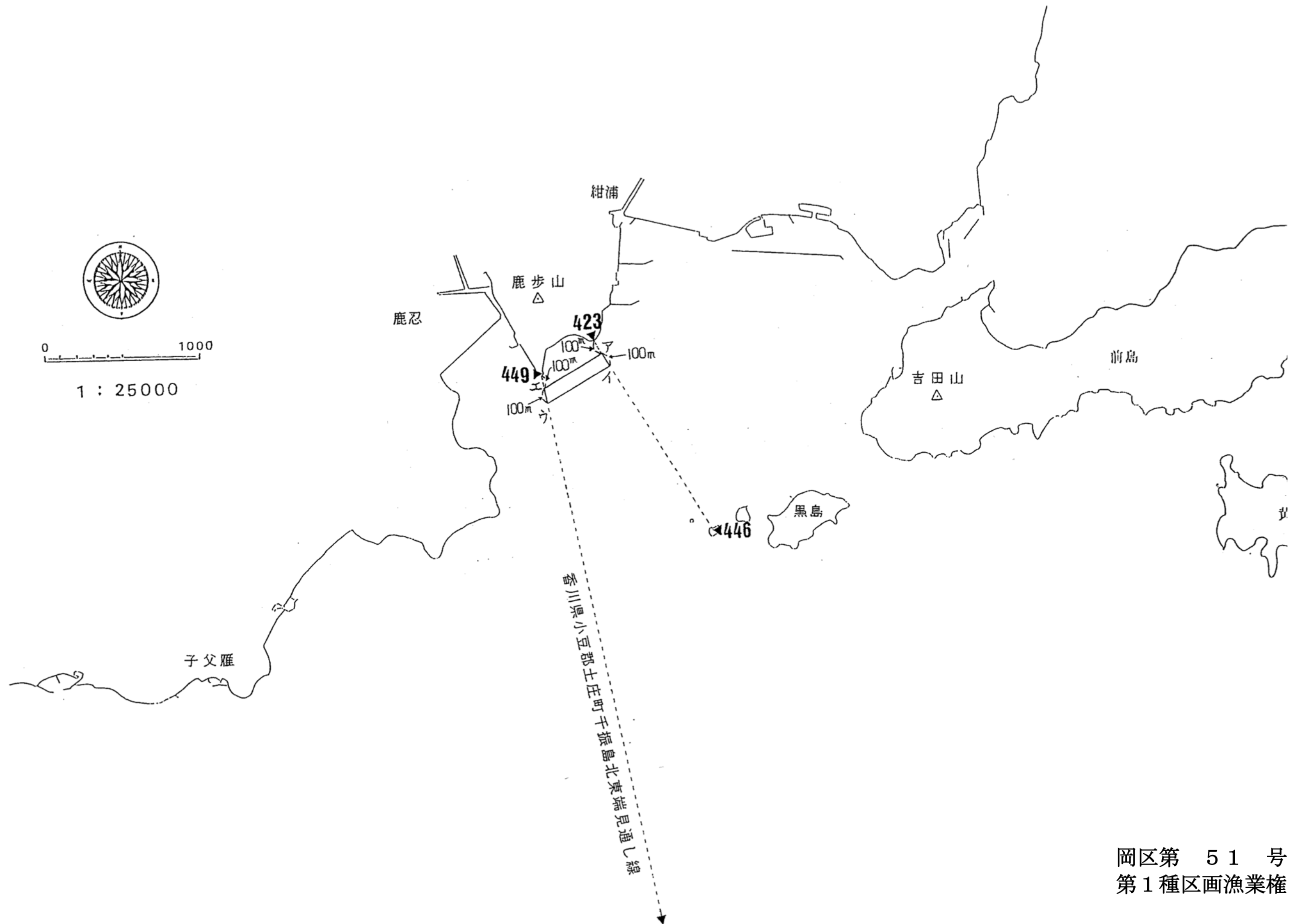
6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

7 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 50 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第51号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
9月1日から翌年4月30日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識
基点第449号 瀬戸内市牛窓町鹿忍弁天島頂上に設置した標識
基点第446号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島中央に設置した標識
点ア 基点第423号から基点第446号見通し線上基点第423号から100メートルの点
点イ 基点第423号から基点第446号見通し線上基点第423号から200メートルの点
点ウ 基点第449号から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見通し線上基点第449号から200メートルの点
点エ 基点第449号から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見通し線上基点第449号から100メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 51 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第52号

7 関係地区 瀬戸内市牛窓町

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業
10月1日から翌年6月30日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍子父雁地先

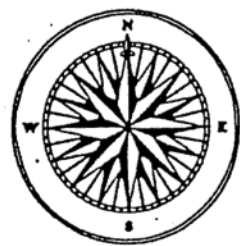
4 漁場の区域 基点第462号、点ア、点イ及び基点第464号の各点を
順次結んだ3直線と朝日漁港子父雁地区西防波堤及び最大高
潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、同防波堤南側
沖出し10メートルの区域を除く。

点の位置

- 基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識
- 基点第462号 瀬戸内市牛窓町鹿忍大石鼻突端に設置した標識
- 基点第463号 瀬戸内市牛窓町鹿忍朝日漁港子父雁地区一文字防波
堤に設置した標識
- 基点第464号 瀬戸内市牛窓町鹿忍朝日漁港子父雁地区西防波堤西
南角に設置した標識
- 点ア 基点第425号から基点第463号見通し延長線
と、基点第462号から真方位180度見通し線との
交差点
- 点イ 基点第425号から基点第463号見通し延長線
と、基点第464号から真方位200度見通し線との
交差点

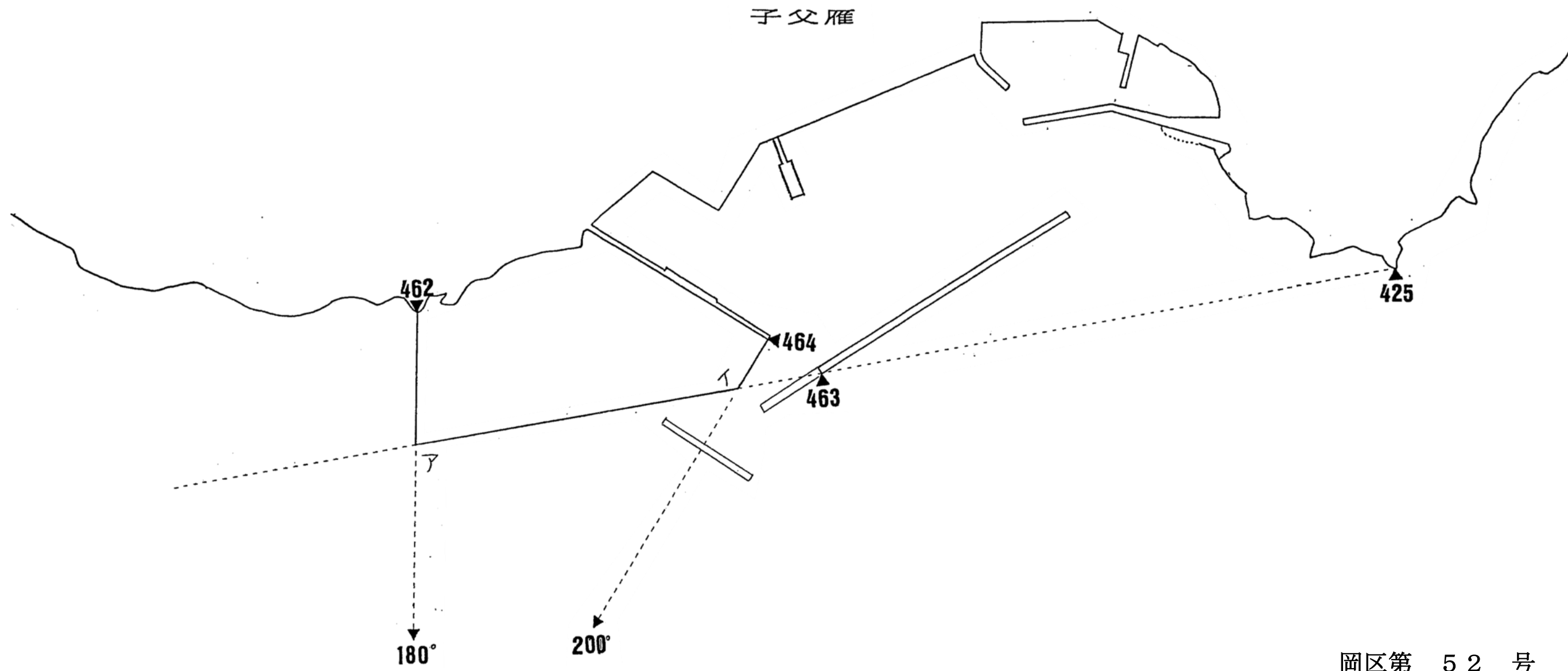
5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



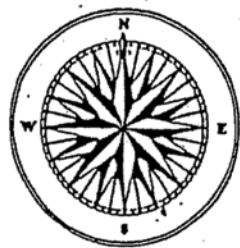
1:2,500

子父雁

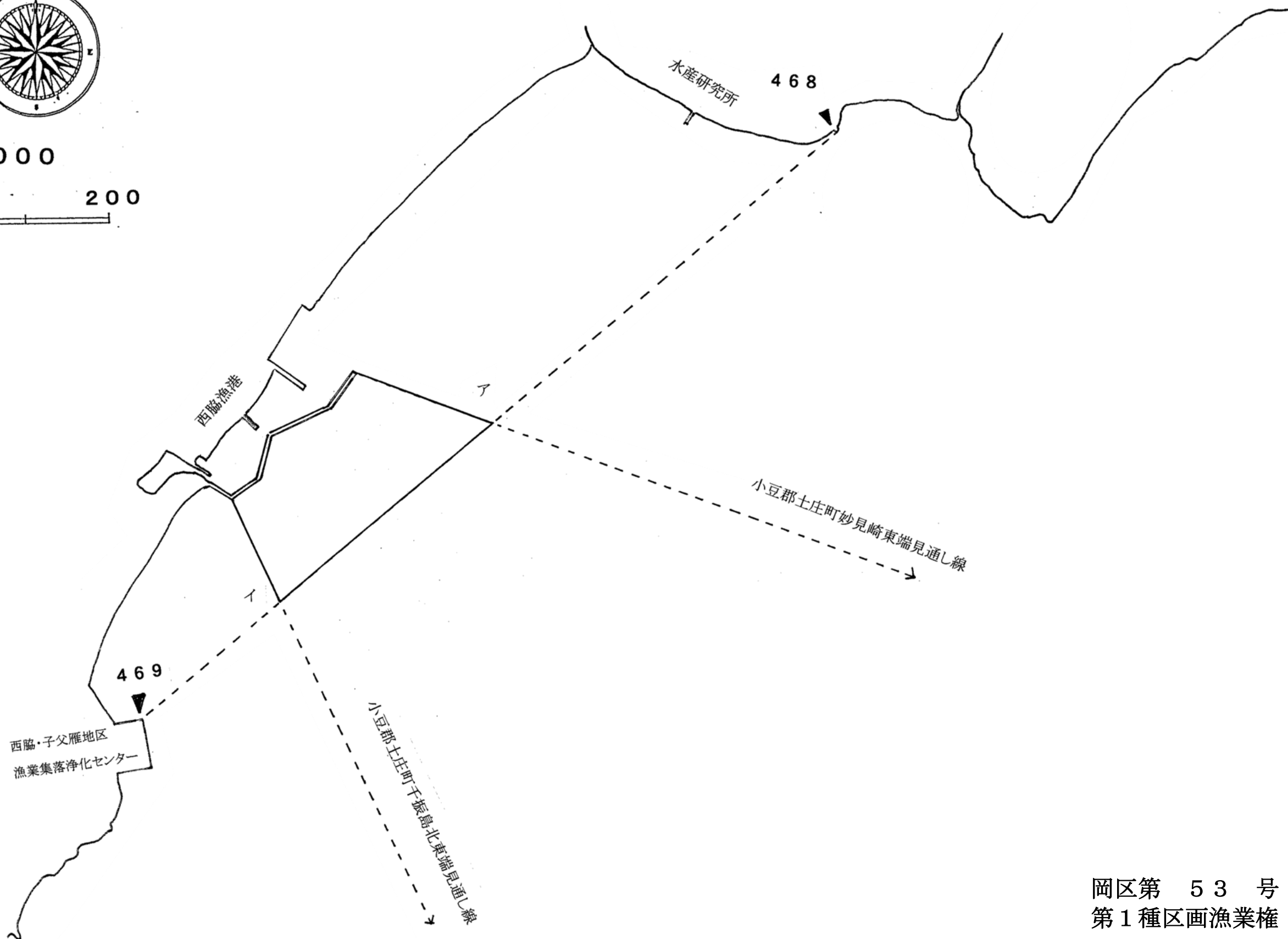
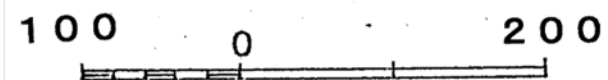


岡区第 52 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第53号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業
10月1日から翌年6月30日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇地先
- 4 漁場の区域 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤北東端、点ア、点イ及び瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤南西端の各点を順次結んだ3直線と西脇漁港防波堤によって囲まれた区域
点の位置
基点第468号 瀬戸内市牛窓町鹿忍岡山県農林水産総合センター水産研究所東排水口突端に設置した標識
基点第469号 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇・子父雁地区漁業集落浄化センター堤防北東端に設置した標識
点ア 基点第468号から基点第469号見通し線と、西脇漁港防波堤北東端から香川県小豆郡土庄町妙見崎東端見通し線との交差点
点イ 基点第468号から基点第469号見通し線と、西脇漁港港防波堤南西端から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見通し線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 瀬戸内市牛窓町

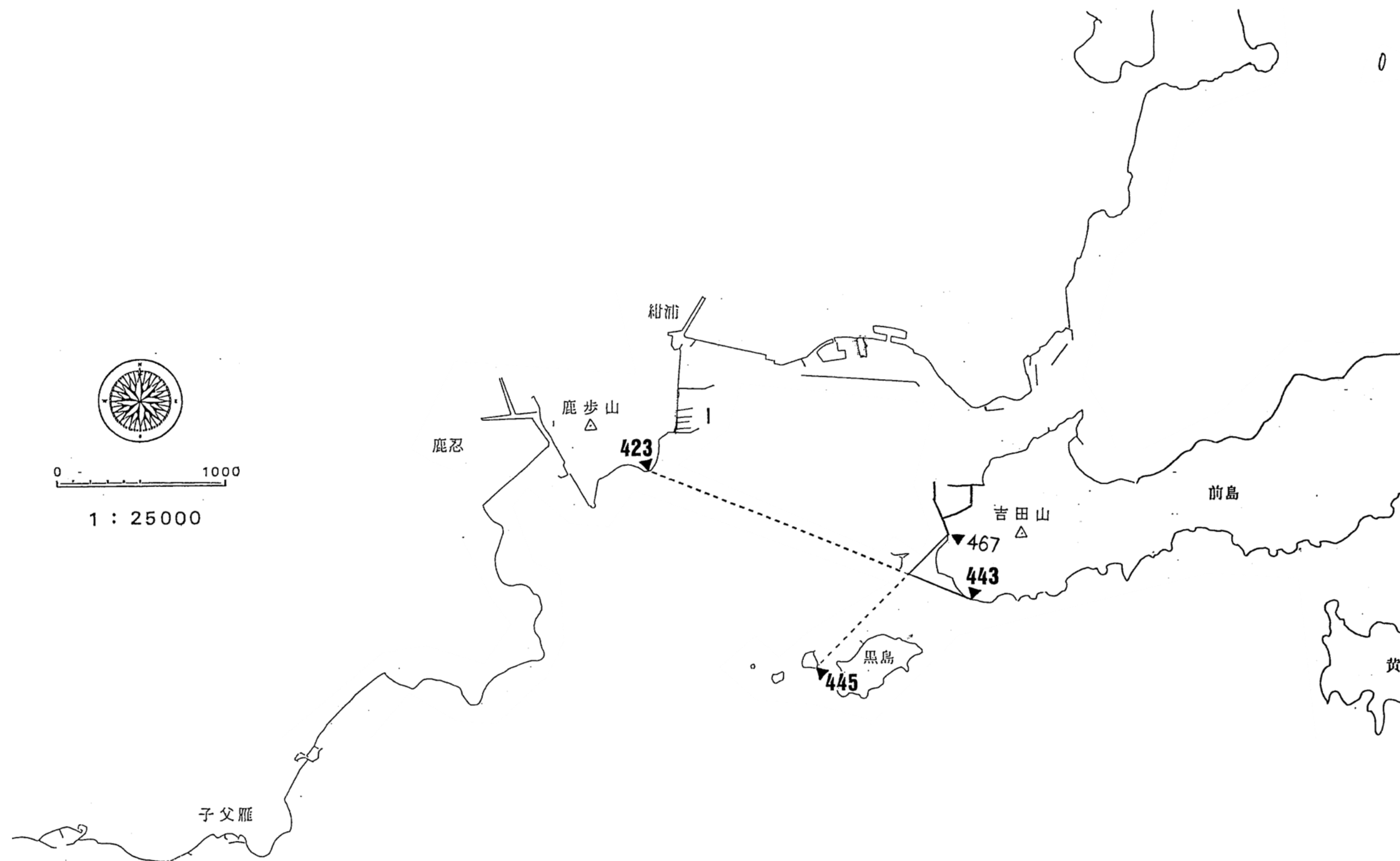


1 : 5 0 0 0



岡区第 53 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第54号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種区画漁業 あさり養殖業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島西地先
- 4 漁場の区域 基点第467号、点ア及び基点第443号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識
基点第443号 瀬戸内市牛窓町前島小屋ノ瀬鼻突端に設置した標識
基点第445号 瀬戸内市牛窓町黒島中ノ小島南東端に設置した標識
基点第467号 瀬戸内市牛窓町前島御堂港西護岸基部に設置した標識
点ア 基点第467号から基点第445号見通し線と、基点第443号から基点第423号見通し線との交差点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
個別漁業権
- 6 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 54 号
第 3 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第55号

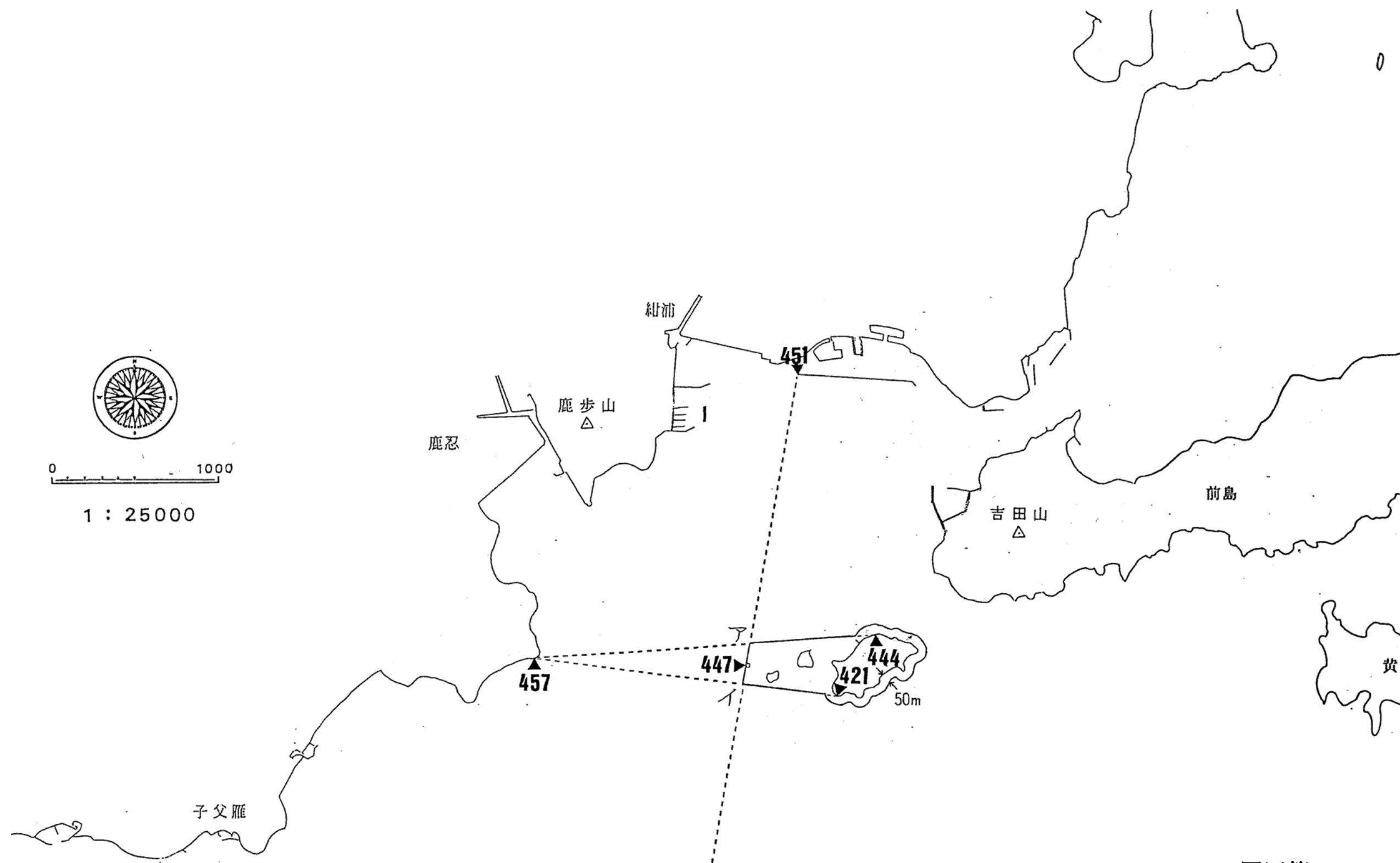
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種区画漁業 あさり養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黒島地先

4 漁場の区域 基点第444号、点ア、点イ及び基点第421号の各点を
順次結んだ3直線及び黒島の最大高潮時海岸線から沖出し5
0メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第421号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識
基点第444号 瀬戸内市牛窓町黒島北端に設置した標識
基点第447号 瀬戸内市牛窓町百尋礁西端に設置した標識
基点第451号 瀬戸内市牛窓町牛窓港一文字防波堤西端に設置した
標識
基点第457号 瀬戸内市牛窓町鹿忍蓬崎燈台
点ア 基点第444号から基点第457号見通し線と、基
点第451号から基点第447号見通し線との交差点
点イ 基点第421号から基点第457号見通し線と、基
点第451号から基点第447号見通し延長線との交
差点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
個別漁業権

6 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 55 号
第 3 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第56号

7 関係地区 岡山市

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで

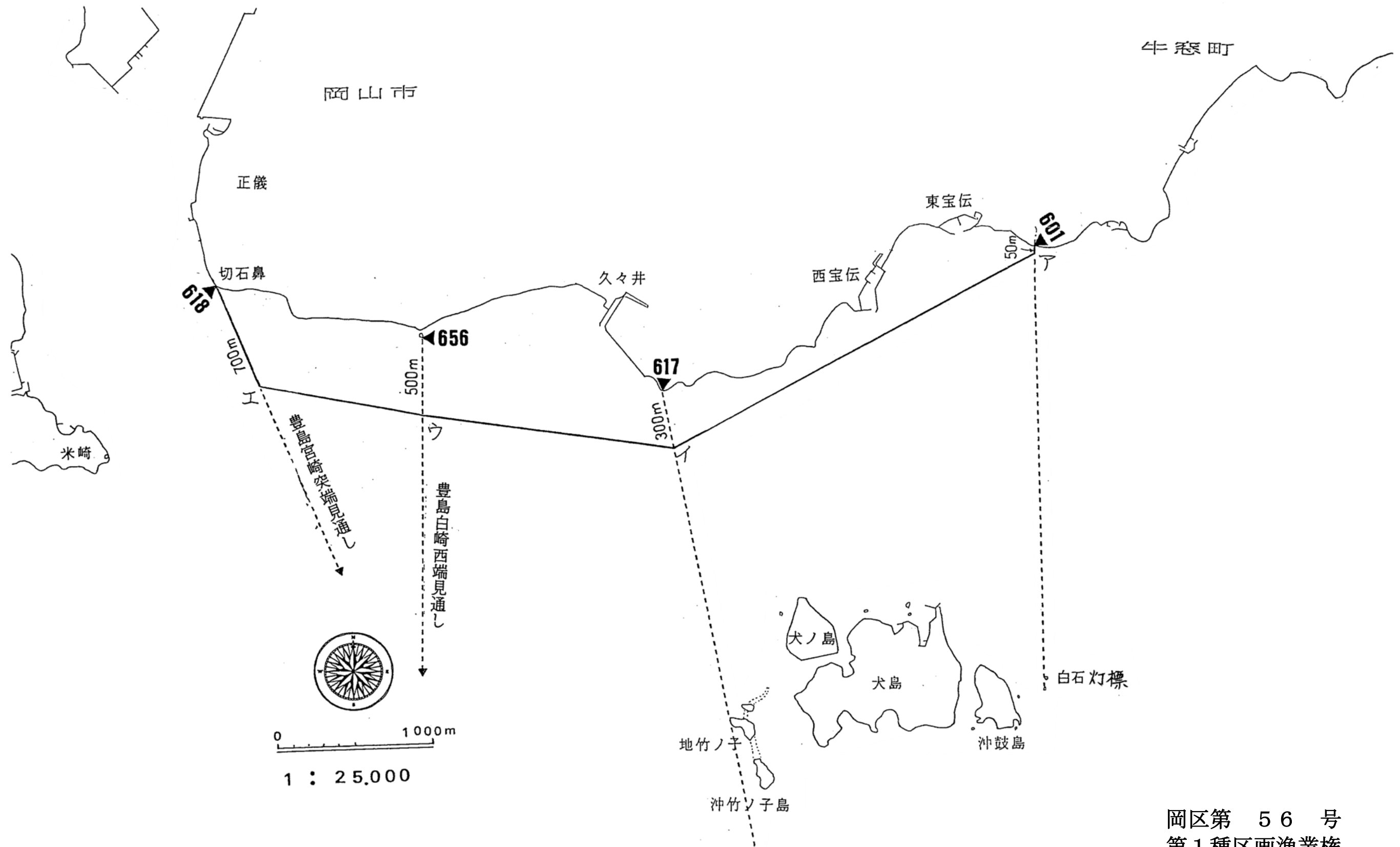
3 漁場の位置 岡山市東区宝伝、久々井、正儀地先

4 漁場の区域 基点第601号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第618号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

- 点の位置
- 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識
- 基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識
- 基点第618号 岡山市東区正儀立石鼻立石に設置した標識
- 基点第656号 岡山市東区正儀金山（飯盛岩）南端に設置した標識
- 点ア 基点第601号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第601号から50メートルの点
- 点イ 基点第617号から岡山市東区犬島地竹の子島西端見通し線上基点第617号から300メートルの点
- 点ウ 基点第656号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線上基点第656号から500メートルの点
- 点エ 基点第618号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎突端見通し線上基点第618号から700メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



岡区第 56 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第57号

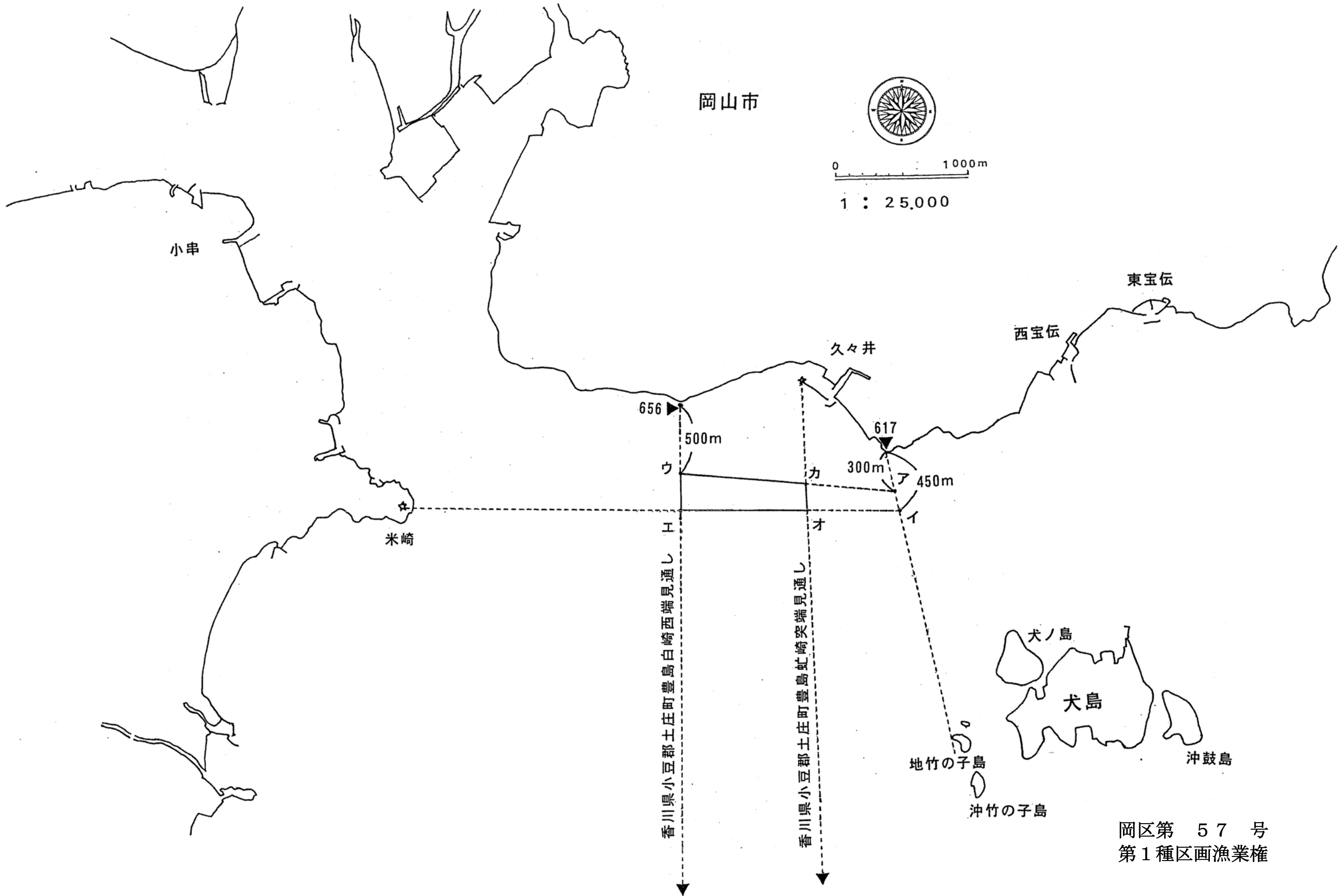
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで

3 漁場の位置 岡山市東区久々井、正儀地先

4 漁場の区域 点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識
基点第656号 岡山市東区正儀金山（飯盛岩）南端に設置した標識
点ア 基点第617号から岡山市東区犬島地竹の子島西端
見通し線上、基点第617号から300メートルの点
点イ 基点第617号から岡山市東区犬島地竹の子島西端
見通し線上、基点第617号から450メートルの点
点ウ 基点第656号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西
端見通し線上基点第656号から500メートルの点
点エ 基点第656号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西
端見通し線と、点イから岡山市南区小串米崎灯台見通
し線との交差点
点オ 岡山市東区久々井久々井漁港一文字防波堤北突端灯
標から香川県小豆郡土庄町豊島虻崎突端見通し線と、
点イから岡山市南区小串米崎灯台見通し線との交差点
点カ 岡山市東区久々井久々井漁港一文字防波堤北突端灯
標から香川県小豆郡土庄町豊島虻崎突端見通し線と、
点アから点ウ見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

7 関係地区 岡山市



岡区第 57 号
第1種区画漁業権

1 免許番号 岡区第58号

7 関係地区 岡山市

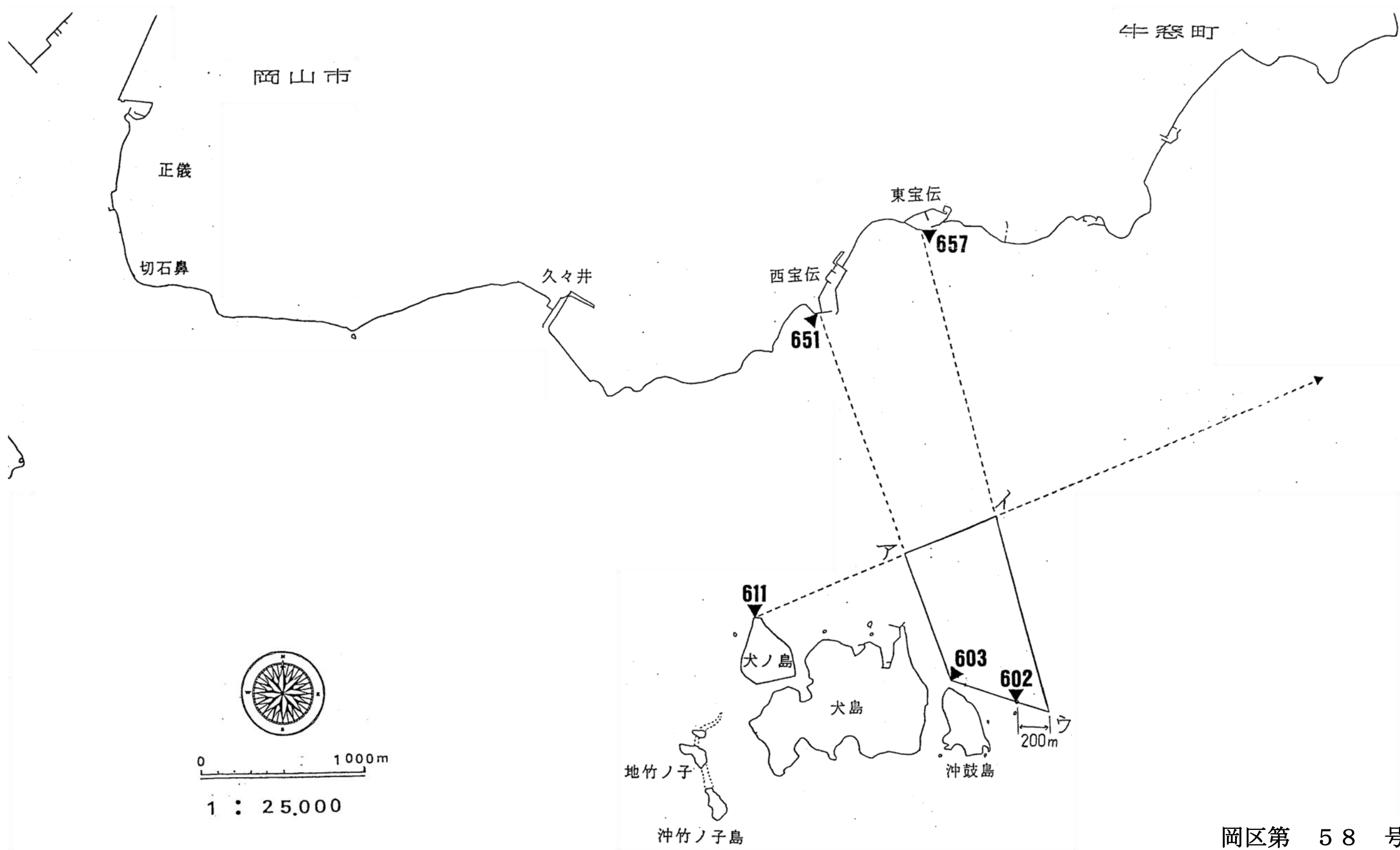
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島沖鼓島北地先

4 漁場の区域 基点第603号、点ア、点イ、点ウ及び基点第603号の
各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第417号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ首北東端に設置した標識
基点第602号 岡山市東区犬島白石中央に設置した標識
基点第603号 岡山市東区犬島沖鼓島猫石北端に設置した標識
基点第611号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識
基点第651号 岡山市東区宝伝高山鼻南端に設置した標識
基点第657号 岡山市東区宝伝朝日漁港東宝伝地区西防波堤南端に
設置した標識
点ア 基点第611号から基点第417号見通し線と、基
点第651号から基点第603号見通し線との交差点
点イ 基点第611号から基点第417号見通し線と、基
点第657号から点ウ見通し線との交差点
点ウ 基点第603号から基点第602号見通し延長線上
基点第602号から200メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



岡区第 58 号
第1種区画漁業権

1 免許番号 岡区第59号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島南地先

4 漁場の区域 基点第676号及び基点第682号を結んだ直線及び基点
第606号、点ア、点イ及び基点第649号の各点を順次結
んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第606号 岡山市東区犬島沖鼓島南東端に設置した標識

基点第649号 岡山市東区犬島松ヶ鼻南端に設置した標識

基点第676号 岡山市東区犬島南東端に設置した標識

基点第682号 岡山市東区犬島沖鼓島南西端に設置した標識

点ア 基点第606号から真方位180度見通し線上基点
第606号から800メートルの点

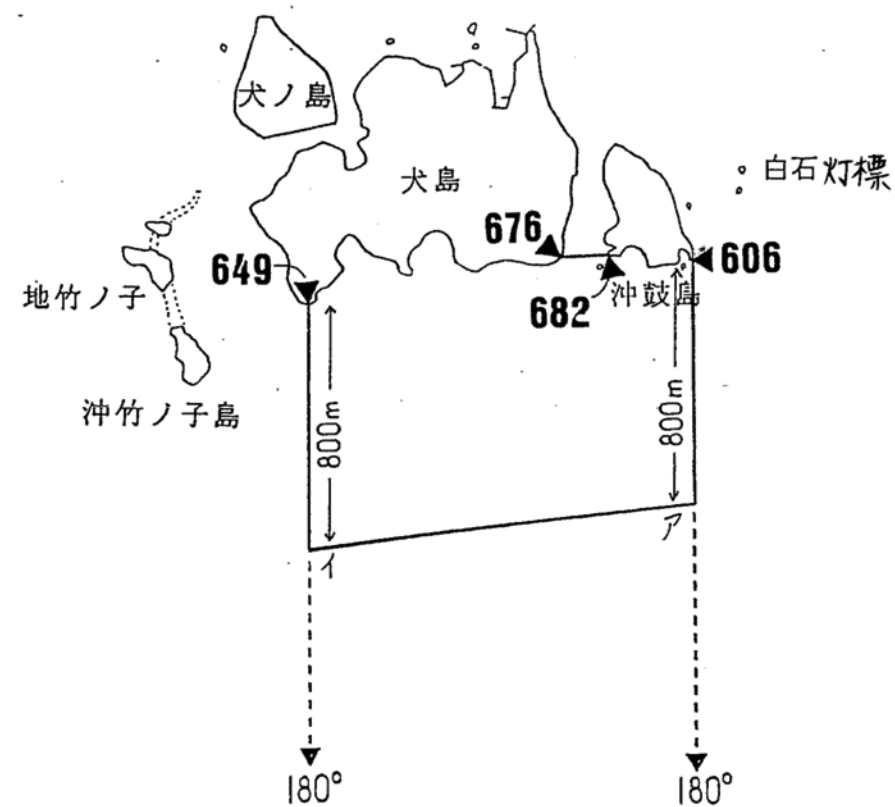
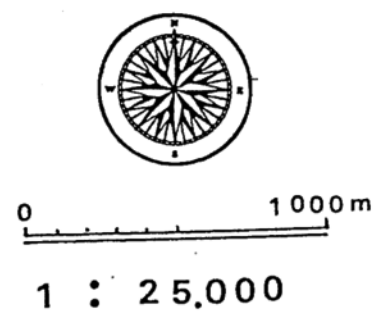
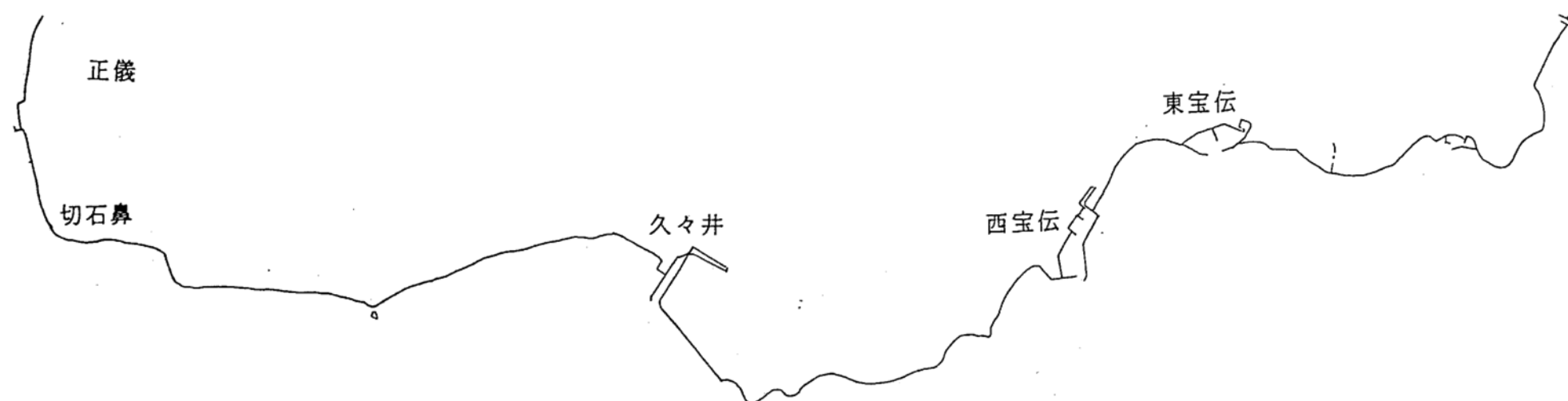
点イ 基点第649号から真方位180度見通し線上基点
第649号から800メートルの点

5 制限又は条件

- (1) 幅100メートル以上の船通しを1ヶ所設けなければならない。
- (2) 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

7 関係地区 岡山市



岡区第 59 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第60号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで

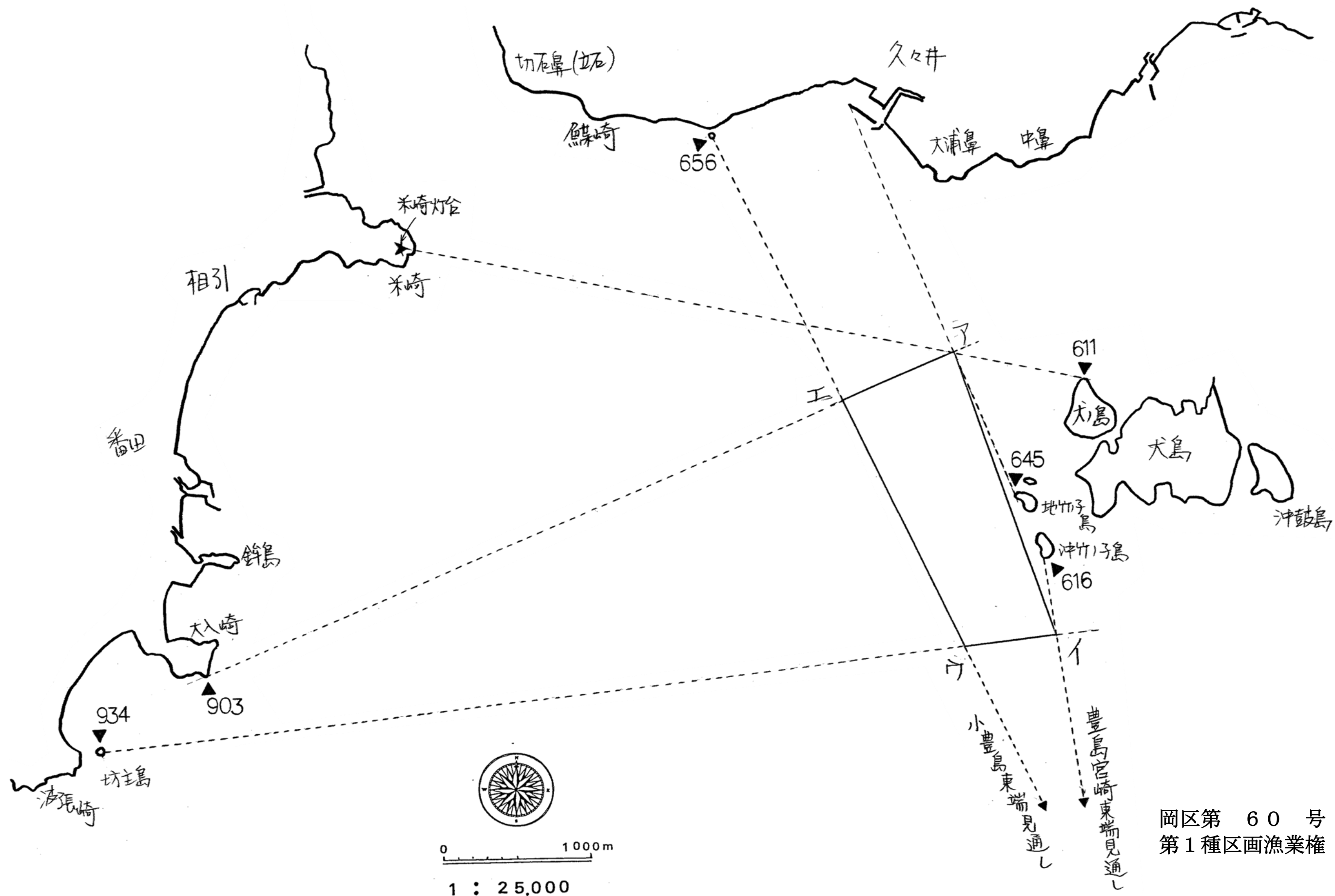
3 漁場の位置 岡山市東区犬島西地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第611号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識
基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識
基点第645号 岡山市東区犬島地竹ノ子島北西端に設置した標識
基点第656号 岡山市東区正儀金山（飯盛岩）南端に設置した標識
基点第903号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識
基点第934号 玉野市胸上坊主島島頂に設置した標識
点ア 基点第645号から岡山市東区久々井久久井漁港一文字防波堤見通し線と、基点第611号から岡山市南区小串米崎灯台見通し線との交差点
点イ 基点第616号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎東端見通し線上基点第616号から500メートルの点
点ウ 点イから基点第934号見通し線と、基点第656号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点
点エ 点アから基点第903号見通し線と、基点第656号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

7 関係地区 岡山市



岡区第 60 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第61号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで

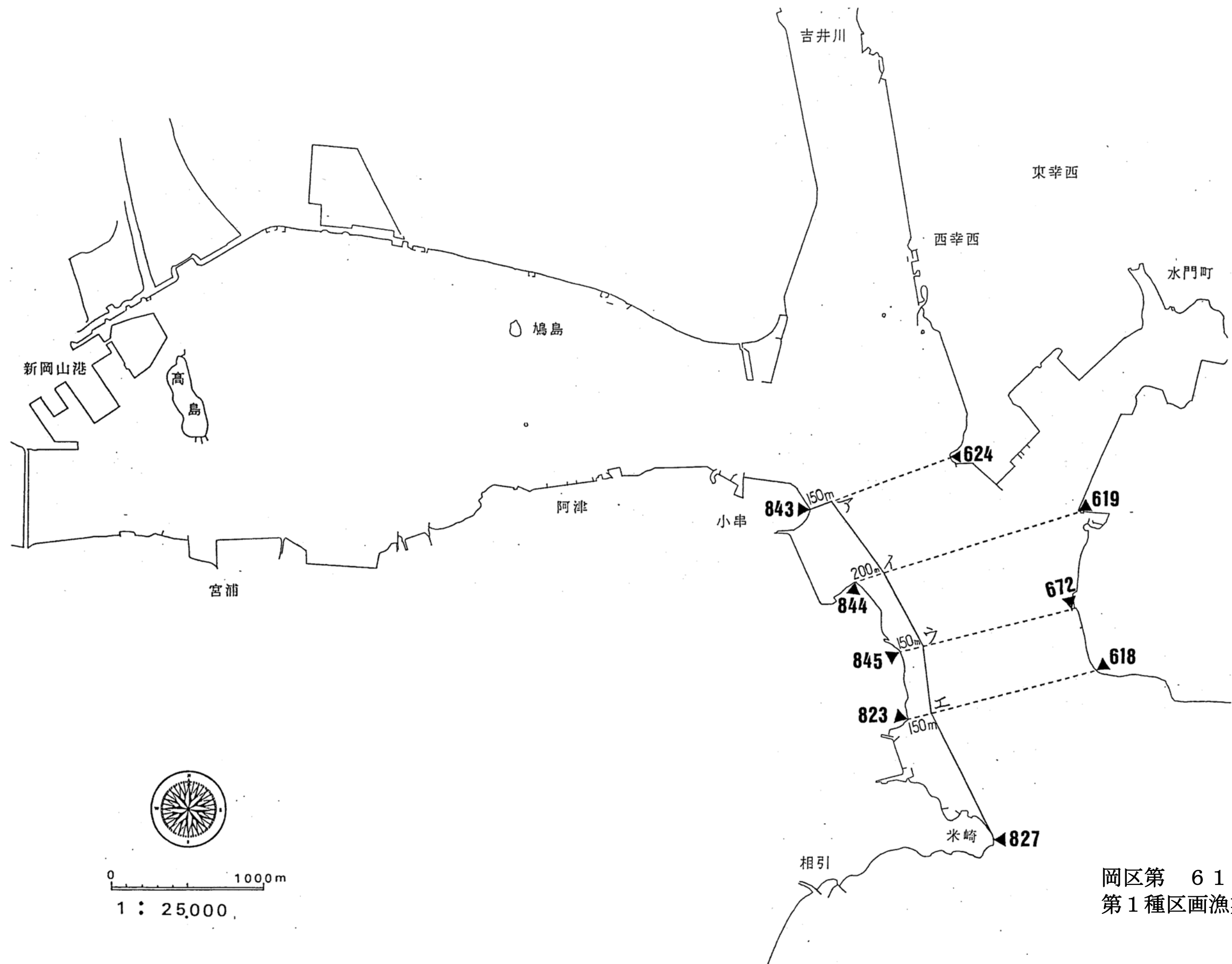
3 漁場の位置 岡山市南区小串向小串地先

4 漁場の区域 基点第843号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点で囲まれた区域
点の位置
基点第618号 岡山市東区正儀立石鼻立石に設置した標識
基点第619号 岡山市東区正儀SECカーボン株式会社岡山工場堤防南西端に設置した標識
基点第624号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識
基点第672号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識
基点第823号 岡山市南区小串宝録山東山麓南東端に設置した標識
基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台
基点第843号 岡山市南区小串向小串北堤防突端に設置した標識
基点第844号 岡山市南区小串向小串港護岸北角に設置した標識
基点第845号 岡山市南区小串タコウダ鼻突端に設置した標識
点ア 基点第843号から基点第624号見通し線上基点第843号から150メートルの点
点イ 基点第844号から基点第619号見通し線上基点第844号から200メートルの点
点ウ 基点第845号から基点第672号見通し線上基点第845号から150メートルの点
点エ 基点第823号から基点第618号見通し線上基点第823号から150メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

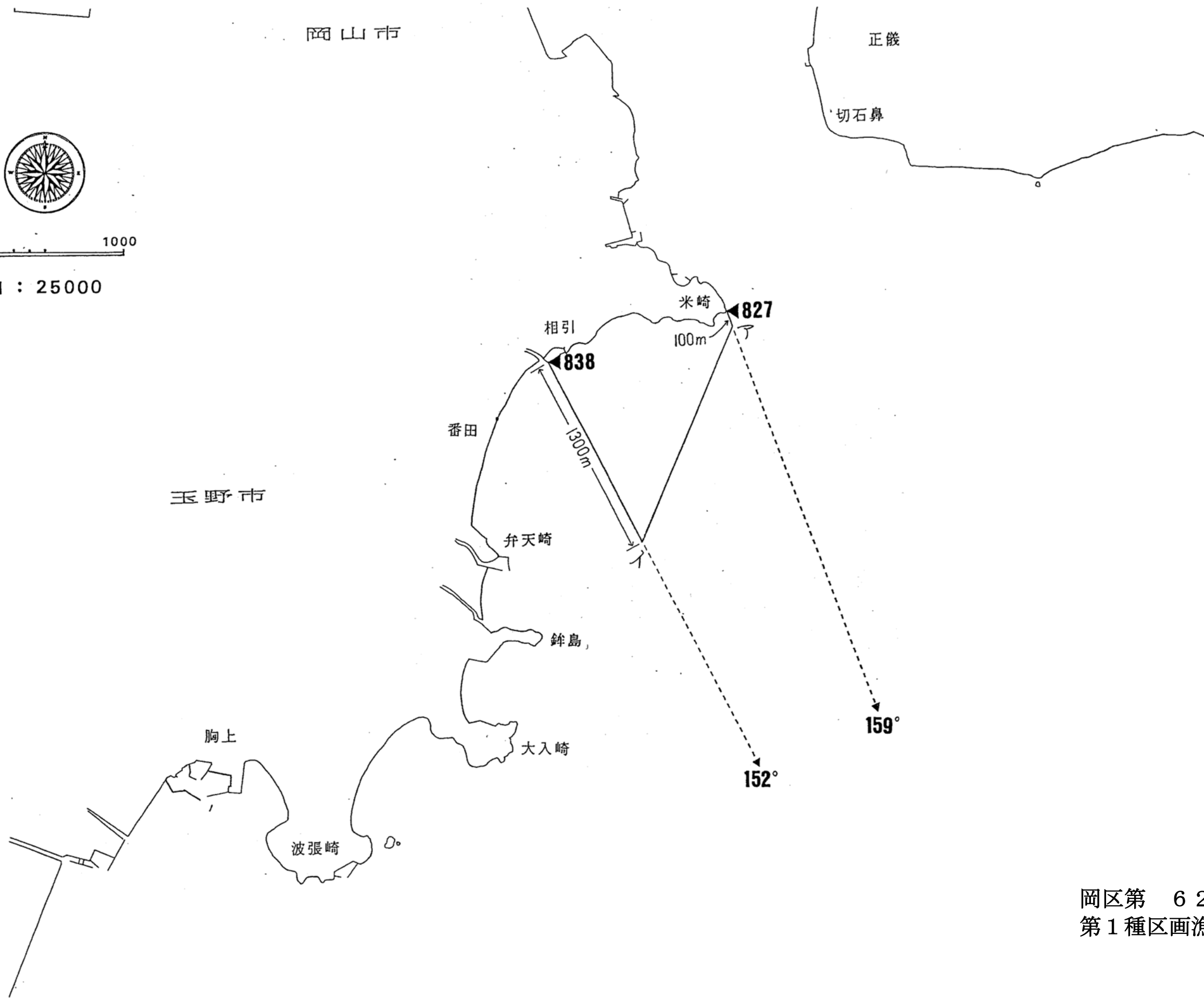
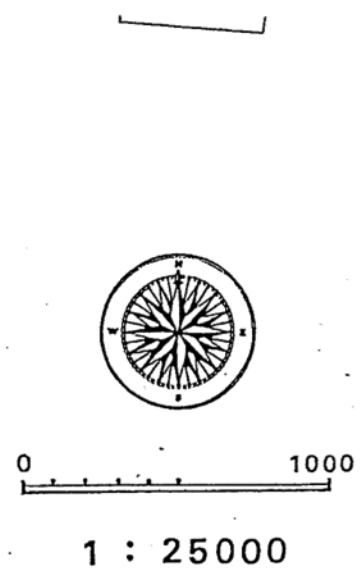
6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

7 関係地区 岡山市



岡区第 61 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第62号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで
- 3 漁場の位置 岡山市南区小串米崎地先
- 4 漁場の区域 基点第827号、点ア、点イ及び基点第838号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域
点の位置
基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台
基点第838号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識
点ア 基点第827号から真方位159度（香川県小豆郡
土庄町豊島旧虻山高）見通し線上基点第827号から
100メートルの点
点イ 基点第838号から真方位152度（香川県小豆郡
土庄町豊島旧虻山高）見通し線上基点第838号から
1,300メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 岡山市



岡区第 62 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第63号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 あおのり養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区九幡地先

4 漁場の区域 基点第673号、点ア、点イ及び基点第661号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域

点の位置

基点第659号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤突端南西角に設置し
た標識

基点第660号 岡山市東区鳩島南端に設置した標識

基点第661号 岡山市東区九幡八幡水門西端支柱

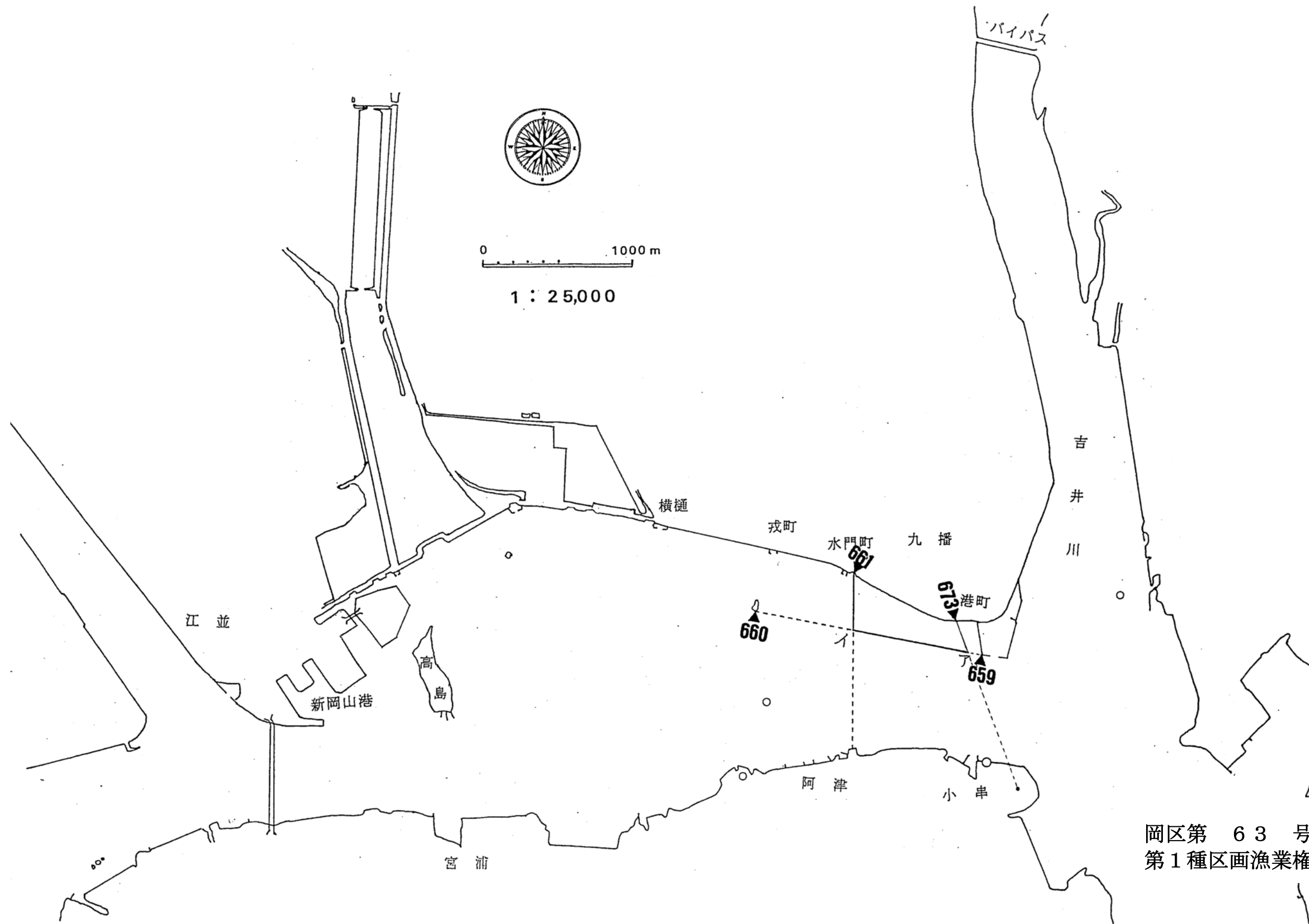
基点第673号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤基部より西170メ
ートルに設置した標識

点ア 基点第659号から基点第660号見通し線と、基
点第673号から岡山市南区小串砲台跡見通し線との
交差点

点イ 基点第659号から基点第660号見通し線と、基
点第661号から岡山市南区阿津道神見通し線との交
差点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 岡山市



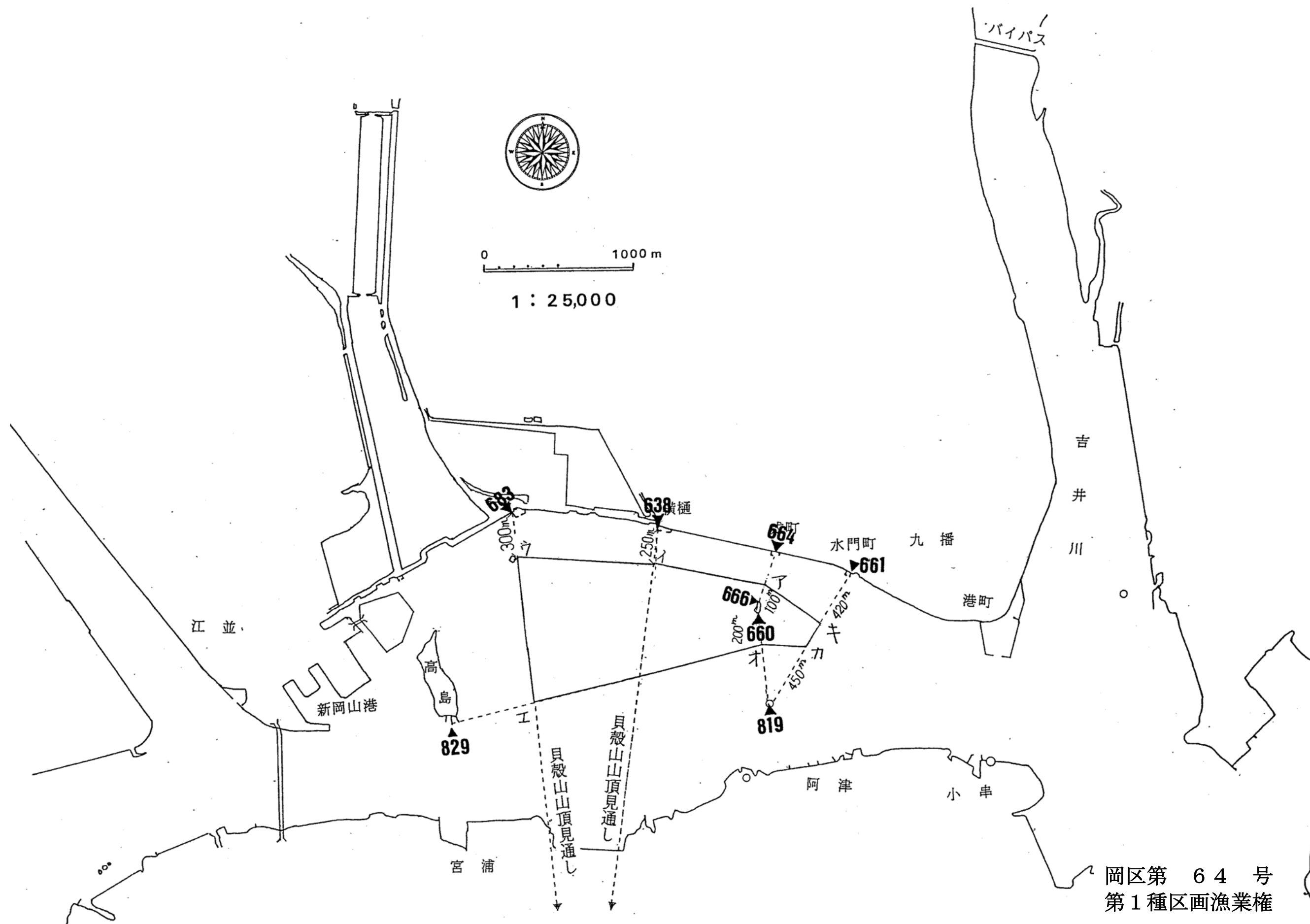
岡区第 63 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第64号

第819号から450メートルの点
点キ 基点第661号から基点第819号見通し線上基点
第661号から420メートルの点
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 あおのり養殖業
1月1日から12月31日まで

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 3 漁場の位置 岡山市南区高島東地先

6 関係地区 岡山市
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アの各
点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第638号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識
基点第660号 岡山市東区鳩島南端に設置した標識
基点第661号 岡山市東区九幡八幡水門西端支柱
基点第664号 岡山市東区豊田津田永忠の碑
基点第666号 岡山市東区鳩島北端に設置した標識
基点第683号 岡山市中区沖元辰己港西防波堤基部に設置した標識
基点第819号 岡山市南区阿津ツブシ灯台
基点第829号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標
識
点ア 基点第666号から基点第664号見通し線上基点
第666号から100メートルの点
点イ 基点第638号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線
上基点第638号から250メートルの点
点ウ 基点第683号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線
上基点第683号から300メートルの点
点エ 基点第683号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線
と、点オから基点第829号見通し線との交差点
点オ 基点第660号から基点第819号見通し線上基点
第660号から200メートルの点
点カ 基点第819号から基点第661号見通し線上基点



岡区第 64 号
第 1 種区画漁業権

- 1

免許番号 岡区第 6 5 号
- 2

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 あおのり養殖業
2 月 1 日から 8 月 2 0 日まで
- 3

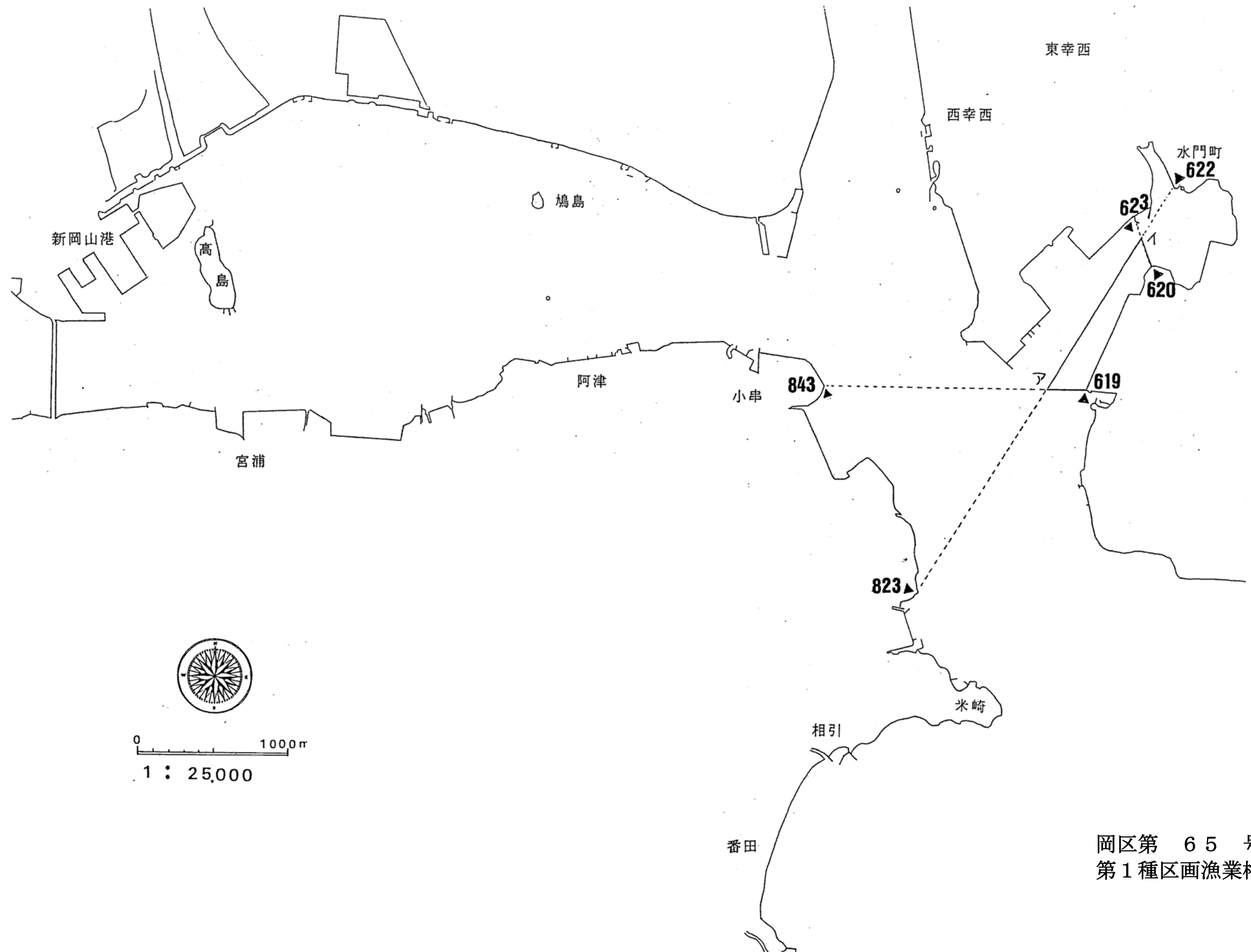
漁場の位置 岡山市東区正儀古新田地先
- 4

漁場の区域 基点第 6 1 9 号、点ア、点イ及び基点第 6 2 0 号の各点を
順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域
点の位置
基点第 6 1 9 号 岡山市東区正儀 S E C カーボン株式会社岡山工場堤
防南西端に設置した標識
基点第 6 2 0 号 岡山市東区正儀津栗鼻突端に設置した標識
基点第 6 2 2 号 岡山市東区水門町亀岩
基点第 6 2 3 号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設
置した標識
基点第 8 2 3 号 岡山市南区小串宝録山東山麓南東端に設置した標識
基点第 8 4 3 号 岡山市南区小串向小串北堤防突端に設置した標識
点ア 基点第 6 1 9 号から基点第 8 4 3 号見通し線と、基
点第 6 2 2 号から基点第 8 2 3 号見通し線との交差点
点イ 基点第 6 2 0 号から基点第 6 2 3 号見通し線号と、
基点第 6 2 2 号から基点第 8 2 3 号見通し線との交差
点
- 5

制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6

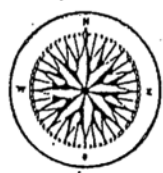
個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7

関係地区 岡山市



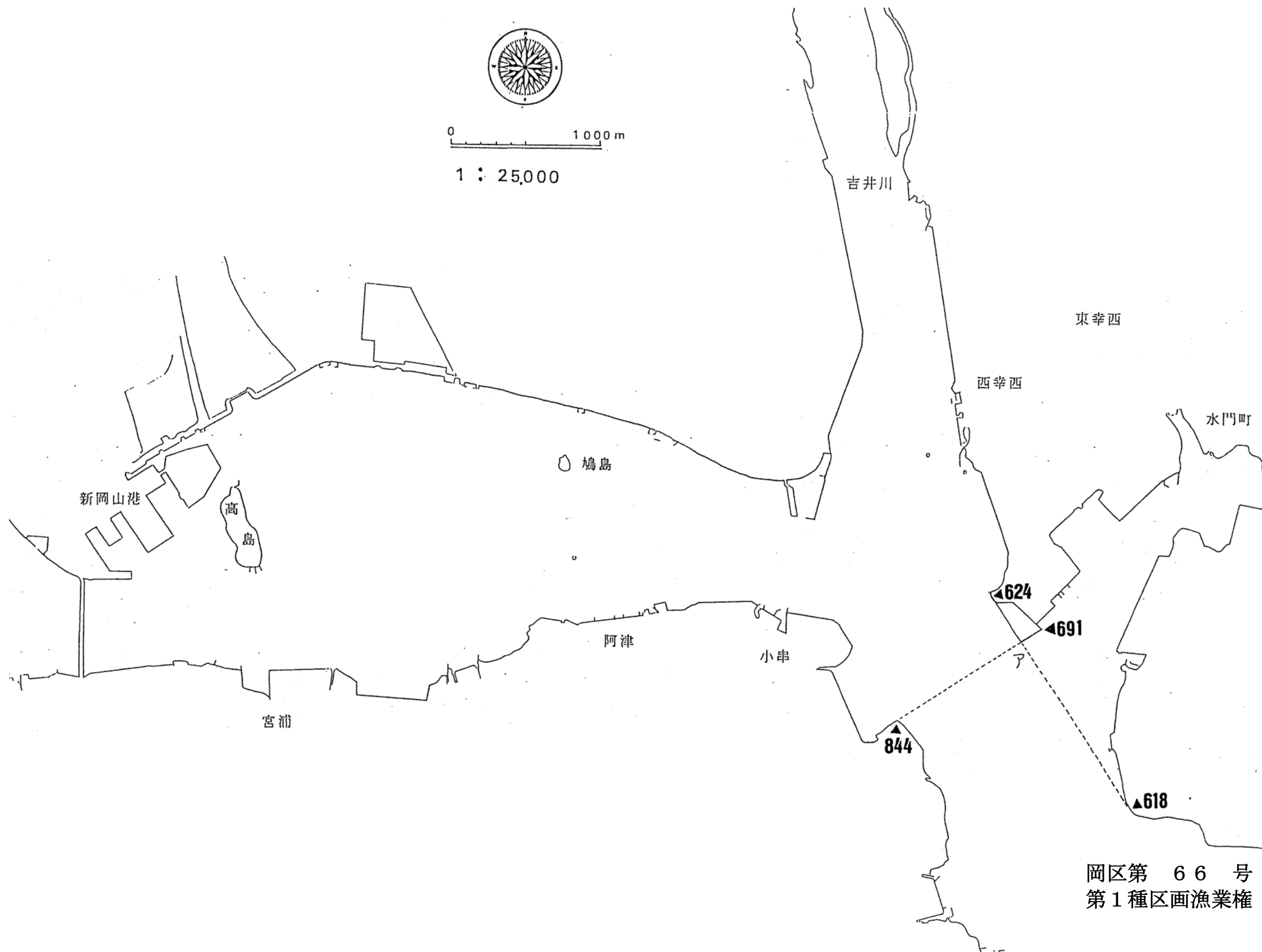
岡区第 65 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第66号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 あおのり養殖業
10月1日から翌年6月30日まで
- 3 漁場の位置 岡山市東区西幸西地先
- 4 漁場の区域 基点第624号、点ア及び基点第691号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第618号 岡山市東区正義立石鼻立石に設置した標識
基点第624号 岡山市東区西幸西外波突端大石に設置した標識
基点第691号 岡山市東区東幸西テイカ株式会社岡山工場堤防突端に設置した標識
基点第844号 岡山市南区小串向小串港護岸北角に設置した標識
点ア 基点第618号から基点第624号見通し線と、基点第691号から基点第844号見通し線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 岡山市



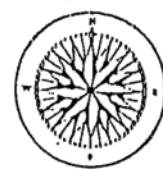
0 1000 m

1 : 25,000



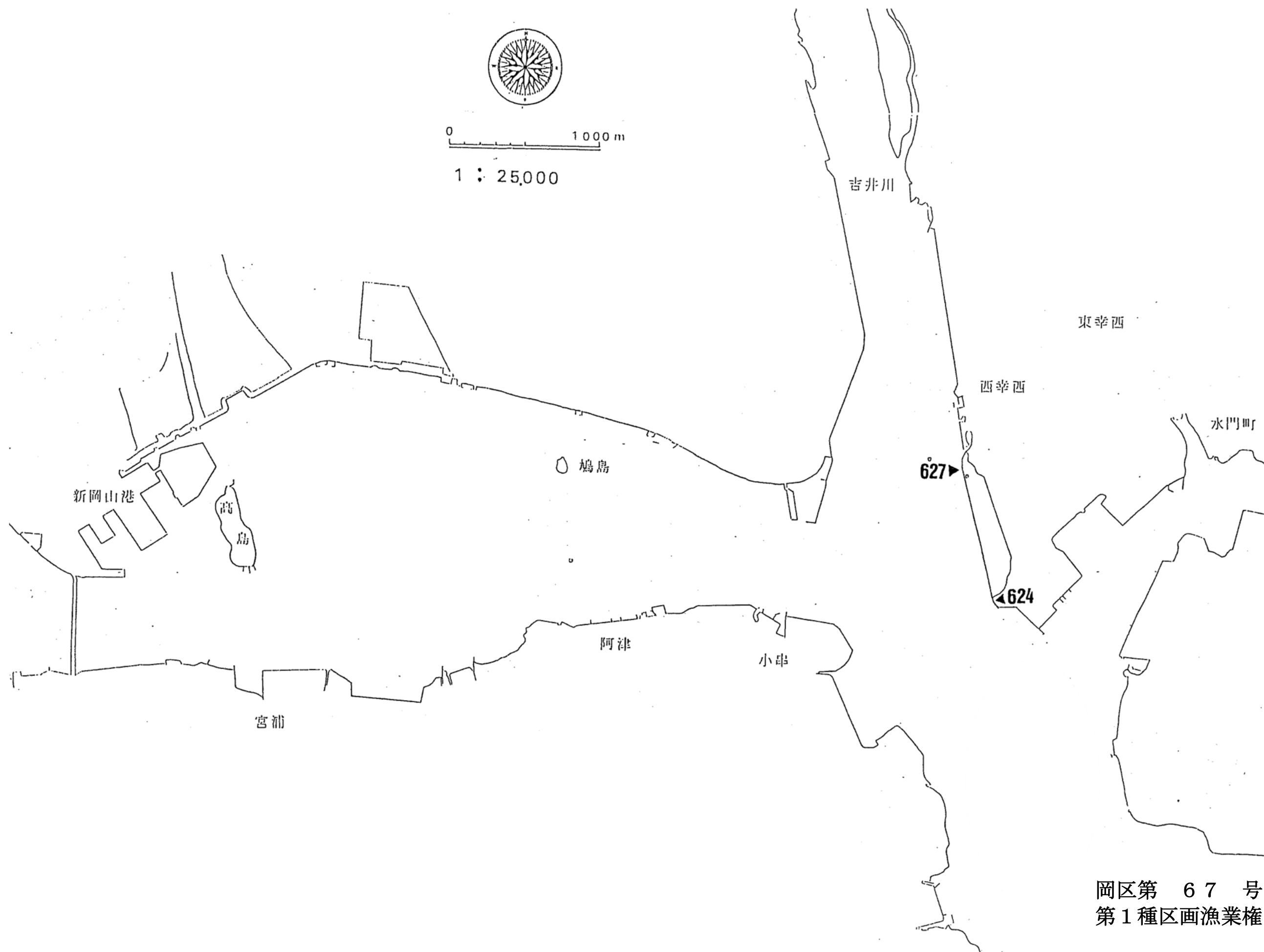
岡区第 66 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第67号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 あおのり養殖業
4月1日から翌年2月15日まで
- 3 漁場の位置 岡山市東区西幸西外波崎地先
- 4 漁場の区域 基点第624号と基点第627号を結んだ直線と最大高潮
時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第624号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識
基点第627号 岡山市東区西幸西羽島港南防波堤突端に設置した標
識
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 岡山市



0 1000 m

1 : 25,000



岡区第 67 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 6 8 号

7 関係地区 岡山市
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 あおのり養殖業
1 0 月 1 日から翌年 6 月 3 0 日まで
- 3 漁場の位置 岡山市東区九幡船入町地先
- 4 漁場の区域 基点第 6 9 6 号及び点アを結んだ直線、基点第 6 9 5 号及び点イを結んだ直線及び基点第 6 9 6 号から基点第 6 9 5 号の間における最大高潮時海岸線から沖出し 1 2 0 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第 6 2 8 号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標

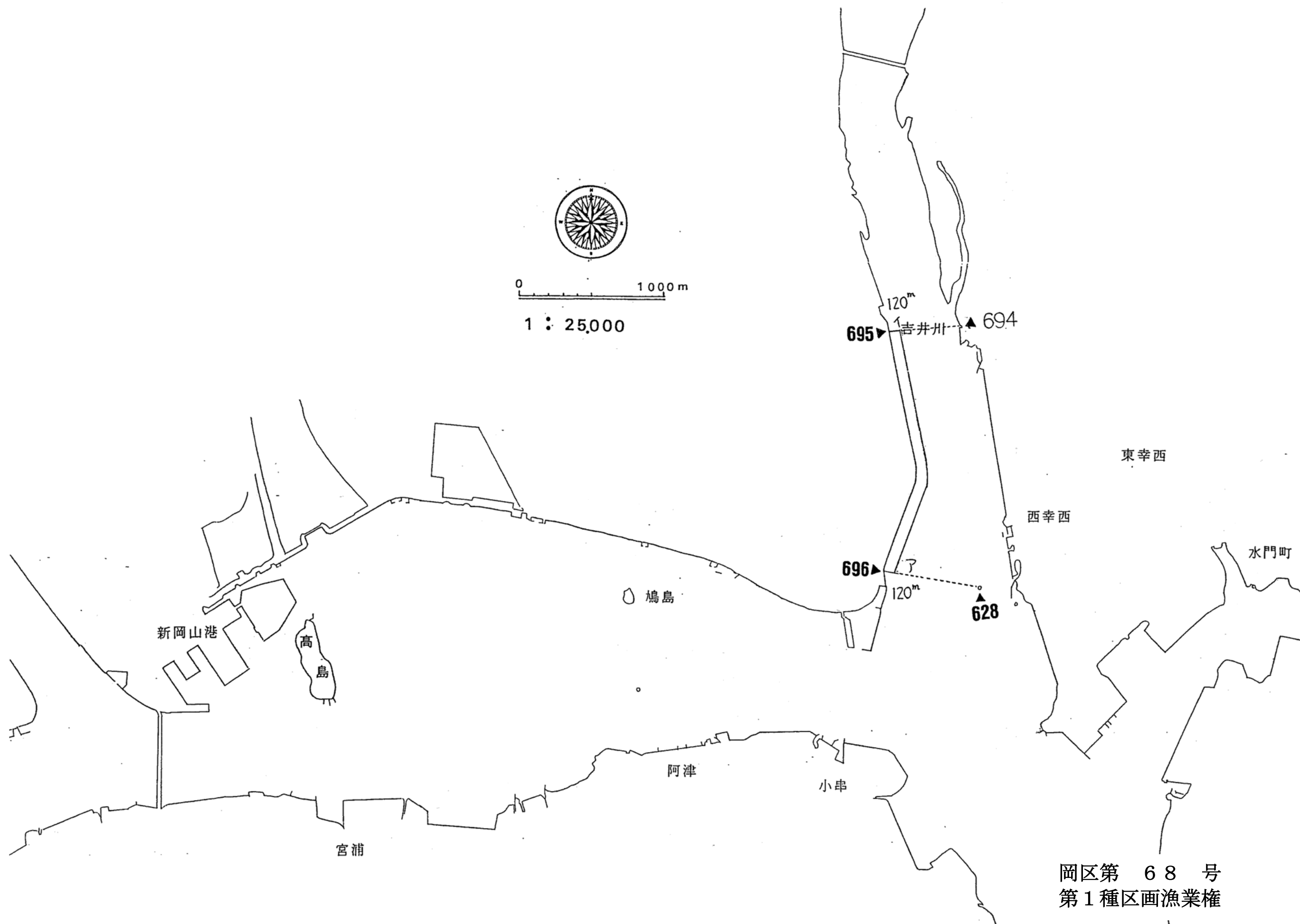
基点第 6 9 4 号 岡山市東区乙子排水機場吐出樋門北端

基点第 6 9 5 号 岡山市東区金岡東町 3 丁目日本エクスラン工業株式会社西大寺工場南端堤防内石燈籠から南へ 8 5 メートルの点に設置した標識

基点第 6 9 6 号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤基部燈籠から北へ 1 5 0 メートルの点に設置した標識

点ア 基点第 6 9 6 号から基点第 6 2 8 号見通し線上基点第 6 9 6 号から 1 2 0 メートルの点

点イ 基点第 6 9 5 号から基点第 6 9 4 号見通し線上基点第 6 9 5 号から 1 2 0 メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



岡区第 68 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 6 9 号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 あおのり養殖業
2 月 1 日から 8 月 2 0 日まで

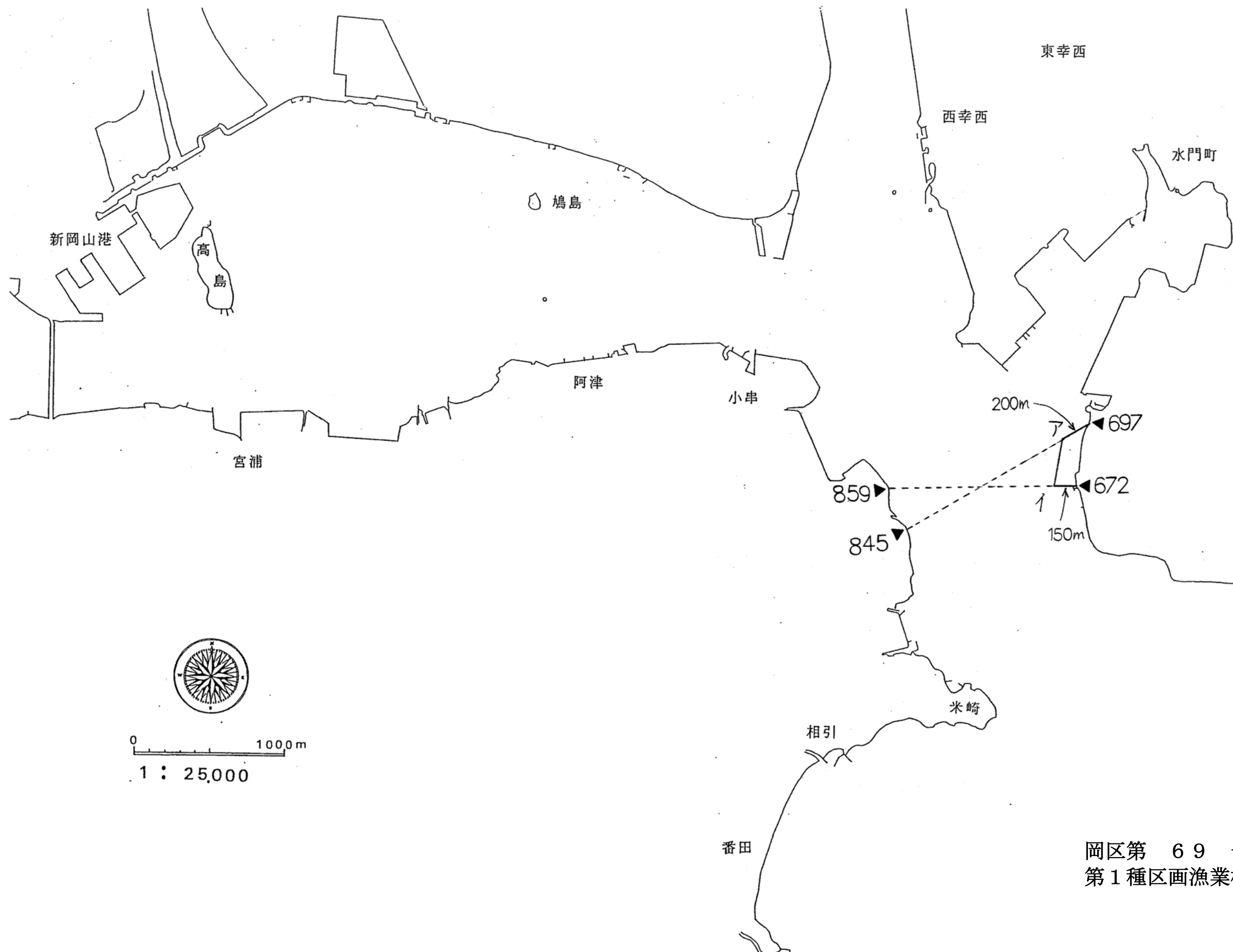
- 3 漁場の位置 岡山市東区正儀古新田地先

- 4 漁場の区域 基点第 6 9 7 号、点ア、点イ及び基点第 6 7 2 号の各点を
順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域
点の位置
基点第 6 7 2 号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西端に設置し
た標識
基点第 6 9 7 号 岡山市東区正儀 5 0 8 1 － 2 地先護岸曲がり角に設
置した標識
基点第 8 4 5 号 岡山市南区小串タコウダ鼻突端に設置した標識
基点第 8 5 9 号 岡山市南区小串スカ鼻突端に設置した標識
点ア 基点第 6 9 7 号から基点第 8 4 5 号見通し線上基点
第 6 9 7 号から 2 0 0 メートルの点
点イ 基点第 6 7 2 号から基点第 8 5 9 号見通し線上基点
第 6 7 2 号から 1 5 0 メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 岡山市



岡区第 69 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第70号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで

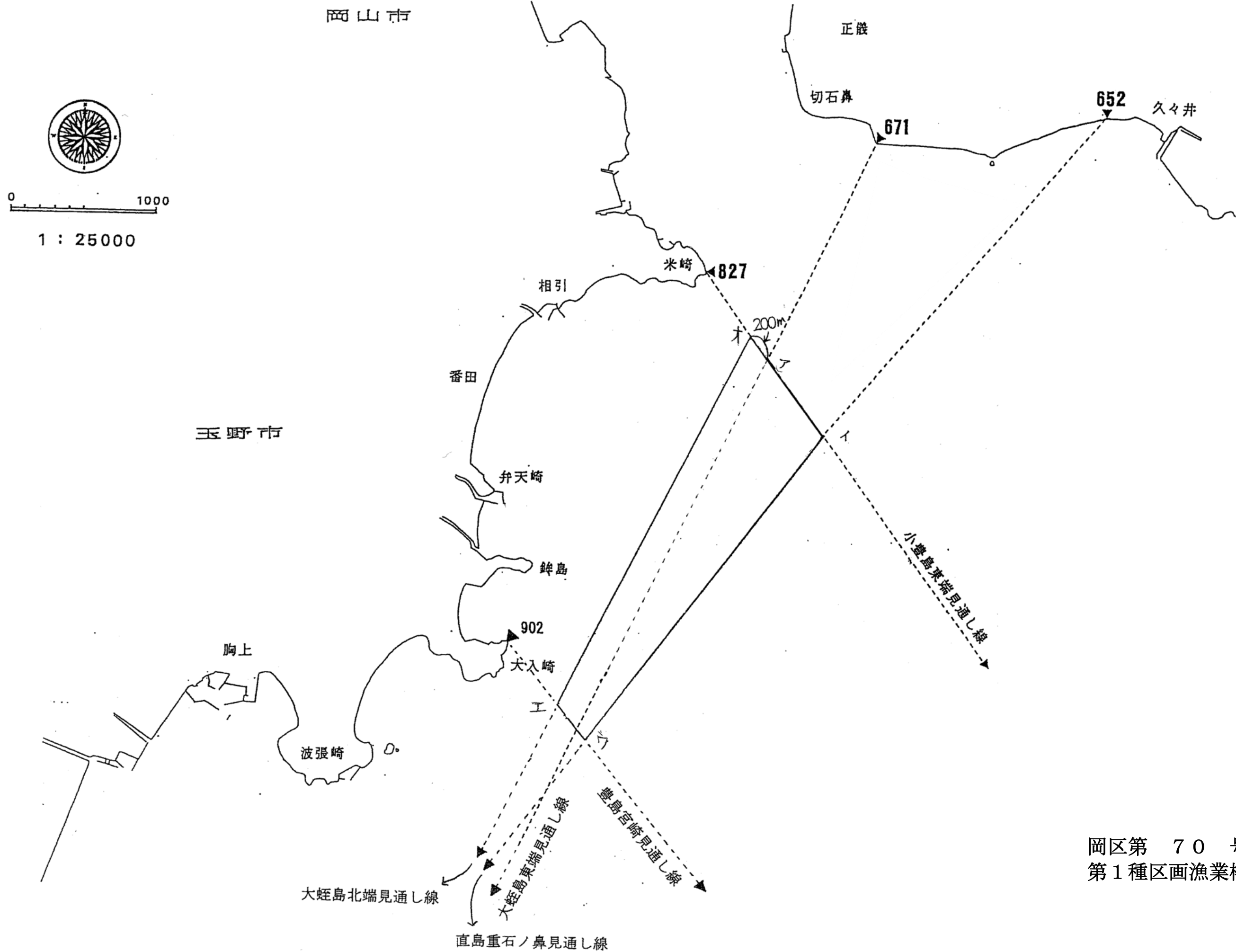
3 漁場の位置 岡山市南区小串米崎相引及び玉野市番田地先

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点エ、点オ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第652号 岡山市東区久々井宮ノ鼻南端に設置した標識
基点第671号 岡山市東区正儀鰈埼突端に設置した標識
基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台
基点第902号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識
点ア 基点第671号から玉野市大蛭島（筏島）東端見通し線と、基点第827号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点
点イ 基点第652号から玉野市出崎船越高見通し線と、基点第827号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点
点ウ 点イから香川県香川郡直島町直島重石ノ鼻見通し線と、基点第902号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎見通し線との交差点
点エ 点オから玉野市大蛭島（筏島）北端見通し線と、基点第902号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎見通し線との交差点
点オ 点アから基点第827号見通し線上点アから200メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

7 関係地区 岡山市南区小串、阿津、玉野市番田、胸上、山田、沼



岡区第 70 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第71号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで

3 漁場の位置 玉野市番田地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。
（1）基点第914号、点ア、点イ及び基点第838号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第671号 岡山市東区正義片岡別荘鼻（鰈埼）突端に設置した標識
基点第838号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識
基点第854号 岡山市南区小串米崎南端に設置した標識
基点第914号 玉野市番田・胸上界吉浦海岸堤防上に設置した標識
基点第1004号 玉野市沼出崎東端に設置した標識
点ア 基点第671号から基点第1004号見通し線と、基点第914号から真方位139度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線）との交差点
点イ 基点第854号から点ア見通し線と、基点第838号から真方位152度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線）との交差点

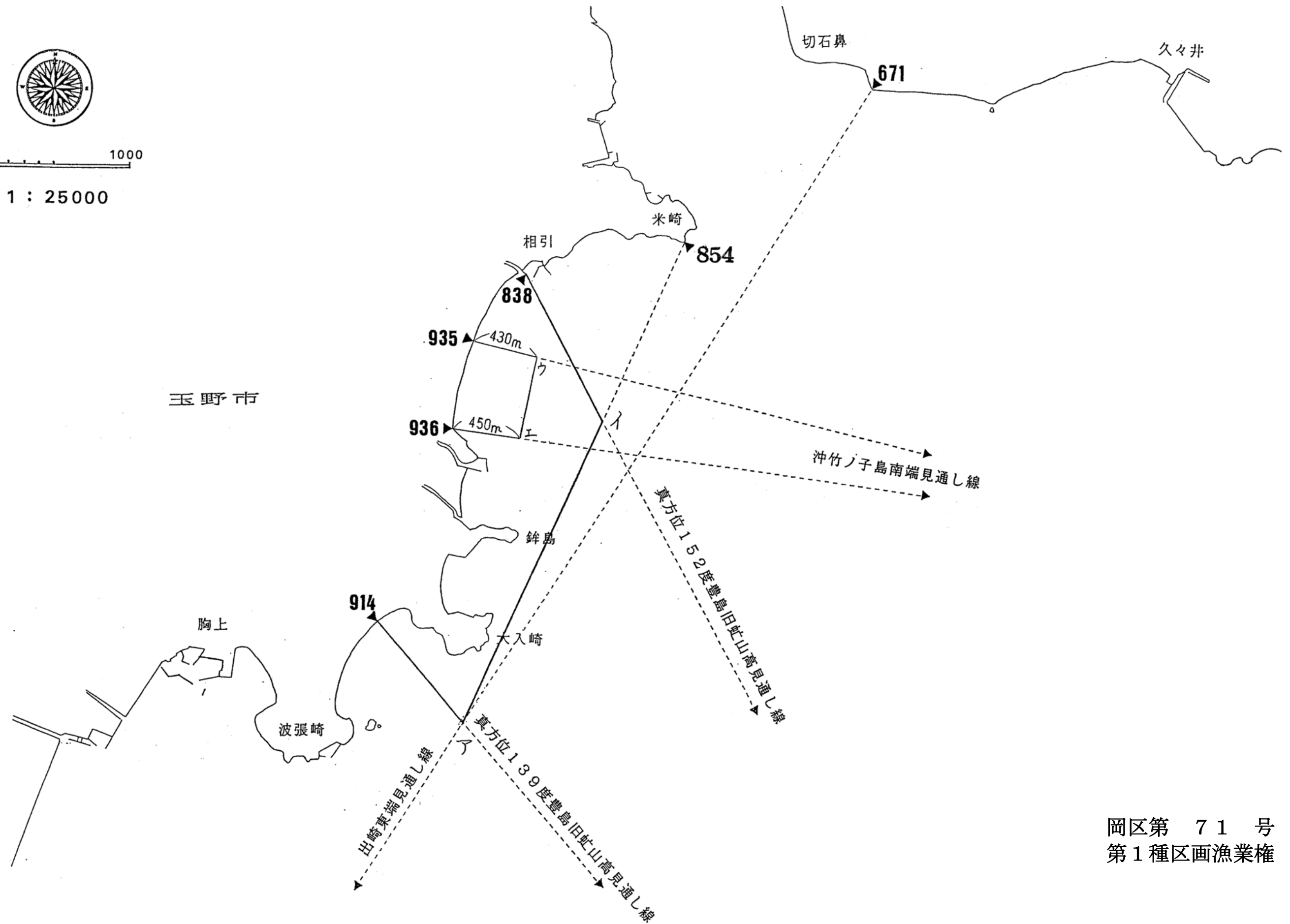
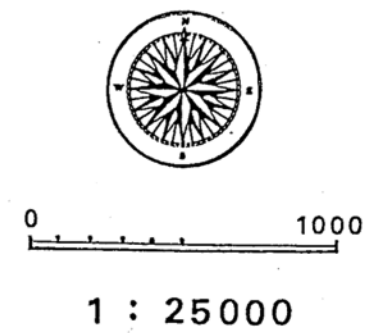
（2）基点第935号、点ウ、点エ及び基点第936号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
点の位置
基点第935号 玉野市番田字鍋脇2972番地先に設置した標識
基点第936号 玉野市番田字鍋脇2937番地先に設置した標識

点ウ 基点第935号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第935号から430メートルの点
点エ 基点第936号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第936号から450メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

7 関係地区 玉野市番田



岡区第 71 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第72号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
10月1日から翌年4月10日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島西地先（長州）

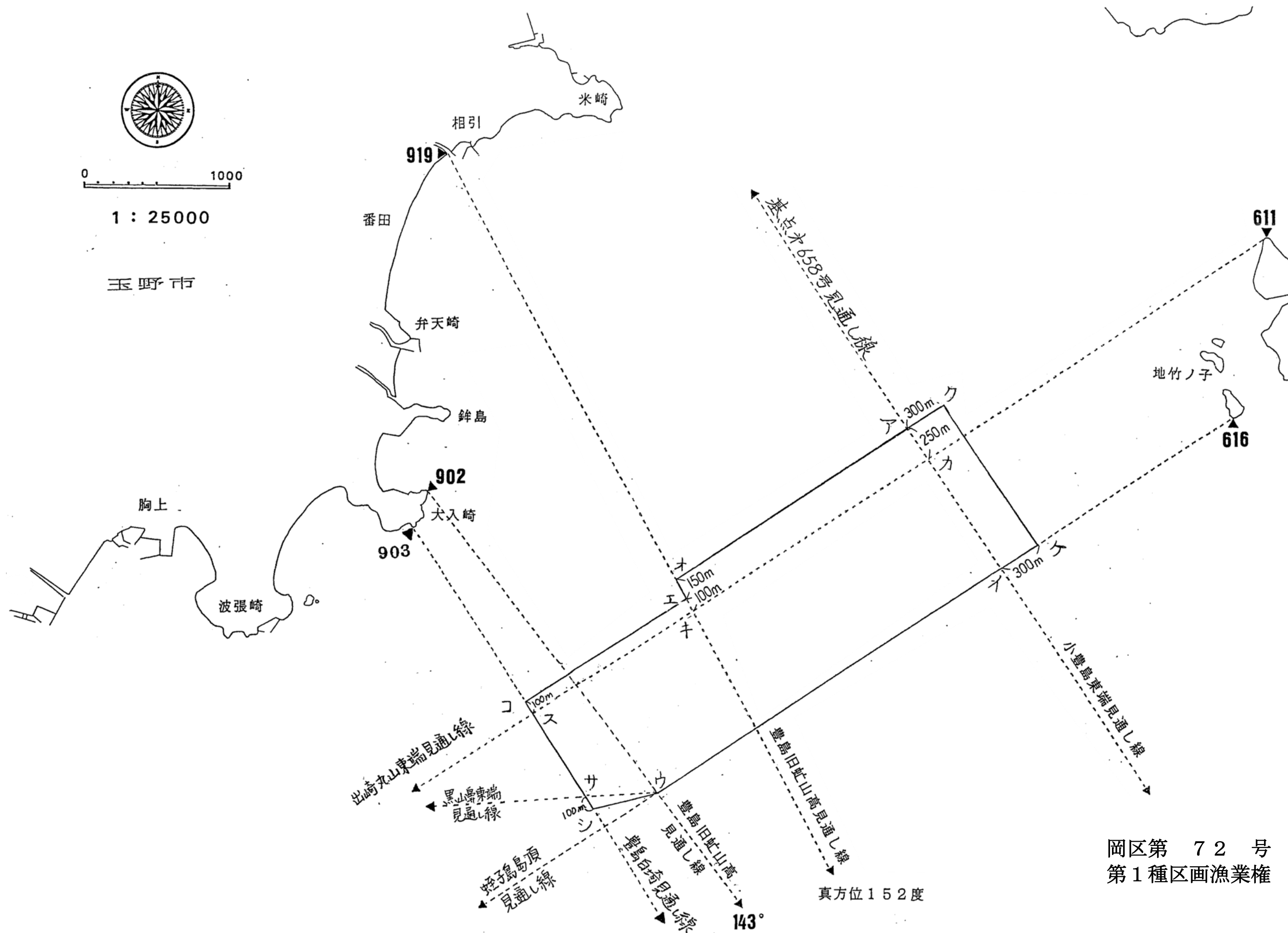
4 漁場の区域 点コ、点サ、点ウ、点セ、点シ、点オ、点カ及び点コの各
点を順次結んだ7直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第611号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識
基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識
基点第658号 岡山市東区九幡九幡港東防波突端南東端角に設置し
た標識
基点第902号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識
基点第903号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識
基点第919号 玉野市番田相引川右岸河口えん堤北東端角に設置し
た標識
点ア 点カから基点第658号見通し線上点カから250
メートルの点
点イ 基点第658号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端
見通し線と、基点第616号から玉野市小蛭島（蛭子
島）島頂見通し線との交差点
点ウ 基点第902号から真方位143度見通し線（香川
県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線）と、基点第6
16号から玉野市小蛭島（蛭子島）島頂見通し線との
交差点
点エ 点キから基点第919号見通し線上点キから100
メートルの点
点オ 点キから基点第919号見通し線上点キから250
メートルの点

点カ 基点第658号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端
見通し線と、基点第611号から玉野市沼出崎丸山東
端見通し線との交差点
点キ 基点第919号から真方位152度見通し線（香川
県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線）と、基点第6
11号から玉野市沼出崎丸山東端見通し線との交差点
点ク 点オから点ア見通し延長線上点アから300メート
ルの点
点ケ 点イから基点第616号見通し線上点イから300
メートルの点
点コ 点スから基点第903号見通し線上点スから100
メートルの点
点サ 点ウから玉野市沼黒山鼻東端見通し線と、基点第9
03号から香川県小豆郡土庄町豊島白埼見通し線との
交差点
点シ 点サから香川県小豆郡土庄町豊島白埼見通し線上点
サから100メートルの点
点ス 基点第611号から玉野市沼出崎丸山東端見通し線
と、基点第903号から香川県小豆郡土庄町豊島白埼
見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

7 関係地区 玉野市胸上、山田、沼、番田、岡山市南区小串、阿津、岡山
市東区久々井、宝伝、犬島、正儀



岡区第 72 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第 7 3 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 のり養殖業
1 0 月 1 日から翌年 4 月 1 0 日まで

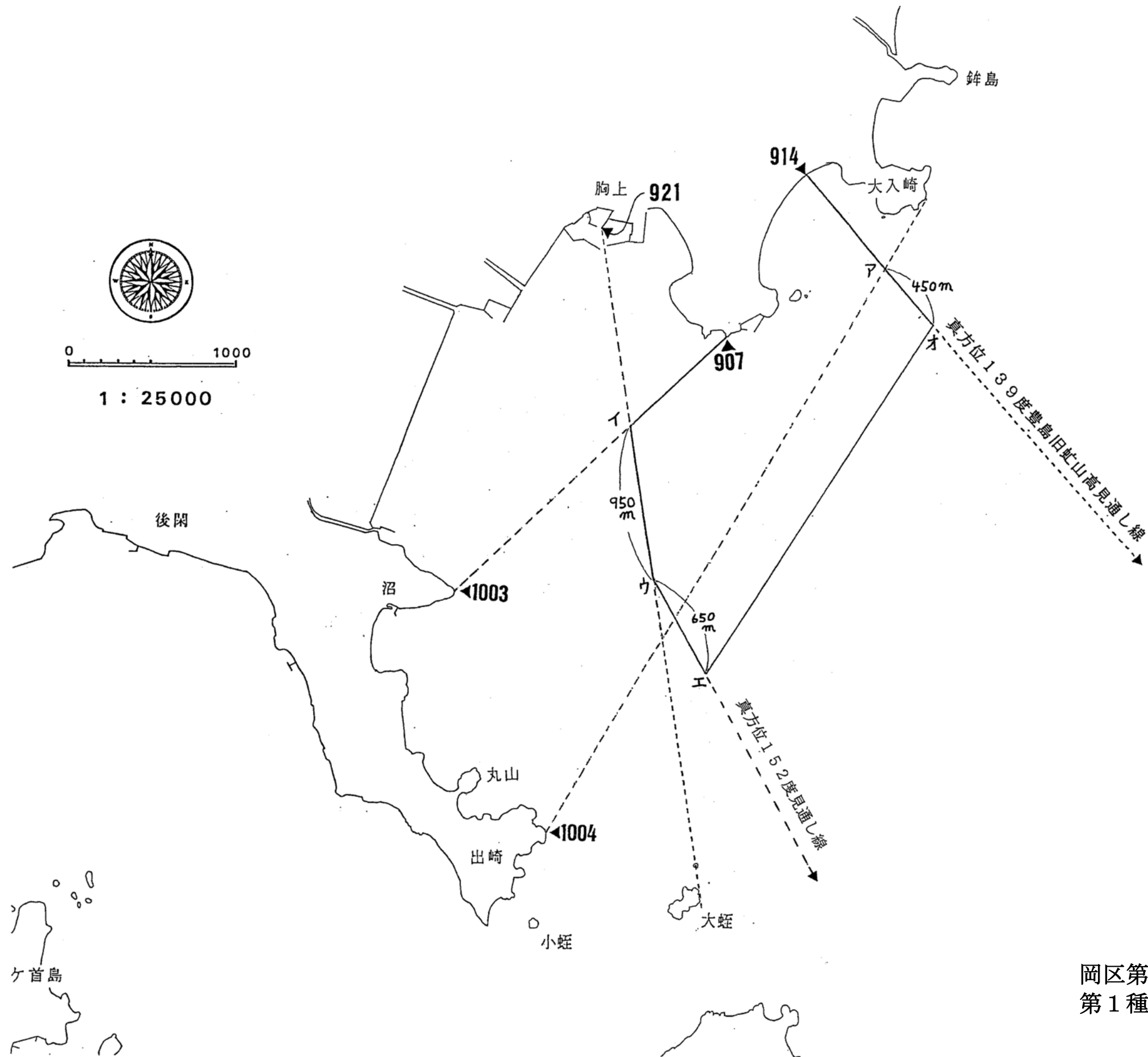
3 漁場の位置 玉野市胸上地先

4 漁場の区域 基点第 9 0 7 号、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点第 9 1 4 号を順次結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 9 0 7 号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識
基点第 9 1 4 号 玉野市番田・胸上界吉浦海岸堤防上に設置した標識
基点第 9 2 1 号 玉野市胸上山田港東防波堤南端に設置した標識
基点第 1 0 0 3 号 玉野市沼黒山鼻突端に設置した標識
基点第 1 0 0 4 号 玉野市沼出崎東端に設置した標識
点ア 基点第 9 1 4 号から真方位 1 3 9 度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線）と、基点第 1 0 0 4 号から玉野市番田大入崎東南端見通し線との交差点
点イ 基点第 9 2 1 号から玉野市大蛭島（筏島）東端見通し線と、基点第 9 0 7 号から基点第 1 0 0 3 号見通し線との交差点
点ウ 点イから玉野市大蛭島（筏島）東端見通し線上点イから 9 5 0 メートルの点
点エ 点ウから真方位 1 5 2 度見通し線上点ウから 6 5 0 メートルの点
点オ 点アから真方位 1 3 9 度見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線）上点アから 4 5 0 メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

7 関係地区 玉野市胸上、山田、沼



岡区第 73 号
第 1 種区画漁業権

- 1

免許番号 岡区第 7 4 号
- 2

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種区画漁業 のり養殖業
1 0 月 1 日から翌年 4 月 1 0 日まで
- 3

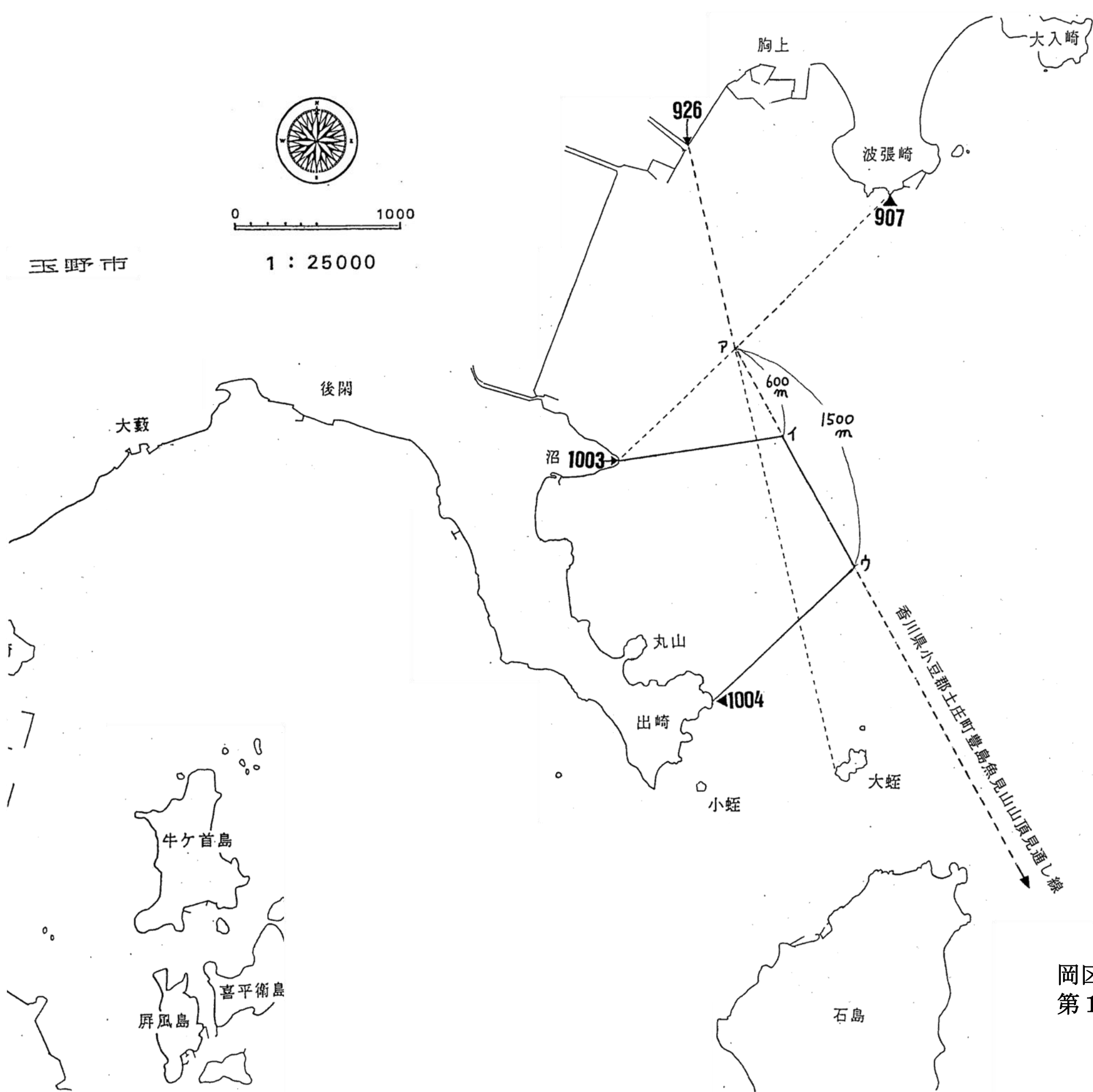
漁場の位置 玉野市沼出崎地先
- 4

漁場の区域 基点第 1 0 0 3 号、点イ、点ウ及び基点第 1 0 0 4 号の各
点を順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ
た区域
点の位置
基点第 9 0 7 号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識
基点第 9 2 6 号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社才崎埋立地南端角
に設置した標識
基点第 1 0 0 3 号 玉野市沼黒山鼻突端に設置した標識
基点第 1 0 0 4 号 玉野市沼出崎東端に設置した標識
点ア 基点第 9 0 7 号から基点第 1 0 0 3 号見通し線
と、基点第 9 2 6 号から玉野市大蛭島（筏島）西端見
通し線との交差点
点イ 点アから香川県小豆郡土庄町豊島魚見山山頂見通
し線上点アから 6 0 0 メートルの点
点ウ 点アから香川県小豆郡土庄町豊島魚見山山頂見通
し線上点アから 1 , 5 0 0 メートルの点
- 5

制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6

個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7

関係地区 玉野市胸上、山田、沼



岡区第 74 号
第1種区画漁業権